

平成28年せたな町議会決算審査特別委員会 第1号

平成28年9月26日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名委員の指名について
- 2 委員長の互選について
- 3 副委員長の互選について

○出席委員（10名）

委員長 大野 一男 君	副委員長 平澤 等 君
委員 細川 伸男 君	委員 神田 和浩 君
委員 江上 恭司 君	委員 本多 浩 君
委員 石原 広務 君	委員 榊田 道廣 君
委員 真柄 克紀 君	委員 熊野 主税 君

○欠席委員（0名）

- 1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 横川 洋二 君
事務局 次長 丹羽 小百合 君
事務局 総務係 原田 翔太 君

開会 午後４時２９分

○議会事務局長（横川洋二君） 本日の決算審査特別委員会には委員長が選出されておられません。選出されるまでの間、委員会条例第９条第２項の規定により、年長議員が委員長職務を行うことになっております。出席委員中、江上委員が年長委員ですので江上委員に臨時委員長をお願いいたします。江上委員委員長席にお付き願います。

正副委員長に選任された方は、臨時委員長から当選の告知をしますので、この際には当選の承諾の挨拶をお願いいたします。

○臨時委員長（江上恭司君） それでは私が臨時委員長として委員長が決まるまで行います。

委員会条例の定めるところにより、臨時に委員長の職務を行います。

よろしくお願いいたします。

委員全員が出席し定足数に達しております。

本特別委員会は成立しました。

これによりせたな町議会決算審査特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

整理番号第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、臨時委員長において、神田和浩委員、本多浩委員を指名いたします。

なお、この指名は本特別委員会開会中の指名といたします。これでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

整理番号第２、委員長の互選を行います。

互選方法についてお諮りいたします。

全員協議会で確認のとおり、投票によって行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時委員長（江上恭司君） 異議なしと認め、委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。

委員会室の出入り口を閉めます。

（委員会室閉鎖）

○臨時委員長（江上恭司君） ただ今の出席委員は１０名です。

次に、立会人を指名いたします。

臨時委員長において、立会人に石原委員、梶田委員を指名いたします。

投票用紙を配付してください。

（投票用紙配付）

○臨時委員長（江上恭司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時委員長（江上恭司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時委員長（江上恭司君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

ただ今から投票を行います。1番席の方から順次投票願います。

(投票)

○臨時委員長（江上恭司君） 投票漏れはありませんか。

(「はい」と言う者あり)

○臨時委員長（江上恭司君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

石原委員、梶田委員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時委員長（江上恭司君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席委員数と符合しています。

そのうち、有効投票10票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、大野君10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、大野委員が委員長に当選されました。

会場の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○臨時委員長（江上恭司君） ただ今委員長に当選された大野一男委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

大野委員。

○委員長（大野一男君） ただ今、決算審査特別委員会の委員長の要職を仰せつかりました。謹んでお受けいたします。誠心誠意議事進行努めますので議員各位の協力をよろしくお願い申し上げます。

○臨時委員長（江上恭司君） これで臨時委員長の職務は全部終了いたしました。

ご協力ありがとうございます。

大野委員長と代わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時36分

再開 午後 4時37分

○委員長（大野一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

整理番号第3、副委員長の互選を行います。

互選方法についてお諮りいたします。

副委員長の互選方法も投票により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○委員長(大野一男君) 異議なしと認め、副委員長の互選方法は投票で行うことに決しました。
委員会室の出入り口を閉めます。

(委員会室閉鎖)

○委員長(大野一男君) ただ今の出席委員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

委員長において立会人に、石原委員、梶田委員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○委員長(大野一男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(大野一男君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○委員長(大野一男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載ください。

ただ今から投票を行います。1番席の方から順次投票願います。

(投票)

○委員長(大野一男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○委員長(大野一男君) 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。

石原委員、梶田委員、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○委員長(大野一男君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは出席委員数と符合しています。

そのうち、有効投票10票、無効投票はありませんでした。

有効投票のうち、平澤等委員10票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、平澤等委員が副委員長に当選されました。

会場の出入り口を開きます。

(委員会室開鎖)

○委員長（大野一男君） ただ今副委員長に当選されました平澤委員が会場におられますので、当選の告知をいたします。

○副委員長（平澤 等君） 全員の方の推挙をいただきまして副委員長の使命を受けることになりました。副委員長の職務職責を十分果たし、円滑な決算委員会を進めてまいりたいと思いますので、皆さん方の協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長（大野一男君） 本日の本特別委員会はこれで休会とします。

再開予定ですが、審査については第3回定例会閉会後の継続審査となりますので、議長と正副委員長とまちとの協議の上、日程を決め各位に通知いたしますのでよろしくお願いいたします。再開場所は議場といたします。

○副委員長（平澤 等君） 何か注文なかったんですか。

○委員長（大野一男君） 注文ですか。別段ないですけども。何か諮りますか。

○委員（江上恭司君） 委員長、副委員長決めたから…

○議会事務局長（横川洋二君） そこは決めるだけなんで。

○委員長（大野一男君） 以上で本日の本特別委員会は散会いたします。

ご苦勞様でした。

散会 午後 4時43分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成29年1月 日

臨時委員長

委員長 大野 一 男

署名委員 神 田 和 浩

署名委員 本 多 浩

平成28年せたな町議会決算審査特別委員会 第2号

平成28年11月10日（木曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 認定第 1号 平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 6号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 7号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 8号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第 9号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第10号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 11 認定第11号 平成27年度せたな町病院事業会計決算について

○出席委員（9名）

委員長	大野 一男 君	副委員長	平澤 等 君
委員	細川 伸男 君	委員	神田 和浩 君
委員	本多 浩 君	委員	石原 広務 君
委員	梶田 道廣 君	委員	真柄 克紀 君
委員	熊野 主税 君		

○欠席委員（1名）

委員 江上 恭司 君

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高 橋 貞 光 君
教育委員会	委員長	田 井 重 久 君
農業委員会	会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会	委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間	正 君
監査委員	大 湯 圓 郷 君	

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野	利	廣	君
総務課長	高原	晋	進	君
まちづくり推進課長	西村	正	悟	君
財政課長	佐々木		則	君
税務課長	樋口		靖	君
町民児童課長	吉崎	照	人	君
保健福祉課長	福士	裕	継	君
農務課長	佐藤	英	美	君
水産林務課長	松村		悟	君
建設水道課長	丹羽		優	君
会計管理者	関	功	悦	君
国保病院事務局長	横川		忍	君
総務課長補佐	高橋		純	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世	紀	君
財政課長補佐	神田		昌	君
税務課長補佐	佐々木	正	人	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美		君
町民児童課長補佐	坂谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	西田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬	二	君
水産林務課長補佐	八木	忠	義	君
建設水道課長補佐	松本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中川		讓	君
総務課主幹	濱登	幸	恵	君
まちづくり推進課主幹	吉田	有	哉	君
財政課主幹	黒澤	美知	子	君
地域包括支援センター所長	長内		京	君
農務課主幹	河原	泰	平	君
農務課主幹	三浦	剛	大	君
農業センター副所長	沼口	英	樹	君
水産林務課主幹	手塚	清	人	君
大成水産種育苗センター副所長	栄田	武	志	君
建設水道課主幹	久津間		智	君
建設水道課主幹	上田	一	男	君
国保病院事務局主幹	伊勢	千佳	子	君

總務係長	小	林	和	仁	君
防災係長	齊	藤	哲	章	君
広報統計係長	伊	藤	哲	史	君
財政政入札係長	尾	野	裕	也	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
課税係長	尾	野	真	也	君
徴収係長	伊	瀬		亮	君
戸籍年金係長	萩	原	千	明	君
国保医療係長	中	山	康	春	君
保育士係長	尾	野	朋	美	君
社会福祉係長	竹	内	亜	希	君
障がい福祉係長	松	原	孝	樹	君
保健推進係長	古	守	亜	珠	君
保健推進係長	垣	本	利	子	君
包括支援係長	今	川	勇	吾	君
地域支援係長	阪	下	克	哉	君
農政係長	長	内	解	人	君
水産係長	藤	井	卓	也	君
林業係長	川	上	佳	隆	君
大成水種育苗センター業務係長	池	田	裕	之	君
管理係長	井	村	裕	行	君
水道係長	大	野	秀	幸	君
上下水道係長	鈴	木	涼	平	君
管財係長	金	澤	喜	嗣	君
出納係長	山	川	彩	子	君
給食係長	林		そ	の	君

《大成総合支所》

支所	長	佐	野	英	也	君
次	長	沖	崎	孝	純	君
次	長	萩	原	勝	幸	君
国保病院大成診療所事務長		古	守	幸	治	君
主幹	幹	浜	高	正	明	君
主幹	幹	谷	川	一	志	君
大成保育園長	長	國	井	美	千	君
庶務係長	長	藤	谷	知	昭	君
福祉係長	長	藤	谷		希	君

産 業 係 長	水 野 万 寿 夫 君
建 設 水 道 係 長	高 橋 真 一 君
保 育 士 係 長	加 茂 秀 子 君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	中 村 良 則 君
次 長	濱 口 喜 秋 君
主 幹	増 田 和 彦 君
養護老人ホーム三杉荘所長	上 野 宏 行 君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀 英 治 君
瀬 棚 保 育 所 長	沼 口 恵 子 君
国保病院瀬棚診療所事務長	古 畑 英 規 君
庶 務 係 長	栗 谷 一 樹 君
住 民 係 長	稲 船 奈 穂 子 君
福 祉 係 長	山 本 亨 君
産 業 係 長	油 谷 好 彦 君
建 設 水 道 係 長	小 池 秀 樹 君
保 育 士 係 長	本 田 和 矢 君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠 中 悦 子 君
保 育 士 係 長	本 田 和 矢 君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成 田 円 裕 君
教育委員会事務局長	高 田 威 君
教育委員会事務局次長	上 野 朋 広 君
教育委員会事務局次長	杉 村 彰 君
瀬棚教育事務所長	三 浦 孝 史 君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田 郁 美 君
大成教育事務所長	杉 村 輝 明 君
総 務 係 長	近 藤 智 博 君
社 会 教 育 係 長	奥 村 大 樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小 板 橋 司 君
---------	-----------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
-------	-------

書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 横 川 洋 二 君

事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君

事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

開議 午前 10 時 00 分

○委員長（大野一男君） おはようございます。

江上委員から欠席届、熊野委員から遅刻届の提出がそれぞれあります。

出席委員 8 名で定数に達していますので、決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより、本委員会に付託された平成 27 年度各会計歳入歳出決算の認定第 1 号から第 11 号までの審査に入ります。

お諮りいたします。

議案配付から相当期間が経過しており、各委員におかれましては内容を十分調査されているものと思いますので、説明は配付済み資料、決算に係る主要な施策の成果に関する報告書により、副町長、財政課長、税務課長に概要説明を求め、一般会計の審査は、歳出から配付済み資料の報告書により 2 款ごとに担当課長の説明を求め、2 款ごとに質疑を受け、2 款ずつ進め、続いて、歳入の説明は求めず、歳入全款一括で質疑を受け、終了後、歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。また、特別会計も歳入の説明は求めず、歳出は配付済み資料の報告書により全款一括担当課長の説明を求め、質疑は歳入歳出全款一括で質疑を行い、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認め、そのように取り進めることにします。

説明員に申し上げます。説明及び答弁は、挙手を行い発言の許可を受けてから行ってください。

各委員の皆さんに申し上げます。質疑は発言許可のあと、質疑内容が明確になるよう決算書あるいは資料のページを示してから簡略に発言するようにお願いいたします。

それでは、これより付託案件の審査に入ります。

決算に係る主要な施策の成果に係る報告書等により、施策の成果等について副町長、財政課長、税務課長に概要の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは、平成 27 年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書でございます。1 ページ平成 27 年度決算に係る主要な施策の成果であります。平成 27 年度の我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を柱とする経済財政政策の推進により雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調が続いています。こうした状況の下、政府は希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障の実現に向け 11 月に 1 億総活躍社会の実現に向けて、緊急に実施すべき対策を取りまとめました。雇用・所得環境が改善する中、緊急対策等の効果もあつて景気は緩やかな回復に向かうことが見込まれております。当町の基幹産業である農業においては、平成 27 年度ですが春先から好天に恵まれ、作物の生育並びに農作業が順調に進み、基幹作物の水稲においては作況指数で北海道 104、檜山管内では 101 の平年並みの作柄となり、平成 2

6年と比較して未熟粒米などの品質低下が大変少ない年となりました。

水産業においては主要魚種であるスルメイカが大幅な漁獲減となったことから、総体的な水揚げが減少となりました。しかし魚種別で見ますと、ウニやナマコなど前浜資源については、平成26年に引き続き高価格で推移したほか、秋サケの水揚げが4年ぶりに1億円を超え、ヤリイカが豊漁となるなど近年にない状況も見られております。

総じて当町においては、人口の減少や少子高齢化の進展など、まちを取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、合併10周年、節目の年として、まちが将来に向かって更なる飛躍をめざし、一層の一体感を高めるため記念祝賀会をはじめ、ラジオ体操、みんなの体操会のほか、町民の皆様から提案事業として、せたなライドなどの事業を展開してまいりました。

また旧町から引き継いだ約212億円の起債残高は、縁故債の繰上償還や高金利の起債を繰上償還することにより、平成27年度末で約135億円となり、10年間で約77億円の削減を図ることができました。これらのさまざまな取り組みができたことは、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力の賜物と厚くお礼を申し上げる次第であります。まちの貴重な財源である地方交付税につきましては、合併町の優遇措置である合併算定替の特例期間が平成27年度をもって終了し、今後段階的に縮減され一本算定へと移行することとなりますが、それに伴う大幅な財源の減額や今後の人口減による更なる減額を見据え、第2次行政改革大綱に基づき引き続き職員一丸となって行政改革に取り組んでまいります。

平成27年度予算の執行にあたりましては、議決をいただいた趣旨に背くことなく適正な執行に努めてきたところであり、ここに平成27年度の各会計決算の認定を求めるにあたり、主要な施策の成果についてご報告を申し上げます。

なお、各施策の内容につきましては、2ページから10ページに記載しておりますが、朗読は省略をさせていただきます。

○委員長（大野一男君） 財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 11ページでございます。平成27年度決算の健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の内容につきましては、9月26日の第3回議会定例会本会議におきまして報告第1号、第2号で説明をいたしましたので説明を省略いたしますので、ご了承をいただきたいと思います。

次にその他の財政指標といたしまして、経常収支比率でございますが平成27年度は82.3%と前年度より4.1%を改善してございます。この主な要因でございますが、地方消費税交付金が前年度より7,330万円の増、公債費の支出が3,544万6,000円減となったことによるものでございます。

続いて公債費負担比率ですが、平成27年度は21.5%と前年度より0.1%改善してございますが、引き続き危険ラインを越えているところでございます。こうしたことから引き続き今後におきましても、健全な財政運営に努めていかなければならないところでございます。税の徴収率につきましては、現年度分で平成27年度は98.8%と前年度と同じでございます。

次に12ページでございます。第1表平成27年度各会計別歳入歳出決算額総括表でございます。特別会計と病院事業会計につきましては、後ほど各会計ごとに説明をいたしますので、一般会計について説明を申し上げます。平成27年度一般会計の収支差引きでは4億9,001万6,000円の歳計剰余金が生じてございます。この剰余金につきましては備考欄に記載のとおり繰越明許費財源として1億7,616万3,000円を平成28年度に繰越しをいたしまして、剰余金の2分の1以上の額、2億1,385万3,000円を基金条例第4条第2項の規定に基づきまして財政調整基金に積み立てたところでございます。したがって1億円を平成28年度に繰越いたしました。

次に13ページでございます。第2表平成27年度一般会計款別決算額構成比調べでございます。歳入歳出の主なものについて説明を申し上げます。最初に歳入でございますが、1款町税、構成費は6.5%と前年度の7%から0.5%低くなってございます。9款地方交付税でございますが、構成比は59.6%と歳入の半分以上を占めているところでございます。前年度は62.3%でございましたので2.7%低くなってございます。額では5,450万円の減となっております。

20款町債でございますが前年度は8億3,640万円の借入れでございましたが、平成27年度は大成、瀬棚総合支所改修事業、消防庁舎建設事業などにより借入額が増えたところでございます。また臨時財政対策債の借入れを抑制いたしましたが、結果的に借入額は前年度より3億1,030万円増えてございます。

続いて歳出でございますが、2款総務費でございますが、構成比は12.4%と前年度の7.7%から4.7%と高くなってございまして、額では4億5,852万9,000円の増となっております。

11款公債費でございますが、構成比では17.5%で償還額は16億6,396万1,000円となっております。

12款職員給与費は構成比で12.7%でございます。経常的な経費でございます。

11款公債費と12款職員給与費を合わせますと30.2%でございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） 続きまして14ページをお開きください。平成27年度町税収納状況について説明させていただきます。第3表の一、これは徴収率で説明させていただきたいと存じますが、まず町民税でございますが、これは個人分と法人分を合わせたものでございます。現年分が98.5%、滞繰分23.8%、94.1%で前年比0.2%の減でございます。

次に固定資産税でございますが、これは個人分と国有資産等の所在市町村交付金を合わせたものでございまして、現年分が98.8%、滞繰分12.2%、計93.1%で前年比0.4%の減でございます。

続きまして軽自動車税でございますが現年分98.8%、滞繰分24.9%、計96.5%で、0.2%の減でございます。

次の町たばこ税そして入湯税につきましては100%でございます。この小計でございますが、現年分98.8%、滞繰分が17.9%、合計が94.3%で、0.3%の減となっております。

次に国民健康保険税でございますが、現年分が95.4%、滞繰分が21.2%、合計78.8%で、0.3%の減でございます。税の合計でございますが、現年分97.7%、滞繰分20.2%、合計で88.8%で0.1%の減という収納状況でございます。

続きまして15ページにまいりまして、平成27年度町税及び国民健康保険税の不納欠損の状況について説明させていただきます。第3表の2でございます。1の執行停止によるもの。これは地方税法第15条の7第4項関係でございます。執行停止が3年間継続し納付納入義務が消滅したものでございます。個人町民税が2件、6万1,530円、固定資産税が1件、1万6,300円、国民健康保険税は8件で84万8,792円、延べ合計で11件、92万6,622円でございます。この実人員は4名で、すべて生活保護により執行停止後3年でございます。

続きまして16ページをお開きください。2の執行停止、即時消滅によるもので、これは地方税法第15条の7第5項関係でございます。執行停止し徴収することができないことが明らかにより納付納入義務が消滅したものでございます。個人町民税これは特別徴収分ですが、2件、1万5,110円、法人町民税が4件、15万3,807円、固定資産税が18件で、92万5,404円、延べ合計で24件、109万4,321円でございます。この執行停止の理由でございますが、破産手続が集結し、滞納処分できる財産がない法人が1法人、閉鎖登記がされていないが、滞納処分できる財産がない法人が2法人、それから費用不足による破産手続廃止及び滞納処分ができる財産がない法人が1法人でありまして、これの不納欠損でございます。

続きまして3の消滅時効によるもの。地方税法第18条関係でございます。これは5年が経過し、納付納入義務が消滅したものでございます。個人町民税が14件、43万8,855円、固定資産税が14件、36万200円、軽自動車税が2件、1万4,400円、国民健康保険税が25件で224万6,300円、延べ合計で55件、305万9,755円でございます。この消滅時効による理由でございますが、生活保護世帯で3年の執行停止前に時効となったものが6名、居所不明で折衝ができなくて5年が経過し時効となったものが1名、関係者と折衝ができなくて5年が経過し時効になったものが8名、出稼ぎあるいは町外に居住しながら居所不明等により折衝ができない状況が続く5年が経過し時効になったものが13名、それから相続人全員が相続放棄して5年が経過し時効になったものが1名で、実人員は29名でございます。不納欠損につきましては、今後においても消滅時効による不納欠損額の圧縮を図るために、引き続き法令に基づき適正な課税及び滞納処分の執行に努めための税制度や事務処理などに関し職員のスキルアップを図りながら滞納管理システムを有効に活用し、徹底した財産調査や時効管理、差し押さえなどの滞納管理を適時的確に実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 17ページでございます。第4表平成27年度末地方債現在高調でございます。本表につきましては、一般会計における町債の種別ごとの現在高を示してございまして合計額で説明を申し上げます。平成26年度末現在高が97億1,847万3,000円、平成27年度中に借入れをした額、起債額B欄でございます。11億4,670万円を平成27年度中に償還した額C欄でございますが、これが15億3,728万8,000円で、これらを差し引きいたしますと平成27年度末の残高は93億2,788万5,000円でございます。前年度より3億9,058万8,000円減少しているところでございます。また備考欄、繰上償還額1億8,285万2,000円につきましては、民間金融機関から借入れをしたものでございまして、記載のとおり臨時財政対策債でございます。

18ページでございます。第5表平成27年度各会計起債償還に係る交付税算入でございます。起債償還額に対して交付税算入を表わした表でございます。一般会計から公営企業病院会計までの7会計を合わせた償還額は元利合計で20億2,353万円。これに対します交付税算入額は12億9,449万2,000円でございます。算入率につきましては64.0%でございます。

19ページでございます。第6表地方債借入先別、利率別現在高の状況でございます。平成27年度の発行額、これにつきましては借入額でございます。B欄になります。1の財政融資資金から1億3,170万円、5のその他の金融機関、これにつきましては民間の金融機関でございます。これは10億1,500万円の計11億4,670万円を借入れしてございます。平成27年度の償還額C欄でございますが、合計で15億3,728万8,000円となっております。繰上償還の影響もございまして3%以下の利率のものが合計で90億7,464万6,000円と大半を占めているところでございます。

20ページでございます。第7表一般会計の年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移でございます。債務残高につきましては折れ線グラフでございます。年々減少しているところでございますが平成22年度末から見ますと平成27年度末では37億8,578万2,000円少なくなっております。平成27年度末の残高は93億2,788万5,000円となったところでございます。また償還額につきましても起債残高の減少に伴いまして、元利償還額で平成22年度の17億1,778万8,000円から平成27年度では16億6,396万1,000円に減少してございます。なお平成19年度以降は毎年繰上げ償還をしてございまして、累計で約11億5,000万円を繰上げ償還したところでございます。

次に年度別の借入額でございますが、黒い棒グラフになります。平成22年度が8億円台、23年度から25年度までは5億円から6億円台の借入れでございます。平成26年度は8億円台、平成27年度は11億4,670万円となったところでございます。

次に21ページでございます。第8表の各種基金運用状況でございます。合計欄で説明をいたします。平成27年度末の基金総合計55億1,607万6,000円と1億3,477万9,000円増えてございます。なお平成28年度の予算などの措置額は合計で1億9,15

3万2,000円、当年度末の見込みにつきましても合計で54億1,626万1,000円と見込んでございます。

次に22ページでございます。第9表の債務負担行為の状況でございます。これにつきましても地方債と同様に、後年度に財政負担が生じるものでございます。予算書調書として記載してございますが、その1の(3)その他の物件の購入に係るもの287万8,000円につきましては、公用車や印刷機購入に係るものでございます。3その他(1)利子補給等に係るもの1,427万4,000円につきましては、農業基盤整備や中小企業経営安定資金融資利子補給などでございます。合計欄債務負担行為の限度額は3億3,964万円と昨年度より7,532万円減少してございます。なお平成27年度において支出された額につきましては1,804万4,000円となっております。債務負担の取扱いにつきましては、ご承知のように地方債同様に十分留意しなければならないところでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（大野一男君） 整理番号第1、認定第1号、平成27年度せたな町一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

決算に係る主要な施策の成果に関する報告書23ページです。総務費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 報告書の23ページでございます。決算書では48ページからとなります。2款総務費、事業名、行政情報ネットワーク更改業務、決算額1,231万2,000円、全額一般財源でございます。事業実績といたしましては、平成17年度合併時に整備したホームページ及びグループウェアのシステム更改でございます。事業効果といたしましては、ホームページのリニューアルにより質の高い情報を地域住民等に提供する環境整備をすることができました。またグループウェアのソフト更改により、これからのOS、IEに対応した新バージョンへ更改することができたものでございます。

次に瀬棚総合支所耐震改修工事実施設計業務、決算額523万8,000円、財源内訳でございますが国道支出金が174万6,000円、一般財源として349万2,000円でございます。事業実績といたしましては、瀬棚総合支所耐震改修の実施設計でございます。内容といたしましては、鉄筋コンクリート造、地上2階、地下1階、延べ床面積として2,868.55平米でございます。事業効果といたしましては、平成25年度に実施した耐震診断結果に基づき耐震改修設計を実施したものでございます。

次に役場庁舎北側外壁等防水工事、決算額388万8,000円です。財源内訳といたしましては全額一般財源でございます。事業実績といたしましては庁舎北側カーテンウォール13カ所の改修、健康センタートップライト4カ所の改修を行なっております。事業効果といたしましては、庁舎建設から17年が経過しており改修することにより雨漏りを防ぎ、庁舎の適正な維持管理が図られました。

○委員長（大野一男君） 西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） 続きまして広報せたな発行事業でございます。決算額

162万円、財源内訳はその他財源で15万7,000円、これにつきましては広告料でございます。残り146万3,000円が一般財源でございます。事業実績につきましては、町広報誌を毎月発行いたしまして、まちの政策や話題、情報を定期的に提供することができまして、町政への関心を高めることができたものでございます。

○委員長（大野一男君） 丹羽建設課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 次に町有施設等解体事業6,262万3,000円、財源内訳ですが地方債が6,080万円、一般財源が182万3,000円となっております。町内の老朽化した14施設の解体を行いまして、その周辺環境の悪化防止が図られたものでございます。

次に旧長磯小学校トイレ改修工事、事業費が79万円で和式から洋式便器への取替えなどを実施し、施設の適正な維持管理が図られたものでございます。

次に用地購入事業1,000万円、旧瀬棚商業高等学校敷地等の登記未了用地5,071平米を購入したものでございます。

○委員長（大野一男君） 西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） 続きまして、お試し暮らし体験住宅整備改修工事でございます。決算額305万6,000円、財源内訳につきましては国道支出金130万円、残り175万6,000円が一般財源となっております。事業実績につきましては、既存の町営住宅を改修いたしまして、移住体験専用の住宅を丹羽地区に整備したものでございます。効果といたしましては、本町への移住を考えている方たちを対象に1週間から2週間程度生活体験できる環境の整備が図られたものでございます。

○委員長（大野一男君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 次に街路灯電気料金補助金でございます。決算額1,026万1,000円、全額一般財源でございます。事業実績といたしましては例の記載のとおりでございます。この事業につきましては、防犯灯の交通安全地域の安全を図るために町内会に対して、防犯灯の電気料金の75%を補助してございます。また26年11月に電気料金が値上げになったものですから、27年度分、前年度に対しての値上げ分については100%補助してございます。内容で大成区の10万675円と、町が北電へ75%分を直接支払しているため、100%の加算補助分のみ度記載してございますが、これについては北檜山区、瀬棚区については従来より電気料金の75%、1回町内会で払っていただいて75%うちがその実績に基づいて補助しているということで、大成区については、あらかじめ電柱を町内会ごとに25対75に分けて75%分の電気料金については町が直接支払してることになってございます。そのため10万675円については、あくまで電気料の値上がり分ということで補助してございます。

次に光ファイバ網運営事業、決算額1,143万8,000円、財源内訳としましては、その他財源として1,140万円、これについてはN T Tに線の貸付料としていただいているものでございます。一般財源が3万8,000円、内容といたしましては、光ファイバー網の保守管理委託及び電柱N T T管路等の使用料、光ファイバケーブルの延長として287キロでござ

います。効果といたしましては、地域情報通信基盤整備事業で整備した光ファイバ情報網を I R U 契約により、電気通信事業者へ開放、貸出することによって超高速光インターネットを地域住民へ提供、また光ファイバの保守管理は同契約により、契約した電気通信事業者が行うことにより安定したサービスを提供することができたというものでございます。

次に 24 ページでございます。大成総合支所改修事業、決算額 2 億 6, 477 万 9, 000 円でございます。財源内訳といたしましては、国道支出金 1, 336 万 3, 000 円、地方債 2 億 5, 100 万円、一般財源として 41 万 6, 000 円でございます。事業実績といたしましては改修工事といたしまして、建築主体、電気設備、機械設備が記載の金額でございます。また電気端末移設工事等で記載の金額となっております。効果といたしましては、大成総合支所に大成支署を増築整備し、消防の体制再編が図られたものでございます。

次に瀬棚総合支所改修事業、決算額 1 億 2, 682 万 8, 000 円、財源内訳でございます。国道支出金 543 万 7, 000 円、地方債 1 億 2, 100 万円、一般財源として 39 万 1, 000 円でございます。改修工事につきましては、建築主体工事、電気設備工事、機械整備工事については記載額のとおりでございます。なお印紙代といいますのは、確認申請に使われた印紙代等でございます。効果といたしましては、瀬棚総合支所に瀬棚分遣所を増築整備し消防の体制再編が図られたものでございます。

次に瀬棚総合支所屋上防水改修工事、決算額 583 万 2, 000 円、全額一般財源でございます。事業実績といたしましては、瀬棚総合支所屋上防水改修工事を実施しており、アスファルト防水で 195 平米実施しております。効果といたしましては、老朽化した屋上アスファルトを改修することにより雨漏りを防ぎ庁舎の長寿命化が図られました。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） 続きまして、合併 10 周年記念事業費でございます。決算額 669 万 3, 000 円、財源内訳はその他財源といたしまして 570 万 7, 000 円、これにつきましては地域振興基金の繰入金となっております。残り 98 万 6, 000 円が一般財源となっております。実績につきましては記載のと通りの事業を展開しているものでございます。効果といたしましては、合併 10 周年を迎える節目の年に当たりまして合併 10 周年記念事業を展開し、せたな町が将来に向かっての更なる飛躍と一層の一体感の醸成が図られたものでございます。

続きまして、出生祝金でございます。決算額 96 万円、全額一般財源となっております。合わせまして 32 人のお子さんが誕生しておりまして、お一人 3 万円をお祝い金として支給したところでございます。これによりまして人口の増加の奨励、それから健康育成及び家庭生活の安定に寄与したものでございます。

次に生活交通路線維持費補助金、通学定期運賃補助金、地域間幹線系統維持費補助金でございます。決算額 3, 885 万 1, 000 円、財源内訳はその他財源で 3, 885 万 1, 000 円、これにつきましては、生活交通確保対策基金を充当したものでございます。事業の実績に

つきましては記載のとおり4路線の補助金、これは函館バス株式会社に対しまして補助金を支払ったものでございます。それと通学定期運賃補助金につきましては、檜山北高等学校に通学されている生徒さん117名でございますが、バス通学の定期運賃を補助し家計の負担軽減を図ったものでございます。

続きまして25ページに移りますが、定住化促進住宅奨励金でございます。決算額30万円、実績につきましては新築住宅ですが、町内の業者以外、いわゆる町外業者ですが施工した1件につきまして30万円を補助したものでございます。

続きまして地域活動等推進事業補助金、決算額41万8,000円、全額一般財源でございます。これにつきましては事業実績にございますとおり三つの項目に区分されておりまして、①ではコミュニティ活動の推進、②では自主防災組織の組織・結成するということでございます。それから③につきましては、自主防災組織の活動活性化を図る事業ということで、この三つに分けられておりますが、それぞれ記載の件数と金額でございます。

○委員長（大野一男君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 次に一般コミュニティ助成事業でございます。決算額250万円でございます。全額その他財源といたしまして250万です。これは宝くじに係わる補助金でございます。事業実績といたしましては、事業主体が北檜山区の寿町町内会、事業の名称としては山車（花山）の新規作成でございます。事業効果といたしましては、地域住民が連帯感に基づく自主的なコミュニティ活動の促進により、実施意識の高揚が図られたものでございます。

○委員長（大野一男君） 西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） 続きまして企業立地促進奨励金でございます。決算額委員234万8,000円、全額一般財源でございます。事業実績の欄に記載されております2件につきまして、奨励金を支出したものでございまして、町内において事務所の新設または増設を行なった企業に対し補助金を交付したものでございます。

次に地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業、（地域消費喚起・起生活支援型）これは繰越明許費でございます。決算額3,295万7,000円、財源内訳といたしましては、国道支出金が1,139万円、残り2,156万7,000円が一般財源となっております。事業実績欄に記載のとおり、プレミアム商品券の発行業務を行ったところでございまして、商品券発行により町内の消費喚起及び消費の誘発につながったものでございます。

続きまして地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）これにつきましても繰越明許費でございます。決算額7,239万6,000円、全額一般財源となっております。事業実績に記載してあります各事業につきまして実施したところでございます。事業効果といたしましては、この交付金を活用いたしまして地方版の総合戦略に掲げる平成32年目標人口7,732人を実現するため、これらの事業が施策が実行されたところでございます。

○委員長（大野一男君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） 続きまして26ページをお開き願います。債権回収先進地視察研

修でございます。決算額は69万9,000円で全額一般財源でございます。これはまちの債権回収事務の一元化及び効率的かつ効果的な収納体制整備の検討を目的として、これらの取り組みを行なっている先進地自治体を視察したことによりまして、職員の能力向上を図ることができたものでございます。

次に渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金でございます。決算額は83万1,000円、すべて道支出金でございます。町単独で徴収困難な方などを引き継いでおりますが、引き継ぎ案件は15件で、税額は1,141万632円、その徴収実績額は709万1,908円でございます。

次に納税貯蓄組合運営事務費交付金でございます。決算額は207万円、全額一般財源でございます。納期内納入の推進に対する意識の高揚を図るために実施してございまして、120団体へ交付しているところでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。

1款議会費、2款総務費の質疑を許します。決算書では一般47ページから一般70ページまでです。質疑ありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 大変丁寧に説明していただきまして、わからないというよりこれからの取り組みとしてどういう方向に向かっていくのかということ、この辺をお聞きしたいと思いますので、お伺いいたします。まずこの企画費の北部檜山4町連携負担金、結構な金額ですが、これスタートしていろいろな活動している。一部分の件については私たちも理解しているんですが、総体この会議の中で方向性としてこれからどんなことを重点的に議論しながら進んでいっているのかということを知る範囲で説明していただきたいのが一つ。それで目指すものの方向性はどんなものか。それからもう一点、金額は少ないんですけど、人口減少に立ち向かう自治体連合負担1万円ですが、これ具体的に情報か、それとも何かの情報誌から来るとかそんな形の程度のものなのか。これどういう趣旨で、これでいくと全国の町村ほとんどが対象になるような自治体の関係ですが、どんな形でこれ1万円といいますけども、どんな形で1万円といいますけども、負担してどんな情報を得ているのか、その2点企画費の中でお聞きしたいと思います。

それからもう一点、57ページの企画費の中です。

○委員長（大野一男君） 前段2問は56ページですね。

○委員（真柄克紀君） 56ページの一番下に書いています。これは質問の範囲の中に入りますよね。

○委員長（大野一男君） はい。

2問、先に行きますか。

それでは北渡島檜山4町連携の負担金について、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それではお答えいたします。ただ今の真柄委員の北部

4町の連携事業推進協議会の今後の流れといいますか、在り方でございますが、現在、ご存じのとおり本町含めまして、隣の今金町そして八雲町、長万部町の4町で、いろいろな分野で連携を図って取り進めているところでございますが、具体的に内容を申し上げますと、例えば医療面ですとか、観光面それから教育面ということで、多岐にわたります、それぞれ各分野ごとに担当者が会議を持ちながら進めているところでございますが、今後におきましても、そういう4町の連携を深めて取り進めていける部分は、積極的に進めてまいりたいとこのように思っております。

○委員長（大野一男君） それでは2問目人口減少に立向う自治体連合負担金について説明求めます。

まちづくり推進課吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） この負担金につきましてご説明いたします。現在、手持ちの資料がないんですけれども、支払い先におきましては一般社団法人福祉自治体ユニットに負担金を納めております。中身については資料を持ってきておりませんので、後日、返答したいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） この4町連携のいろいろな事業なり、それからこれからの各エリアの研究なり、それから相談ごとになりいろいろある。ある意味では北部檜山のエリアの中では、いいことだと私も思いますし、ただ議論している中身がなかなか見えてこない。それは議論する途中でいろいろ話をできないこともあるかもしれませんが、ただこの関心事は、片方では檜山町村会あり、いろいろな形でなったときに、これにも100何十万の負担金をすること自体にも異論はありませんけど、そこら辺のすみ分けと、それからこの中でも特にこのポイントに絞って、これに関してはきちんと議論していくんだと、こういう経過で今進んでいるということは、これは議会にもそうですし、町民に対してもこれだけの負担しながらいっているわけですから、一方あとほかの4町の情報も私は広報でただコリドール交流情報館で行事ばかり書いてますけど、それ以上にこういうことの施策を、せっかくの決算委員会ですから、来年に向けてぜひ情報提供することによって逆に町民からのいろいろな意見も私は得れると思うんです。それで今、町長が4町の中で、どういう立場の中で4町の議論をしているかわかりませんが、その構成も含めて私たち知る権利があると思いますので、その辺について今後情報提供を私はぜひしていただきたいと。それでもっと負担金が必要があればそれはそれとして、特にこれから冬季化に向けた道路の件もいろいろな件もあると思いますけど、やっぱりその経過、経過はある程度の段階で説明してもらわないと、これボンと100何十万、来年の予算に向けてもそればかり出て来てもこれはちょっと中身が理解できないとつらい面がありますし、まちの方々の理解を得る意味でも、ぜひその情報公開を早くしていただきたいと思います。

それから2点目、町長、これは前からずっと、合併する前からの負担金とかこういうものは金額の大小を抜きにしても使用目的、それからそれなりに負担した目的を説明できなければ、これはなんだと。ただ来てるから出しているのかと。しかも今言う人口減少に立ち向かう自治

体連合負担金、これあんまり聞いたことない。これ見て質問しているんですけど、であれば当然、決裁は最終的に町長がしているのでしょうけれども、そこでどういう意味があって出したかということは説明できないとおかしいんじゃないですか。その2点再度。

○委員長（大野一男君）　まず4町連携のほうで答弁求めます。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君）　前段の4町連携の事業内容の周知ですとか、そういう点についてどうなんだというご質問でございますが、委員おっしゃるように、今後そういう取り組みが具体的な内容について、どういうことをやっているのか。そういう内容についても広報等を通じて町民の皆様にもお知らせしてまいりたいと思います。ちなみに今、八雲町で実際、先日行なったんですけども、歩くスキーといいますか、そういうノルディックウォーキングといいますか、そういうものの実施も先般行われまして、今後につきましては、今金町で開催される歩くスキーのほうも北部4町の連携事業でやるようになってますので、時期が来たらその辺の周知もされると思います。それから本町におきましては、バブルサッカーといって、まだあまり馴染みがないかもしれませんが、空気の入った、そういう人間が入るようなエアの入ったものがありますが、それを身に付けてサッカーをやるというようなバブルサッカーという競技があるようようですが、それを開催する予定となっております。

○委員長（大野一男君）　人口減少の答弁できますか。

吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君）　今資料を持ってきますので少々お待ちいただけますか。

○委員長（大野一男君）　休憩後にもう一度聞きますけどもその時には答弁できますか。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君）　できます。

○委員長（大野一男君）　休憩後にもう一度、答弁をいただきたいと思います。真柄委員いいですか。

○委員（真柄克紀君）　今休憩中ということ。

○委員長（大野一男君）　まだ休憩とってないです。休憩をとったときに用意できますかという話なので。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　委員長、私はそれは違うと思います。こんなところにこうやってだして、こういう中身が来ているとわかればいい話で、それを区切って休憩しないで、ほかを話しておいて、あとからという形でいくんですか、これからずっと。時間がすごい係るなら別ですが、そのくらいのもの出てこなかったら、おかしい話でないですか。それ資料請求してない私が悪いとなればそうなるのかどうかわかりませんが。

○委員長（大野一男君）　そういうことはないと思います。今無理ですね、吉田主幹。

それでは1時間経ちましたので、休憩を取りたいと思います。休憩を解き再開して引き続き真柄委員の質問に対してまち側から答弁を求め再開したいとおもいます。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

先ほど議運を開きまして、インターネット配信が不具合の件について議運で対処についてお話をさせていただきました。今後の対応についても議論されましたので、細川議運委員長から発言を求めます。

細川議員委員長。

○委員（細川伸男君） ただ今第7回議会運営委員会を開いた結果でございます。その件については事務局長より皆さんに説明してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） 横川事務局長。

○議会事務局長（横川洋二君） ただ今議会運営委員会で協議いたしまして、協議している最中にインターネットが回復したということで連絡が入りました。今現在も写っている最中でございます。それで今回はこのまま続けさせていただいてます。今後このようなことが起きたときには、また休憩させていただいて、インターネット、町民が大分関心持っているみたいですので、一回休憩して原因等を探って、また回復したら再開したいと結論が出ましたので、お知らせします。よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） それでは会議を戻します。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 委員長、今ネットで見ている方いて、それでいいんですか。もう少し詳しい説明しなくても大丈夫ですか。というのは、やはり配信が止まったというのは、どうしてなったのかということがわからないで、とにかく直ったからいいですとなるのがひとつ。それからもう一つは、どの時点で配信が止まったかということがわからないで、現に決算委員会しているので、その間空白の時間があるというその分についてのフォローの分についても、どのくらいあって、どういうふうに支障があったのか、そういうところもしっかり調べなくてもいいんですか。私は待ってるほうとしては、そういったものの内容説明もいただきたいです。

○委員長（大野一男君） 議会事務局で、今の平澤委員の質問で答えられますか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 平澤委員の質問に関連ですが、先ほどご意見を言う方もいらっしゃったんですが、どこから止まったのか。その分の録画もあとで放送できるのかっていうようなことの質問もありましたので、そこも含めて説明いただければと思います。

○委員長（大野一男君） 横川事務局長。

○議会事務局長（横川洋二君） 実際インターネットの中継されなくなったと連絡が入ったのが30分から40分当たりたってから連絡が入りました。説明が続いておりますので続けさせ

ていただきました。それで休憩になったところで協議したということでございます。それとその間の部分についてどうなのかということでございますが、今の段階ではインターネット中継で写っていなかった部分については、そのインターネット中継、再生はできないということになります。

○委員長（大野一男君） 原因についてはどうですか。

○議会事務局長（横川洋二君） 録画できているかどうかについては、見確認中でありますので、そこあとで調べてお知らせしたいと思います。それとですね、僕はできたのかどうかについては今未確認でありますので、そこを後で調べてお知らせしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） ただ心配なのが復旧したからいいだろうということではないと思うんです。だから今これで会議止めて、これを調査するということではないんですけども、なぜ今まであったことがこういうふうになってしまったのかということ、これをしっかり究明しておかないと今後こういうことがあり得る。とにかくネットが復旧したからいいかっていうことではないと思うんです。その辺については徹底的に究明していただきたい。ただ今ここで究明することを求めませんけれども、しかしこれはこういう場合想定してあったことに対して対処の仕方はしっかり対応しておく必要があると思うので、今後については十分検討していただきたいと申し添えて終わります。

○委員長（大野一男君） 横川事務局長。

○議会事務局長（横川洋二君） ただ今、委託をしてる業者に、今映っているんですが、なぜそうなったのかを調査していただいております。それについても調査、わかりましたら皆さんにお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○委員長（大野一男君） それではネット配信については、ここで議論を終わりたいと思います。

本題に戻します。

先ほどの真柄委員の質問に対し、まち側から答弁を求めます。

まちづくり推進課吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） 先ほどの人口減少に立ち向かう自治体連合会への負担金1万円についてのご説明を申し上げます。地方の人口減少に立ち向かうため、地方版総合戦略策定が必要不可欠となりました。それに向いまして全国の自治体において人口減少に立ち向かう自治体が集まりまして、自治体連合会を設立しました。その立ち上げ総会に参加をさせていただきまして、それに対する負担金1万円となっております。

以上が1万円の説明でございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今、話聞いて私非常にがっかりしているんですが、これは今回の27

年度の地方創生の中、これがすごい予算を含めて地方創生ということは、大変、去年の事業の中でも大きい事業ですね町長。繰越明許も含めてもかなりの…。その入り口になる負担金が今まで掛からないと説明できないという話がありますか。これおかしいんじゃないですか。であればこの1万円のほかに旅費からなにか含めてどれだけの経費掛ってますか。参加したのであれば。

○委員長（大野一男君） 吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） この人口減少に立ち向かう自治体連合負担金1万円のほかに、町長の上京分の旅費に使っております。そして自治体連合のそのあとにはセミナーを開催しておりますが、そのほかに勉強会も開催しておりますが、公務の都合上出席できておりませんので、最初の立ち上げ総会のみ参加しております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私、今聞いてこれ誰聞いても思うんですけど、これ町長が出てるんでしょ。しかもその設立総会に出て、その1万円が何だかわらなくて、今まで調べるのに掛かってこんな話ありますか。これおかしくないですか。そしたら地方創生の立ち上げだっていうんだったら、こんなものわからないという話にはならないでしょ。どういう形で出張して、どういう形の会議に出てたんですかという話になってきますよこれでいったら。それで尚且つ繰越明許で何千万というお金でこれ事業やっているんです。それで入口の負担金です。私これきちんとした答弁できるまで、これはやっぱり町長から最終的なまとめの答弁いただくべきだと思います。

○委員長（大野一男君） まち側答弁。

吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） まず連合なんですけれども、連合に人口減少に立ち向かっていきませんかという働きかけのもとで、手を挙げた団体だけが参加しているものでございますので、すべての団体が入っているというのではございません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 委員長これさっきも言ったように出口のところで、そういう形で町長がしかも行っていて、この大事な会議に自分が必要だと思って旅費を使って行って、その1万円が言われて指定されてそこまでわからないという形であれば、それは全然おかしいでしょと私は言っているんです。だからきちんとした見解と答弁、誰が参加したかのかしいのか。そういう担当課の話ではないです。

以上です。

○委員長（大野一男君） 吉田主幹、日時等詳細についてはもちろん資料がありますので、まずその報告いただけますか。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） まず総会は昨年10月20日、東京都におきまして開かれております。

○委員長（大野一男君） 確認しますがこの会議に町長が出席されたということでよろしいで

すか。

吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） よろしいです。

○委員長（大野一男君） 真柄委員、町長から答弁を求めますか。

○委員（真柄克紀君） 最初から町長の答弁しかないですと言っているんです。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この人口減少に立ち向う自治体連合ですが、これは担当からも説明しましたように、地方創生に係わることとして、皆で勉強しようという趣旨でございます。その総会に参加をさせていただいて勉強してきたということになります。

よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 委員長これ、出張だけで今この一つのことがこうなると、町長のいろいろ出張していることも、じゃどうなのという話になってくる。そのぐらいこれは1万円といえども、その意義を持って出張してるということを、しかも本人が出てるのであれば当然この決算委員会の段階で、これはこういうものでこういう形で行ったと説明できなかつたら、私たち議会としては、これなかなか私は納得できないです。そんなのすぐ出てくるものだと思う。まして町長行っていると思ってなかったから、だからどういう会議なのかなと聞いたんです。町長行っているんだつたら、なにも時間の掛る何ものでもないし、そういう意義でこういう形で行ったということをきちっと説明できなかつたら意味ないじゃないですか。今の答弁では私納得できない。町長と別にやる気はないんですが、まちの人見てますし、そんなので会議行ってるのかと思われたら大変なことです。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この決算審査におきましては、質問にに対して担当係長答弁という指示をしております。ですからそれに沿って現場から説明をさせたということで、最終的に町長お願いしますということでありましたので、ただ今答弁をさせていただいたところであります。

○委員長（大野一男君） 町長、行為が事実としてあったわけですから、その目的等も町長から説明がありましたけれども、もう少し深い見識の答弁があっていいと思うんですが、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それでは私からでありますがお答えさせております。ただ今町長から発言があったとおり、この決算委員会に臨むに当たりましては、十分、職員が勉強した上で係長がまず対応するというような指示を受けておりまして、その上にいる管理職の私といたしましては、大変、真柄委員のご質問に速やかにお答えできなかったという点で深く反省をしております。その上で再度お答えをさせていただきますが、先ほど来ご質問のあった人口減少に立ち向かう自治体連合の負担金1万円につきましては、先ほど主幹から答弁いたしましたとおり、今回の地方創生に関連して全国の自治体で同じような取り組みをしていかな

ければならないということで、中心となる音頭取りをした自治体が各全国の自治体に呼びかけをして、そしてこういう連合を立ち上げたということでございますので、まずその点をご理解願えればと思います。それに伴いまして先ほど申し上げましたとおり、昨年10月20日、東京におきまして総会が開催されたということで、それに町長が出席をした経過でございますので、今後のこの連合の取り組みにつきましては、また進行がございましたら皆様にもお知らせをしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） だから計画の中身とその意味についてはわかりました。だけど、今の答弁からいくと町長自身はその中身はわかったけど、ルール上、担当係が話しまから今まで黙っていたということですか。そういう進め方でいいんですか委員長。そうなるんですか。私は町長が行っているんだから、町長きちんと、私はその事実を明らかにして町民にこういう形で行ったんだと説明するのは、理事者が説明して何らおかしいことはないと思いますけど、こういうふうに言っていったら、それで実際の話の中で担当係と理事者との中でこういう形で答弁がずれてきたらどうなるんですか。町長行ってないと私思っていた。ただ何か負担金か何かを払っているだけだと。行っているなら全く話が違ってくるから私聞いているので、その辺どうなんですか。逆にそうした話、これは担当課の中で話すというルールになっているから担当課だというなら、議論出来ないじゃないですか。

○委員長（大野一男君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 私から答えさせていただきます。予算委員会、決算委員会等につきましては、こういった数字の内訳につきましては担当者が説明したら1番わかりやすいということで、1番わかっている者が説明すべきだということで今までもしてきたわけです。今回もこの決算でありますから、直接担当している者からまずは中身の細かい数字について答える。またそれについて、今後、将来それがどうなっていくのか、政策的にどうなっていくのかということになれば、これは理事者の答弁になるわけございまして、最初の細かい数字等については、担当係長あるいは課長から説明させていただきたいと思って、今までもそうしてきたところでありますし、これからもそうさせていただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私何も職員をどうこう言うんじゃないです。ただ、仮に担当職員としてもこの1万円を出す意味は説明できないとおかしい話です。そのところを私は言っているんです。だからなかなか納得できないというのはそういうことです。まちの人見ているんです。職員だったらわからなくても、それで説明したあとは、いよいよになったら理事者が答えるのかと、そういう話にはならないでしょ。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の話した内容で噛み合っていないところあると思うんですけども、私の考えとしては、先ほどこの決算委員会に係る質問の内容で、この中身はいいんです。ただ答弁の仕方というんですが、やはり決算委員会は、去年の結果なのでこれは1円から何万円大き

くありますけども、それについて決算委員会は、それぞれ議員の皆さんも勉強してきてこの疑問点についてお聞きしたいというのが決算委員会、それに対するお答えを迅速にいただきたいというのが議員の願いなんです。ただここでこういうふうに時間かかってますけども、もっともっと審議したい内容あるんです。ただそこの中で、たまたま今、担当の方が発言されまして、そしてちょっと待ってくださいというときに、それを知り得る人が上司になり、例えば町長であれ、副町長であれ、わかってるんだったら自分が答えますという形で答えてくれるのが、1番決算委員会の流れとしていいんです。だから担当者に任せただけで、ちょっとお待ちくださいじゃなくて、やはり会議の進行を考えた中では、それを知りうる職員がいたら、誰々、例え誰でもいいけどもすぐ答弁する。それが1番いいルールだと思うんです。ただ真柄委員が言っているのも、やはりわかっている人がいたらすぐ答えていただきたいかった。そしてまた町長が実際に出席しているんなら、なおさらのことそこで手を挙げて自分行ってきましたからこういうことですということをすれば、それですぐ終わったんです。そういった中でやはり決算委員会については、職員の皆さんも大変忙しい中、恐縮ですけども、やはり27年度の決算に係ることすべてについて聞きたいことあるから、そういう面については、慎重に答弁できるような体制、それが全部が全部1人でできませんから、それは手分けした中で、即答弁できる体制をとっていかないといつでも滞ってしまう点について、進行上に特に配慮願いたいと思います。これが今回これだからどうのこうのと、どういうふうになるかということもありますけども、今後については、まだまだ課題がありますから、そういう対応をしていただきたいと希望します。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 大変時間をとらせたことは、まずお詫びを申し上げたいと思います。ただ私もさまざまな会議に出席をしております、詳細についてはなかなか、すぐ聞かれてもということがございます。したがいまして休憩中に確認をさせていただいたところであります。それで休憩後の答弁となったことについてご理解をいただきたいと思います。ただきちっと理解してる部分につきましては、私も担当が十分でない答弁をしたとすれば、それは補足させていただきますと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 町長、今私聞いていて、今町長言わない方が良かったと思う。この地方創生、仮に今いろいろな会議に出ているかもしれないけど、地方創生というのは、一昨年から今年に掛けてすごい議会も含めて、どんな方法で、どんな形で地域おこしするか。してなおかつこういう、せたな町から始まり、いろいろな予算をつけて、その会議をいろいろな会議に出てるから、そこをよく調べなかったらわからなかったといたら、まちの人なんだっていいですよ。それは町長違う。やっぱりいろいろな会議に出てるかもわかりませんが、この会議は、あのあと1年間掛けて議会と共にこれだけの仕事したんです。それがよく調べてみなかったらわからなかったという話は町長違うんじゃないですか。それともう一つ、やはり職員と町長と事業するまで当然課長から全部、判を押していくだろうけど、そこにはその事業に対してきちっとした共同の形の価値観の共有がなかったら、今みたいな形になったら困ります。そ

の点は、私は決算委員会ですから指摘しておきますけど、先ほどの町長の今の会議の、どういう形の会議にでるんだって、1回、1回そんなこと言ったら、どこにいったってどうしているんだと。こっちもチェックしなければならなくなります。私は撤回してもらいたい。町長やっぱり地方創生の会議は大事だと私は思いますけども、いかがですか。再度答弁願います。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 委員のような考え方も当然あると思いますが、私としてはある程度、確認をした中でないと答弁をするのは失礼と思っておりますので、その辺をきちんと確認をさせていただいて答弁を差し上げたと思っていただきたいと、理解をしていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 町長はそういうことで、私も2つ指摘させていただきましたので、これは、まちの方々も含めてやっぱりこれからの会議の出席の在り方等についてもいろいろ検討しなければならい。お互いに研究しなければならないのはあるような気がいたしますので、その点は、まずこれはこれとして質疑は辞めます。

先ほどの4町連携の件で、今のまちづくり課長の話だと、なんかスポーツ大会やるための協議会としか思えないんだ、だけどそれやるのに、であれば各社会教育でも何でも含めた中でも出来るわけであって、その会議はそんなものではないでしょ。100何十万というのは、4町同じ人口割で出したにしても、約1,000万近い予算案です。その中でそれは、ことしはスポーツこれやるんだ。来年はあそこのまちでそれやるんだというだけで、中身が見えないといったら私たちもちょっとえっと思うので、その辺もちょっと具体的に、どんな活動しているかと、そのフットサルか何かそういうのをやるために、社会教育でも何でも体育協会でも頼んだって出来る話じゃないですか。その辺どうなんですか。

○委員長（大野一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただ今真柄委員から先ほどの私の答弁につきまして、ご意見がありましたが、先ほどお答えいたしました今金町で開催される歩くスキーそれから八雲町で既に開催されました事業、それとせたな町で行うバブルサッカーという点につきましては、いずれも平成28年度にこれから実施するという、28年度の事業でございますので、先ほどの私の答弁が的確であったかどうかというのは反省してるところでございますが、この27年度の170万1,300円の負担金につきましては、観光面での事業を展開したものでございまして、その中につきましては課長補佐から説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 阪井課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） それでは27年度に行いました北渡島檜山4町地域連携推進協議会の中身につきましてご説明をさせていただきます。この4町連携につきまして、昨年の夏から特に4町で取り組みを始めまして、すぐにできる事業っていうのがなかなか見つからなくて、食と観光の部分に特化した中で事業を27年度進めさせていただいております。

す。1 番最初に行なった事業につきましては、ことしに入ってから 1 月 17 日に八雲町の丘の駅で行いました食と観光フェアで 4 町の特産品それからマスコットキャラクターなどを持っていきまして、観光の P R それから物販等を行っております。その次に行いましたのが域内展示会とビジネス交流会ということで、これも八雲町で行わせていただきまして、町内の特産品などを集めまして、ほかの町のバイヤー等に P R をさせていただきました。この結果、丘の駅の店舗で町内の特産品などを新幹線の開業に合わせて 3 月から町内の物を置いてもらって、テスト的に販売をしている。その手数料分を協議会の中で見ているということでございます。それからそのテストマーケティングに伴って域内、これ 4 町のネットワークの構築も一緒に行っております。最後になりますが誘客促進キャンペーンということで観光ガイドブック、これはクーポン付のブックになっておりまして、これも春夏号として 3 月に発行しております。そのほか 28 年度につきましては、同じような域内展示会、ビジネス交流会それからプロモーションとしましては、海外のプロモーションもこれから考えていく。それから物産カタログそれぞれ 4 町にある特産品のカタログをこれから作っていききたいという状況でございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 今、詳しく説明してもらいました。中身についてはわかりました。これは今後も継続という形で行かれるんでしょうけれども、今の話からいくと当面は観光中心の事業で展開していくと理解してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 阪井課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 今 1 番進んでるのが観光という状況になっておりますが、教育の面でも今年八雲それから今金、せたなで始まっておりますし、今後の展開につきましては、まだほかの方面、病院の関係とかも出て来るのではないかと。事業の実施を通して人材の育成それから民間事業者との連携といった形で今後も進めるような状況になっております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これからのいろいろ計画についてはいろいろなこと考えてられるということですから、それはそれとして大変期待したいと思いますが、いずれにしても今進んでいる段階の中で、ある程度、先ほど言ったように町民の知ることによって、八雲の丘でのイベントとか、そういうものであって、そういう点では P R 含めてやっていただいたほうが。それと生産者の展示等も含めて、これを全部のまちの生産者の方々が知っているかといったら、もしそれで応募すればそういう形もできるとか、その辺の P R をもっともっとしていくべきだと思うし、そのための予算は掛ってもいいと私はいいと思うので、補佐この辺について研究してもらって、町民に対する認知とそれから協力をいただくほうが、さらにプラスになると思うので、その辺の努力をしていただきたいと思いますと思いますが、ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 阪井課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 観光の部分につきましては、クーポン付ガイドブックについては、今回、今年の 3 月に春と夏号を出して、先日 10 月に秋冬号を出させていた

だいております。来年の春夏号の準備に入っておりまして、そちらは商工会それから観光協会を通して参加いただける店舗にお声がけをさせていただいております。また物産カタログにつきましても、そういった方面を使いながら参加を呼びかけている状況でございまして、来年度につきましてもそういった取り組みをさせていただいて、せたな町PRをしていきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 最後です。今の話からいくと、持ち回りということはイベントの会場等も各町でイベント持ち回りでやりたいと捉えているんですか。

○委員長（大野一男君） 阪井課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 今年はやれる期間がなかったんですけども、取り組みとして来週また4町の食と観光推進部会がありますので、そちらで提案させていただきたいと思っておりますが、各町それぞれイベントございますので、そちらで観光PR、それから食のPRをさせていただけないかということで、また話をさせていただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） お諮りします。1款議会費、2款総務費について質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

時計が12時少し手前ですので、お昼休み休憩に入りたいと思います。

1時から再開をいたします。

午後からは3款民生費、4款衛生費から入ってまいりますので、よろしくお願いします。

それでは休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○委員長（大野一男君） 引き続き会議を再開いたします。

3款衛生費、4款衛生費の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは報告書の26ページ民生費でございまして。社会福祉協議会運営事業補助金、決算額2,241万7,000円で全額一般財源であります。人件費及び物件費について、それぞれの補助率を基本に社会福祉協議会の運営に対する補助を行ったものでございます。

次に敬老会開催業務、決算額190万7,000円で全額一般財源であります。町内3区で6会場で開催されました敬老会に係る委託料でございまして。

次に介護保険居宅サービス事業補助金、決算額2,498万8,000円で全額一般財源であります。北檜山区は北檜山恵福会、大成区は慈恵会において実施をしておりますデイサービスセンターの運営に対する助成を行なったものであります。

次に老人クラブ運営費補助金、決算額198万2,000円で、道補助金が65万7,000円、残りが一般財源であります。老人クラブ連合会に対する助成でございます。

次に障害者地域活動支援センター業務、決算額648万円で全額一般財源であります。センターの運営管理をNPO法人瀬棚共同作業所ふれんどに委託実施しているのであります。

次に障害者グループホームのぞみ指定管理料、決算額227万5,000円で全額一般財源であります。施設の指定管理者を有限会社松神建設に指定し運営をしているものであります。

次に老人ホーム運営費、決算額6,910万3,000円で全額措置費と入所費用徴収金であります。三杉荘の運営管理に努めたものであり、毎月1日現在の入所平均人数は49.3人で、入所率は98.6%となっております。

次に生活支援ハウス運営事業、決算額2,504万7,000円で、使用料が312万8,000円、残りが一般財源であります。北檜山及び瀬棚の2施設の運営管理委託に要する経費であります。

○委員長（大野一男君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 27ページです。重度心身障害者医療費助成事業、決算額3,395万5,000円、国道支出金1,189万1,000円、その他746万5,000円一般財源1,459万9,000円でございます。重度の障害を持つ方に対して医療費の助成を行なったもので、助成件数は6,039件です。

次にひとり親家庭等医療費助成事業で決算額367万5,000円、国道支出金138万7,000円、その他35万6,000円、一般財源193万2,000円でございます。ひとり親家庭への医療費の助成を行なったもので、助成件数は1,028件です。

○委員長（大野一男君） 西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） 続きまして、ふくしまキッズ・せたなサマースクール実行委員会補助金でございます。決算額71万4,000円、全額一般財源でございます。福島のお子さん26名とボランティア5名を8月6日から8月8日まで2泊3日で受け入れをしたものでございます。

○委員長（大野一男君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事基本設計業務、決算額788万4,000円で全額一般財源であります。委託期間は昨年4月16日から本年2月29日までで、三杉荘改築事業に係る建築概要がまとまったものでございます。

○委員長（大野一男君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 次に乳幼児等医療費助成事業で1,998万4,000円、国道支出金337万9,000円、その他1万2,000円、一般財源1,659万3,000円でございます。未就学児童から高校生までを対象とし、医療費助成を行ったもので助成件

数は８，８６５件でございます。

３款民生費の説明を終わります。

○委員長（大野一男君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは続きまして衛生費でございます。母子健康診査等業務決算額５３３万９，０００円で、その他財源で１万６，０００円、残りが一般財源であります。母子保健対策といたしまして、各種健康診査、健康相談、健康教育事業実施、母子支援に努めたところでございます。実施内容につきましては記載のとおりであります。

次に２８ページであります。予防接種業務、決算額１，２２７万６，０００円で、その他財源であり１４０万円、残りが一般財源であります。乳幼児、高齢者に対し予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともにエキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めたところであります。

次に健康づくり推進事業、決算額１，８５４万４，０００円で、道補助金が７５万５，０００円、その他財源６８５万３，０００円、残りが一般財源であります。町民の健康づくり、健康保持のため各種健康診査、健康教室、疾病予防などの実施に努めたところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（大野一男君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 次に資源ごみ回収補助金、決算額８７万４，０００円、全額一般財源でございます。資源ごみ回収を行っている子供会や町内会など３８団体へ補助を行ったものでございます。回収されたごみの総量は約２３１トンとなっております。

次に公営温泉浴場管理費３，０７２万９，０００円、その他財源は１，０８３万１，０００円、一般財源で１，９８９万８，０００円でございます。温浴施設やすらぎ館に係る運営費でございます。利用者は２万７，６１７人となっております。

次に衛生センター組合負担金２億３１８万３，０００円、全額一般財源で、内容は構成町の普通負担金が１億６，００３万８，０００円、特別負担金４，３１４万５，０００円です。

２９ページでございます。し尿等処理事業、決算額３，５８１万円、その他財源で２，４４６万３，０００円、一般財源で１，１３４万７，０００円です。し尿の収集量は４，０８８．１４キロリットル、延件数５，５５５件でございます。また北檜山下水処理場し尿等処分負担金が１，５３５万５，０００円となっております。

以上で４款衛生費の説明を終わります。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。３款民生費、４款衛生費の質疑を許します。決算書では一般７０ページから一般９３ページまでであります。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 決算に係る主要な施策の報告書、これの２６ページについてお伺いたします。老人クラブ運営費補助金、先ほど説明いただきました予算額が２１３万に対し決算が１９８万で９３．１％、これは老人クラブ数１８団体に会員５０９人の中で、この運営費の補助金の執行残、残ったというのは、各団体にそれぞれ補助金として出してるものが、団体が

減ったということなのか、また老人クラブの人数が減ったということなのか、執行残についての93.1%の執行に対しての説明をお願いします。

○委員長（大野一男君） 竹内社会福祉係長。

○社会福祉係長（竹内亜希子君） この補助金については、1団体について1か月3,000円の基準がありまして、団体数が当初予算は20団体を考えておりましたが、団体数が減少したため18団体ということで減っております。更に1人当たり1,500円というようなクラブ員数割があるんですけども、こちらのほうも509名ということで当初から人数が減少しております。

○委員（平澤 等君） 良く聞こえない。

○社会福祉係長（竹内亜希子君） 団体が20団体を見ておりましたものが、18団体に減少しまして、1か月1団体3,000円を基準としておりましたので、その分の減少と、1人当たりの補助金が1,500円で人数割を見ておりますが、こちらのほうの会員数の減少により減となっております。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 私は詳しく調査はしていませんけども、今は結構老人世帯が多くなっている中で、団体の減少とか会員数の減少とかは、そういうこともあるのかという感じで、やはり今高齢化の中で団塊の世代も老人クラブに入っていく活動の中で、こういうふうに変化になるということ、これはもし手元にあるのであれば当初20団体で予算したのが2団体減ったということなので、この2団体減ったというのは、最初18団体で更に増えるからと思い20団体の予算だったのか、それとも既存の団体が解消されたという解釈、両方あると思いますが、その辺についていかがですか。

○委員（真柄克紀君） 竹内社会福祉係長。

○社会福祉係長（竹内亜希子君） 当初20団体ございまして、2団体解消となっております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 健康づくり推進事業、聞くところによりますとこの受診を含めた検診率が大変上がってきてる中で、最終的な執行率は一時期よりはかなり上がっているように私は感じておりますが、この努力に対しては大変感謝するところですけど、こういうふうに検診の実質的な充実の中で、国保会計なり病院の診療代含めて、若干でもいいですからそういう顕著な形で表れてるというようなデータは、まだそこまでの成果は出てきてませんか。その辺についてどのように判断されておられるか、お聞きしたいです。

○委員長（大野一男君） 富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 真柄委員のご質問にお答えいたしますが、ただ今のご質問の趣旨ご理解いたしました。そこまでの調査といいますか、データ等は掌握してございませんので、その辺はこういった健康づくり事業と医療費等々にどう反映されているのか、担当課として病院とも連携をしながら調査してまいりたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私も今お願いしたいことは、そういうデータがあるとそれを何かの形で町民に知らしめることによって、さらに検診率の重要性とかも高まると思いますので、忙しいと思いますけど、やはり結果としての成果というのは、きちんと決算委員会等で報告していただければ大変ありがたいと思いますので、重ねて忙しいのはわかりますけれども研究していただきたいと思います。それとこのいろいろな検診の中で、今はこれ満たされるかどうかわかりませんが、一時、頭の検診が希望したくてもなかなか枠が決められて100%実施できないという時期もありましたけど、現段階でどのような状態になっているかお知らせいただければありがたいと思います。

○委員長（大野一男君） 垣本保健推進係長。

○保健推進係長（垣本利子君） 現在の頭の健診の申し込み状況ですけれども、3区でやっているんですけれども、よく抽選が外れたとか、申し込んでも当たらないと言ったのは北檜山区が多かったという現状があります。それで3区ではやっているんですけれども、今1番人口が多い北檜山区の人の受診枠を広げて、ちょっと瀬棚と大成の人たちはちょっと少な目にはなっているんですけれども、それで大体、多くの人が希望したら受けているような形に今はなっております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それは北檜山区に人口が多い分だけ、北檜山で今まで対応ができなかったということなんですね。予算的にはこの頭の検診に関して予算は十分に確保されているんですか。そうですか。それでは、うまく運用をしながらより良い施策を進めていただきたいと思います。それと先ほど言いました成果については、ぜひこの次の決算委員会等あたりで報告できるように努力をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○委員長（大野一男君） まち側答弁いいですか。

富士福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） そのように取り組みさせていただきます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 27ページの老人ホーム三杉荘の改築工事の基本設計です。この件について予算と決算と同額と載ってますけれども、これ見積もり合わせなのか、入札してやったのか、その入札の結果がこの予算とピッタリということになったのか、その辺の事情を聞きたいと思います。

○委員長（大野一男君） 西田課長補佐。

○保健福祉課長補佐（西田良子君） 予算につきましては831万6,000円見込んでおりまして、見積もり合わせを実施いたしまして、落ちたという次第でございます。

○委員長（大野一男君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 見積もり合わせの執行残を補正減額いたしておりますので、同

額ということでございます。

○委員（細川伸男君） もう一回お願いします。聞こえないんだけど。

○委員長（大野一男君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 予算額と決算額が同じということにつきましては、入札の結果 788万4,000円になりましたので、当初予算額を減額補正いたしましたので、予算額と決算額が同額ということでございます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 3款民生費、4款衛生費の質疑を終わります。

説明員交換のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時22分

○委員長（大野一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5款労働費、6款農林水産業費の説明を求めます。

西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それでは資料の29ページでございます。5款労働費でございますが、決算書でいきますと一般の93ページとなります。渡島檜山北部通年雇用促進支援事業、決算額4万9,000円でございます。これにつきましては、季節労働者の通年雇用の促進を広域で行うものでありまして、関係4町並びに関係団体で構成する協議会におきまして、求人の開拓、事業者向けの雇用化促進支援セミナー、雇用相談窓口の開設などを行なったものでございます。

○委員長（大野一男君） 佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） 続きまして農林水産業費です。産業担い手育成事業奨励金、農業関係分400万、平成27年度に奨励金の交付対象となった新規就農者1名、Uターン者など2名に対し交付し、担い手の育成確保を図ったものであります。

続きまして、産業担い手育成事業補助金89万2,000円、平成22年度に新規就農した農業者2名に対し、農地賃貸料、固定資産税等の補助を行い負担軽減を図ったものであります。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金事業補助金530万3,000円、地球温暖化や生物多様性保全に効果の高い営農に取り組む農業者に対し追加的コストを支援するもので、11戸の農業者が有機農業や化学肥料、農薬の5割低減、カバークロップの栽培などの取り組みを行いました。

続きまして、北海道青年就農給付金事業交付金450万円、平成24年度から始まった国の担い手支援対策で、平成27年度に町内に新規就農した2組、夫婦ですけども、農業者に対し支援したものであります。

続きまして、中山間地域等直接支払交付金 5, 108 万 7, 000 円、要件を満たした傾斜地の面積に応じて交付金が交付され、各集落の協定に基づき農地保全活動や地域独自の農業生産活動への助成などに活用されました。

続きまして、経営体育成支援事業補助金、融資主体型補助事業でございます。161 万 6, 000 円、国の強い農業づくり事業を活用し、1 戸の農業者が取り組む経営規模拡大、馬鈴薯の規格内率の向上に係る馬鈴薯選別機などの機械の導入に対し支援したものであります。

続きまして、玄米ばら集出荷施設色彩選別機等増設事業補助金 9, 041 万 3, 000 円、国の強い農業づくり事業を活用し、北檜山町農業協同組合が事業主体となり色彩選別機などの増設事業に対し支援したものであります。

30 ページになります。米乾燥調製貯蔵施設増強事業補助金 2, 171 万 7, 000 円、国の攻めの農業実践緊急対策事業を活用し、新函館農業協同組合が色彩選別機などの増強事業に対し支援したものであります。

続きまして、町営牧場指定管理料 450 万です。すいませんここで訂正をお願いしたいと思います。主な事業実績欄の入牧頭数 224 頭を 231 頭へ、20 戸を 19 戸へ訂正をお願いいたします。町営牧場の運営に係る指定管理料で 5 月 27 日から 10 月 23 日までの放牧期間に 231 頭の入牧がありました。

続きまして、町営牧場草地管理機械購入事業でございます。216 万 1, 000 円です。町営牧場の草地管理を行うため新たにスプレッダー、ディスクモア各 1 台を導入したものであります。

続きまして、北部檜山酪農ヘルパー利用組合事業費補助金 150 万です。利用組合への運営助成によりヘルパー利用が促進され酪農家のゆとりある経営支援を図ったものであります。

続きまして、優良家畜導入支援事業補助金 1, 232 万 8, 000 円、24 年度から実施し乳牛 33 頭のほか、肉用牛などの優良家畜の導入費の一部に対し支援し、繁殖効率や生産能力の向上を図ったものであります。

続きまして、畜産粗飼料生産性向上対策事業補助金 176 万 3, 000 円、配合飼料の高騰により畜産農家の経営を圧迫していることから良質な粗飼料の確保を図るため、デントコーンの作付拡大 8.8 ヘクタール、草地の自家更新種子助成 52.4 ヘクタール、追播の種子助成 116.5 ヘクタールなどに係る経費の一部を助成し、負担の軽減を図ったものであります。

続きまして、基幹水利施設管理事業、団体営事業でございます。2, 119 万 3, 000 円でございます。真駒内ダムの計画的な更新改修により農業用水の安定供給と機能強化を図るため、非常放流ゲートバルブ電動機の交換工事など行なったものであります。

続きまして、農業基盤整備促進事業、団体営事業でございます。2, 016 万 4, 000 円、農産物の生産性の向上を図るため北檜山区内の圃場について区画整理 5.11 ヘクタール、暗渠排水 3.7 ヘクタールを実施いたしました。

続きまして、豊岡幹線排水路機能回復事業 875 万です。豊岡排水機場に接続する排水路に堆積した土砂が通水機能を阻害していることから、今年度 730 メートルの区間の土砂等の除

去を行い農地の保全に努めました。

続きまして、国営造成施設管理体制整備促進事業、団体営事業でございます。４３１万３，０００円、後志利別川水系、太櫓川水系にある農業水利施設の維持管理体制の強化を図るため、これら施設を管理している狩場利別土地改良区に助成し農家賦課金の負担軽減を図ったものであります。

３１ページでございます。がんばり地区農道整備事業補助金、道営事業でございます。６７０万８，０００円、防雪柵２６０メートルの整備を実施したものであります。

農業センター業務運営事業１，１５２万７，０００円、各種試験栽培、ブロッコリーの苗の供給、土壌診断等を実施し農業者の負担軽減と情報提供を図ったほか、農業塾を継続開催し若手農業者の意識向上を図ったものであります。事業の詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上農務課所管分の説明を終わります。

○委員長（大野一男君） 松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村 悟君） 続きまして水産林務課所管分の説明をいたします。３１ページの農林水産業費の続きからでございます。中ほど林務関係でございます。産業担い手育成事業奨励金、林業関係１００万円でございますが、林業関係分で父が営む林業事業体に平成２７年度Ｕターン等就業者１名に対し奨励金を交付したものであります。

次に未利用林地残材活用モデル事業５００万円でございますが、人工林で間伐等により大量に発生する林地残材の活用を図るため、搬出経費の一部助成事業費４００万円と木質バイオマス利用計画策定に向けた資料収集事業費１００万円を行なったものであります。

次に未来につなぐ森づくり推進事業補助金９８１万５，０００円ですが、伐採跡地への確実な植林により資源の循環利用を図るため、対象者１４名、３８．４４ヘクタールの造林に対し補助したものであります。

次に一般民有林造林事業補助金でございますが、町内の民有林において除間伐補助対象者は２２名、１２８．２８ヘクタールで４５４万６，０００円、下刈り補助対象者７２名、１９９．２３ヘクタールで８２万３，０００円の造林事業を実施し、森林整備を図ったものでございます。

次に森林整備地域活動支援交付金事業６０９万３，０００円でございますが、森林所有者の高齢化や不在化により適正な管理ができていない状況が発生していることから、森林の計画的な整備を推進するため、本事業により状況調査を行い山林境界の確認や間伐、作業路網の改良を実施したものでございます。

次に二俣１号線町有林循環造成工事７３９万８，０００円ですが、伐採した立木の売払い収入を得ながら、二俣地区の町有林８ヘクタールの更新伐、樹下植栽を行なったものでございます。

次に林業専用道共和線開設工事３，７８６万４，０００円でございますが、共和地区町有林の森林整備促進を図るため、２７年度１，２７２メートルを開設いたしました。

32ページになります。未利用間伐材利用促進対策事業480万6,000円でございますが、未利用間伐材の利用促進を図るため共和地区、宮野地区の20.24ヘクタールの間伐を実施し328.2立方メートルの間伐材の搬出を行いました。

次に町有地下刈工事453万6,000円ですが、町有地の幼木の健全な成長促進を図るため53.33ヘクタールの下刈り整備を行いました。

次に漁業関係でございます。水産多面的機能発揮対策事業負担金260万3,000円ですが、瀬棚地区ほか3地区の藻場保全活動組織が行う藻場造成などの保全活動を事業に対し支援をしたものであります。

次にウニ移植放流事業補助金810万円、檜山振興基金を財源にキタムラサキウニ80トンの深浅移植放流を行い前浜の漁業資源の確保を図りました。

次にウニ種苗購入事業補助金427万5,000円、檜山漁業振興基金を財源にバフンウニ種苗32万4,000粒、キタムラサキウニ10万5,000粒の購入に対し助成を行いました。

次に日本海漁業振興緊急対策事業455万9,000円ですが、道が策定した日本海漁業振興基本方針に基づき実施されました養殖事業の取り組みに対し支援をしたものでございます。

次に産業担い手育成事業奨励金漁業関係分100万でございますが、漁業関係分で平成27年度の新学卒就業者1名に対し奨励金を交付したものであります。

次に33ページになります。水産資源等調査業務664万2,000円ですが、町内における水産振興の基礎を資料とするため、ニシンの来遊状況や貝類の生息に障害となる有害生物の駆除及び生息状況などについて調査を行なったものであります。

次に上浦漁港整備事業負担金大成区826万8,000円でございますが、大成区上浦漁港において船揚場改良工事、延長68.7メートルを実施し漁港機能の充実を図ったものであります。

次にあわび種苗供給事業4,750万1,000円でございますが、まちの水産種苗センターから、ひやま漁協を含めた各漁協に対し35ミリから50ミリのアワビ種苗30万9,500個を供給いたしました。

次にナマコ栽培漁業試験事業281万5,000円ですが、漁業者から要望の高いナマコ種苗について水産種苗センターで生産した種苗約5万9,000個を町内3か所に放流し前浜資源の確保に努めました。

次に吹込青年研修所屋根改修工事313万2,000円ですが、地域の主要施設であります吹込青年研修所の屋根軒天の葺き替えなどを行なったものであります。

次に白岩漁村センター屋根改修工事175万円でございますが、地域の主要施設であります白岩漁村センターの屋根の葺き替えなどを行なったものであります。

以上です。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。

5款労働費、6款農林水産業費の質疑を許します。決算書では一般の93ページから一般1

10ページまでであります。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 29ページです。農林水産業費の中で玄米ばら集出荷施設色彩選別機等増設事業補助金ですが、その事業効果がここで示されているわけですが、この事業効果というのは、当該JAからこういう効果がありましたという報告があつて、こういう効果がありますという記載がされているんですか。

○委員長（大野一男君） 長内農政係長。

○農政係長（長内解人君） ただ今の質問にお答えします。玄米ばら施設で色選を導入したものは、北檜山町農協から26年度と比較したものが上がっておりまして、施設の稼働日数では26年から比べますと49日間減っておりまして、平均の処理量も26年度と比較しますと1,800キロほど増えております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） きちんとJAからの効果、報告がなされているということで、これはよろしいですが、なかなかこういう大きな事業に対する補助をしますと、中にはやはり期待された効果が得られないといった事柄も起きてくると私は思うんです。そういったことについてもJAからこういう点が余り効果がなかったんだという、マイナスといったらなんですけど、そういう報告はありませんでしたか。

○委員長（大野一男君） 長内農政係長。

○農政係長（長内解人君） ただ今の質問にお答えします。現在のところ農協さんからそういう報告は上がっておりません。

○委員長（大野一男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 今後こういった似通った同類の補助事業が、これから多分まだまだ出てくると思いますが、こういった効果の期待できなかった部分は、やっぱり押さえておくのが非常に今後の補助事業の展開、参考になってくるのではないかと思いますので、これからは良い点ばかりでなく、きちんと悪い点といったらなんですけれども、効果の薄かった点もきちんと把握しておいてほしいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） 長内農政係長。

○農政係長（長内解人君） 今の委員のお言葉とおり農協さんといろいろ不都合だとか、都合の悪いといいますか、不具合のところがあればどんどん言ってもらえるようにお話して協議してまいりたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 決算書の33ページ、1番上に水産資源調査業務で664万2,000円あるんですが、水産資源とか漁業関係者非常にことしも漁獲高が大変だという考えで、こ

の業務は非常に大事な業務だと思うんです。そういった意味でこの600万以上のお金を掛けて資源調査をされたということですが、それは非常に今回、的を得た大事な時期にこういうふうに調査をしたということですが、気になるのがこの事業効果にデータが乏しかったと書いているのが、すごく気になって質問したわけなんですけども、こういった予算掛けた中でいろいろな調査したというところで、この成果は余りなかったと判断していいのか、またこれに対して対応するやり方はいろいろあると思うんですが、ニシンの来遊それからエゾバカガイとかカシパンそれから生息調査こういった面についてもう少し詳しく説明できれば、ありがたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（大野一男君） 藤井水産係長。

○水産係長（藤井卓也君） ただ今の委員の質問についてですが、効果が乏しかったというのはニシンの来遊調査について実施したのが、バカガイの調査とカシパンの調査ができない大成区で実施しておりまして、調査箇所がどうしても冬場荒天があり、思った場所に網が設置できないなどの状況もありました。またヤリイカが豊漁で結果的にニシンがかかったんですが、ニシンが食べられてしまっている状況等もありまして、良かったのか、悪かったのかちょっとわからない結果ということもありまして、思ったようなデータが取れない状況となっております。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 予算執行に当たって今の話の中身聞いて冬場に調査したということなので、会計年度からいけば4月の段階で出ているので、調査した機関がそういう説明では納得しにくい点があるんです。やはり費用をかけるのであれば、この調査はどこかの業者に委託したということなのか、例えば漁協でしたのか、役場でしたのか、それも教えてほしいんですが、その中で今の答弁はちょっと足りないと思います。

お願いします。

○委員長（大野一男君） 藤井水産係長。

○水産係長（藤井卓也君） 申し訳ありませんでした。ただ今のご質問ですが1月の臨時議会において予算を付けていただきまして、調査期間は2月1日から3月16日までの期間で実施させていただいております。本当は4月とかに実施できれば、またそれはそれで違う結果が出たかと思うんですが、予算の範囲内で年度内で漁協に対して調査を委託したという形になっておりますので、ご理解願います。

○委員長（大野一男君） 松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村 悟君） すいません補足させていただきます。データの乏しかったという記述ですが、ニシンに対する知見が、今までは乏しかったということで、今回はカシパンの駆除と、前回も質問あったかもしれませんが、カシパンの駆除とニシンのデータも揃える必要があるということで今回やらせていただきました。その結果ニシンについては、今まで漁業がこの時期されておりましたので、瀬棚沿岸にはニシン居ないのではないかという話もございましたけれども、調査の結果ではニシン19匹を捕獲しております。ただ捕獲されて親魚として利用できるものは採卵に回すという計画でございましたけれども、先ほど係長のほうか

ら説明あったとおり、ヤリイカが非常にこの事業の中で発見したということもあって、ヤリイカの捕食もあって親としての利用は出来ませんでした。それともう一つエゾバカガイの漁場を競合するということで、カシパンという生物がおりますけれども、そのカシパンの駆除を実施したところ生息も見られておりまして、本年度から国の補助事業に乗っかって実施するという元データとなって今年から駆除を実施している調査の内容になってございます。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の説明で2月からだから2か月間の限られた厳冬期の中で調査することについては漁協に委託しても、やはり天候の関係でできなかったということでは理解できました。それについて先ほど冒頭申しましたように非常に大事な調査だと思うので、これまた継続してやっていくと思うんですけども、今回みたいなデータ踏まえた中で今の漁業者の実態考えた上では、やはりこれらについても通年とした中でしっかりした調査と、それから対策出したいきたいという希望添えて終わります。

○委員長（大野一男君） 松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村 悟君） 漁業資源の関係につきましては非常に重要なものでございますので、地元の漁業者とも相談しながら今後の調査ですとか、在り方については検討してまいりたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 関連させていただいて確認も含めて質問させています。今の平澤委員の質問で松村課長からご答弁ありますけど、今回の調査に関しては、私の認識は不漁対策もあったということで認識してるんですがその辺の確認と、国の補助事業に乗るために調査をしたということですから、今後、継続も含めて新年度以降、その国の補助制度に乗った中で、今までのようなニシンやカシパンなりの駆除、そういう調査や事業が行なわれるのか、その辺確認だけさせてください。

○委員長（大野一男君） 松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村 悟君） この調査につきましては委員おっしゃっておりますように、何とか浜の不漁対策にもつなげたいということで実施したものでございます。それで現在28年度、今年から5か年にわたって、エゾバカガイの漁場におります競合生物でありますカシパンの駆除については5か年の計画で継続実施することになっておりますので、そこら辺も含めてより有効な手立てについても地元の漁業者の方の意見を聞きながら、効果的に国の事業を使いながら整備していきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） カシパンの駆除に関しては当初予定してた以外のところにも生息しているということが漁業者から意見として聞きましたので、以前常任委員会でも述べさせていただきましたので課長おっしゃるように、地元の漁業者とよく協議した中で進めていただきたいと思います。あとニシンの調査に合わせて町長も認識してるように、思わぬ副産物というか、本当にヤリイカが大漁になったものですから、浜にはいろいろまだ可能性がありますので、ぜ

ひいろいろ前向きな協議をしながら進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それでは私、所管で予算を通した経緯があるのであれなんですが、農業総務費の中の報償費 20 万の予算で、執行 8 万で不用額 12 万、これは講習会か、それから講師を呼んでの担い手に対する勉強会だと思うんですが、こういう予算の場合に 8 万円で終わるということより、この残っている予算の中でもう 1 回ぐらい有効利用の勉強会とかやるほうが、私は残すより効率的だと思いますが、そういう考えは一切なかったですか。

○委員長（大野一男君） 真柄委員決算書は何ページになりますか。

○委員（真柄克紀君） 決算書は 95 ページの下から 3 番目、産業担い手育成セミナー講師謝礼。

○委員長（大野一男君） 長内農政係長。

○農政係長（長内解人君） ただ今の質問にお答えします。27 年度はことし 2 月 25 日に開催しまして、瀬棚区の町民センターで北大の農学研究員の正木准教授にお願いして実施しました。実際 27 年度はこの 1 回限りという話しか出ませんでしたので、今後、予算を有効に使えるように課内でも協議して予算の範囲内で、出来るのであれば 2 回なり 3 回実施するように協議していきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 私これせつかくのいい事業だと思って、当初予算を取ってるんですからこの辺はやっぱり、これ各対象者から希望を取ったからプランニングするんですか。その 2 月ですから、これの調査とか、希望はいつ頃取っているんですか。

○委員長（大野一男君） 長内農政係長。

○農政係長（長内解人君） 12 月から 1 月に掛けて農協なり、農協の青年の方だとかに、どのようなセミナーなどを開いてほしいとかを確認しまして、その中で話が出てこないのは結構多くて、その中で私たちのほうでこういうものが必要でないかというのを協議して、その時、その時で皆さんのためになるようなものを考えて実施しております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 担当課の苦労はわかりましたけど、そしたら各対象者から希望はほとんどないんですか。

○委員長（大野一男君） 長内農政係長。

○農政係長（長内解人君） 多少希望があったりとかもしますが、全体にセミナーを開いて、人が集まって聞いてもらえるかどうかというのもありまして、あと国の制度が変わったりだとかしたときもありますので、それに合わせて農政事務所に来ていただいて、事業の変った新しい制度とかの説明も合わせて開かさせていただいてます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　ではその当初予算はどういう考えで組むんですか。それじゃ全然おかしい話になるでしょ。当初予算組んでこれだけのしかも不用額でたとなるとそこにこの予算はどういう形で立案してこういう成果をだしたということをやらなかったら、決算委員会にならないし、それだったら予算は付けたけど具体的なもの何もなく、いよいよなかったからこうだという話なら私はこの予算の付け方自体がそれでいいのかいという話になってくるのではないですか。不用額3分の2が余っているんです。

○委員長（大野一男君）　佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君）　このセミナーにつきましては、耕種部門と畜産部門2回を想定して予算組させていただいております。1回が約10万程度を見込んで2回ということで20万設定して予算取りをしております。

以上でございます。

それで今回27年度につきましては、たまたま共通のものということで1回のみセミナーを開催させていただいている次第でありまして、26年度、先ほど説明あったとおり国の制度が変わった等があればその制度を農政事務所の職員等、報酬の掛からない方を呼んで説明をしてもらったりしております。

以上です。

○委員長（大野一男君）　真柄委員いかがでしょうか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　事実はそうだと思うんですけど、この報償費を予算立てして、これを有効に使うという形の持っていきかたなんなの取り組みはどういうふうにしてるんですかと聞いているんです。このセミナーとかなんとかでなく、ただ報償費でボンと上げればいいということなんですか。そういうことで報償費で上げて、そのかわり何に使ってもいいというふうに、どんなやつやってもいいというふうに、これ捉えるほうでいいんですか。あくまでセミナーをやるという形の報償費なの。どっちなんですか。

○委員長（大野一男君）　佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君）　報償費の交渉にあたり、最大限10万で2回という設定しておりますので、その交渉次第によっては、例えば5万になったりとか今回みたいに8万になったりとかという場合があります。たまたま昨年度は2回設定したんですけども、1回しかでませんでしたという話でございます。基本は2回と考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（大野一男君）　真柄委員。

○委員（真柄克紀君）　私はさっきから言っているように、少なくとも3分の2近いものが、そうすると1人1万円の報償もいろいろあるかもわからないけど、そうなったら、ある程度の段階の中で、これは有効にいろいろな策をお互いに対象者方と協議しながらでも、これ町長もこういうものは増やすと何年か前から言って、施策の中に入ってわけですから、それは有効に使ってくださいという意味で、そこで年度の中でいろいろな研究してやったんですかと質問しているだけで、そういうことをきちんとやってもらえれば、幾ら希望がなかったとはいえこれ

はきちんと100%消化する形で、担当課は申し訳ないけども対象者と話をしながら進んでいて、有効活用していただきたいという希望を込めて言っていると理解してください。いいですか。

○委員長（大野一男君） 佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） ご指摘のとおり検討して有効活用をさせていただきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 31ページです。農業センターの業務運営事業について内容説明願いたと思いますが、主な事業実績の中で1番下に体験農園の開設、町民農園それから学校農園ということで、ここの事業内容に出てます。これは非常に町民に農業を理解してもらおうという意味では非常に意義あることなので、これはどんどん進めていただきたいと思うんですが、ちょっと気になって、これは費用の発生する事業なのか、ただ事業としてはわかりますけども、決算委員会に出て来る関係上、これに対してこの事業に対する町の負担というんですか、事業があったのか、費用が発生したのかしないのか、私は発生しないのではないかと考えてますけども、いかがでしょうか。確認です。

○委員長（大野一男君） 沼口農業センター副所長。

○農業センター副所長（沼口英樹君） 平澤委員のご質問にお答えしたいと思います。町民農園の経費が掛るかどうかという話をしますと、町側の経費は掛かってございません。反対に農業センターの圃場を使っただいて、作物を作ってもらおうというような形になるんですけども、その畑を使うに当たっての使用料を1平米30円で、50平米1年間で1,500円の使用料を1区画分いただいでることになります。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） わかりました。これは費用発生ではなくて収入の発生だという解釈でいいのかと思います。こういったことについてわずかな金額であれば今後、検討していただいて広く町民の方に、また学校に対しても浸透するためには、こういう費用をいただかなくてもいいんでないかということを申し添えて終わります。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

真柄委員時計が2時ですので休憩を挟んで、そのあと質疑いただいてよろしいですか。

それでは議長上の時計で15分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） それでは畜産業費の優良家畜導入事業についてお伺いいたします。これはうちのまちの基幹産業で、町長も大変力を入れ、本当にこれはいい制度の中で、基金から利用しながら、ただこれ質問で私今大変この不用額の中、それから監査委員の報告の中でも、非常に家畜の高騰により１００％事業を達成できなかったという表現をされております。それで私がお聞きしたいのは、この今の状況でいくとこの家畜の高値はなかなか納まりそうもないという中で、結果的に１００％消化できなかったということが、もうこれじゃ希望しないよという形になっているのか、それともしたいけどもその辺の高値についてどのような形で生産者と担当課と話しながら、この事業の展開を進めていこうとしているのか、ちょっとこれからの考え方についてお聞きしたくて質問いたしました。非常に高値は、これからしばらくの間まず下がることはない。これは農業新聞見てもビックリするような価格で、かといってほかの産地も優良家畜導入は結構力入れてやっていますので、それについて近々の状況含めてお聞かせ願えればと思って質問しております。

お願いします。

○委員長（大野一男君） 農務課三浦主幹。

○農務課主幹（三浦剛大君） ただ今の質問についてお答えいたします。委員おっしゃるとおり市場の家畜の導入価格については高止まり傾向で、私が聞いた中では東京オリンピックまでは下がらないと。まず下がらないだろうという話を聞いてます。この中で、まちの優良家畜導入事業につきましては、２７年度につきましては当初予算８００万でした。各生産者から導入計画を取るようにしまして追加補正しまして、１，４０５万というような予算措置をさせていただきました。その中でこの不用額が生じたわけですが、中には、それぞれの農家の事情によって８０万円の牛を買いいたい。例えば５０万円の予算があるとか、それぞれ事情があるんです。その５０万円で買いいたい牛が必ずしも、その週に出ていないとか。その時期で買いいたいけども７０万するから止めるとかということがあがるそうです。その中で導入計画をしていましたが、予算を消化できないというのが重なって、黒毛の場合で行くとだいたい２３万ぐらいの補助が出るわけですが、これでいくと６頭分ぐらいでもうこの１７０万という数字が出ますので、農家の方からすればそんな高くない数字なんです。そういう中で今回はこういう不用額が出てしまうということです。今後につきましても、この事業につきましては要望が多数ありますし、瀬棚地区の黒毛の和牛の部会については、全道の農協中で単価がトップなんです。平均単価がトップです。瀬棚の黒毛の評価は全道でもすごく高く、そういうようなことを部会でお話しましたら、これは全部優良家畜導入事業の影響がかなりあるという評価をいただいておりますので、必ず続けてほしいという要望を受けております。

以上のような状況で今年度につきましては、まだ時期途中でございますが有効に活用できるように農協等と協力しまして推進していきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 約５０％近い補正の中でこういう数字になって、成果が上がっている。

これは瀬棚地区だけじゃなくて、そこに瀬棚地区に行ってお話聞くと、本当にびっくりするような価格で売買い、利益も上げているのも事実でございます。ただ一つお聞きしたいのは、これ今までの既存の生産者以外に新規で買ってみようとかという農家は1件か2件増えたりとかしているんですか。その辺についての現状はどんなものですか。

○委員長（大野一男君） 農務課三浦主幹。

○農務課主幹（三浦剛大君） 平成27年度につきましては1件、黒毛和牛で新規就農されました。その農家につきましては、この事業の最終的な要綱には予算の範囲内というのがありますので、予算の範囲内で、ただ上限、飼養規模頭数での制限措置がありますので、その中で課内で協議して、できる範囲で助成をちょっと増やしてるというような状況でございます。基本的に最低2頭までという導入の制限があるんです。事業を使える制限があるんです。それを新規就農したということの導入計画をもらってますので、その飼養規模相当に予算の範囲内でするように対応することで協議してやっております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） わかりました1件増えたということで、大変ありがたいと思います。今、話聞いて、ダメだということではなくて、そこに確かに要望もあるから枠があるものだから、せっかくの今のこの100何十万、これもその枠を違う形で運用することによって、満度に導入できたかもしれない。こういう一つのパターンがあるわけです。これ私現場からも聞いてます。これは来年の予算に向けてですが、今回のこれをこれだけの需要があるのであれば、そういう形の運用も含めて検討する価値はあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 農務課三浦主幹。

○農務課主幹（三浦剛大君） この事業につきましては確認していただきたいと思うんですけれども、あくまでも各農家がこういう規模で臨みたいという導入計画を持って補助してます。ですから急遽増やしたいとか。死亡牛が出たから導入したいという部分については、グレーなところがありますので、必ずしも平均的に皆さんを救うことができないんじゃないかということとところが僕ら担当としての考えです。ですから昨年度から導入計画を用いて、こういう規模で望みたいというベースで平均に事業が当たるようにしていきたいとは思ってます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） おっしゃるとおりだと思います。公平の原則の中で受益者がそういう形の…ただ今のどういうふうになるかわかりませんから、対外的な商品として戦っていかなければならないという事実も畜産業界も出て来ているわけです。その中でのグローバリズムの中に取り組んでいかざるを得ないという農家も出てきてますから、その辺含めて、きょうすぐ結論でなくてもいいですけど、運用の仕方、それから基金の出し方含めて非常に私は高いだけに逆な意味ではチャンスもあるかと思いますので、その辺についてよく生産者方と議論しながらより良いものに進めていっていただきたいと思います。

よろしくお願ひしときます。町長そういうこととお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 担当から申し上げましたように、この事業の成果は非常に大きい物が
ございます。したがって、今大変いい水準の価格帯で市場が動いているということから農
家の経営も非常に好調という状況が続いているところでございます。この状況を今後とも維持
していくということになりますと、更にこうした優良家畜の導入を続けていくということにし
なければ維持できないと考えておりまして、畜産の場合、遺伝的なこういう資質の向上もさる
ことながら、併せて管理技術であるとか、回転率であるとか、さまざまな要因が経営に大きく
影響してくると思っておりますので、総合的に底上げをしながら畜産の振興発展につなげてい
くという努力をこれからも続けさせていただきます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 5 款労働費、6 款農業水産業費の質疑を終わります。
説明員交換のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 2 4 分

再開 午後 2 時 2 6 分

○委員長（大野一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7 款商工費、8 款土木費の説明を求めます。

西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それでは資料の 33 ページでございます。7 款商工費
でございますが、予算書で申し上げますと 110 ページからとなります。まずふれあい市場開
設事業、決算額 9 万 5,000 円、全額一般財源でございます。開設期間につきましては 5 月
23 日から 10 月 31 日までの毎週土曜日となっております。開設日数でいきますと 26 日
間となっております。地元の海産物、農産物及び加工品の P R と地産地消が図られたもので
ございます。

続きまして、商工会補助金 1,200 万円、全額一般財源でございます。商工会の適正な運
営と経営改善普及事業による会員の安定と負担軽減が図られたものでございます。

続きまして、産業担い手育成事業奨励金商工関係分についてでございますが、決算額 400
万円、全額その他財源でございますが、これは担い手育成基金を充当したものでございます。
就業者 1 名、新卒が 1 名、そして U ターン者が 3 名と、それぞれ奨励金 100 万円の奨励金を
交付したとものでございまして、商工業の発展のための担い手の育成、確保が図られたもので
ございます。

続きまして、魅力ある店舗づくり事業補助金 300 万円、全額その他財源につきましては、
産業振興基金を充当したものでございます。これにつきましては、一般会計からの予算の使い
道としましては 3 件ございまして、下段にあります参考という欄では、先ほど申し上げました

地方創生先行型の繰越明許分でございますが、そちらで36件という実績がございました。効果につきましては、商工業者が行う店舗改装それから設備の導入などに要する経費の一部を補助いたしまして、商店街の活性化が図られたものでございます。

続きまして、地域ふれあいプレミアム付商品券発行業務、決算額789万4,000円、全額道補助金でございます。これにつきましてはプレミアム率が25%の商品券を総額では3,750万円発行いたしまして、その効果といたしましては、消費喚起による商工業者の活性化と町民の生活支援が図られたものでございます。

次に34ページに移りたいと思います。地域おこし協力隊事業、決算額235万6,000円、全額一般財源でございます。地域おこし協力隊1名を雇用いたしまして、主に観光協会の活動支援それから町内外の各種イベントへの支援といったものに、地域おこし協力隊が活動をしたものでございます。

続きまして、観光協会補助金550万円、全額一般財源でございます。観光協会の運営及び観光客誘致事業の推進そしてホームページとブログの管理運営等を行いまして、観光協会の適正な運営と会員の負担軽減、そして観光の振興が図られたものでございます。

次にイベント事業補助金817万5,000円、全額一般財源です。町内外からの入り込み客数を増やし、町内経済の活性化と観光のPRをするために観光イベント事業に係る補助金を支出したものでございます。内容につきましては以下のとおりとなっております。

続きまして、グリーンパーク運営事業889万4,000円、その他財源で248万1,000円、これにつきましては施設の使用料でございます。残りは一般財源でございます。開設期間は4月11日から11月6日まで、延べ利用者としていたしましては9,568名が利用いたしまして、健康増進と、それから観光の振興が図られたものでございます。

次に三本杉海水浴場管理運営事業701万1,000円、その他財源で20万6,000円はシャワーの使用料でございます。残りは一般財源でございます。開設期間が7月18日から8月16日まで30日間、利用者は5,446人となっております。利用者へのサービスの提供と、それから観光振興が図られたというのでございます。

次のふとろ海水浴場管理運営事業につきましては、決算額50万4,000円、その他財源が13万3,000円、これは先ほどの三本杉と同じでシャワーの使用料でございます。残りが一般財源となっております。開設期間につきましては7月19日から8月16日までの29日間、利用者数は3,026人となっております。

次に臼別温泉管理運営事業、決算額65万5,000円、その他財源28万3,000円は、清掃の協力金でございます。残りは一般財源となっております。年間の利用者は4,801名でございます。利用者へのサービスの提供と観光振興が図られたという内容でございます。

次に道の駅てっくいランド大成管理運営事業669万円でございます。その他財源で28万円2,000円は、シャワーの使用料と電気料の収入などでございます。残りが一般財源となっております。利用状況につきましては、ご覧のとおりとなっておりますか、これによりまして利用者へのサービスの提供そして観光振興が図られたものでございます。

次に青少年旅行村運営事業705万9,000円、その他財源で396万2,000円、これも施設の使用料でございます。残りが一般財源となっております。開設期間につきましては4月19日から10月31日まで、利用人数は2,835人となっております。

続きまして国民宿舎あわび山荘運営事業1,872万4,000円、全額一般財源でございます。これにつきましては指定管理料が1,400万円それと工事請負費といたしまして、給水給湯管の改修工事を施工しております。442万8,000円であります。これに伴いまして、利用の延べ人員は2万9,314人、宿泊の延べ人員は5,962人となっております。

次に35ページに移りますが、温泉ホテルきたひやま運営事業1,734万8,000円、全額一般財源でございます。こちらにつきましても指定管理料が1,400万円、それから修繕料で74万2,000円、工事請負費が2本ございまして駐輪場の新設工事で123万1,200円、防犯監視システムの更新工事が108万円となっております。利用延べ人員につきましては12万2,187人、宿泊延べ人員につきましては9,925人となっております。先ほどのあわび山荘同様、効果といたしましてはサービスの提供を利用者にするとともに、地域経済と地域の雇用に貢献したというものでございます。

商工費につきましては以上でございます。

○委員長（大野一男君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは続きまして8款土木費です。決算書の範囲といたしましては114ページから123ページとなっております。町道平浜通線防護柵敷設替工事、決算額が486万円、全額一般財源でございます。ガードパイプ型の防護柵、延長120メートルの敷設替えを行っております。

次に町道寿町4号線外側溝補修工事、決算額が189万円、全額一般財源でございます。U型トラフの敷設替え延長64.5メートルを施工いたしております。

次に町道丸山線外舗装補修工事、決算額が192万2,000円、全額一般財源でございます。舗装補修工事といたしまして延長50メートルを実施しております。

次に橋梁長寿命化補修事業、決算額が7,106万4,000円、財源内訳ですが国道支出金4,974万4,000円、地方債2,130万円、残り一般財源です。瀬棚区の林栄橋補修設計業務、延長18.5メートル、それと北檜山区の小川橋補修工事といたしまして、延長43.7メートルを実施しております。

次に町道舗装補修工事、決算額が1,102万7,000円、財源内訳ですが国道支出金が約770万円、残り一般財源でございます。舗装補修工事といたしまして記載の3路線において、延長各100メートルずつを実施しております。

次に町道豊岡鍋坂線支線3号線改良工事、決算額747万4,000円、全額一般財源でございます。舗装工事といたしまして延長58.51メートルを実施しております。

次に準用河川最内川堆積土砂除去工事、決算額が251万6,000円、全額一般財源でございます。これについては瀬棚区でございます。土砂除去として延長860メートル、160立米の土砂を除去しております。

○委員長（大野一男君） 松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村 悟君） 続きまして、水産林務課所管の説明をしたいと思います。土木費 35 ページの続きからでございますが、下から 4 つ目、上架施設台車上架台の購入でございます。上架施設台車上架台購入 199 万 8,000 円でございます。これは船舶を陸上に引き上げるときに使う台車ですけれども、それが老朽化して安全性が危ぶまれる状況であったことから上架台 12 基を購入し施設の安全向上が図られたものでございます。

次に上架施設ワイヤーロープ等取替工事 221 万 4,000 円でございますが、船舶の上架施設のワイヤーロープ等の取替えを図りまして施設の安全と維持、保全を図ったものでございます。

次に瀬棚港フェリー岸壁嵩上工事 383 万 4,000 円でございますが、これはフェリーの車輛乗降用岸壁を嵩上げし大型バスが安全に降りることができるように改善を図ったものでございます。

次に瀬棚港修築事業負担金 336 万 5,000 円でございますが、これは瀬棚港の東防波堤の延長や深淺測量が行われたことにより利用船舶の安全性の向上が図られたものでございます。

36 ページに移りますが、瀬棚港修築事業負担金繰越明許費 528 万円でございます。これは瀬棚港東防波堤の延伸に係るものでございまして、利用船舶の安全性の向上が図られたものです。

以上です。

○委員長（大野一男君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは次に町営住宅屋根改修事業、決算額が 497 万 9,000 円、全額一般財源でございます。大成区の長磯団地 1 棟 4 戸葺替それと瀬棚区のあかしや団地 2 棟 7 戸の舗装を実施したものでございます。

次に町営住宅換気設備改修工事、決算額が 183 万 6,000 円、全額一般財源でございます。大成区のみやこの丘団地 6 戸、それと都いさりび団地 4 戸の集中換気設備の改修を実施してございます。

次に町営住宅内部改修工事、決算額が 313 万 2,000 円、全額一般財源でございます。大成区のみやこの丘団地 1 戸について内部改修を行なったものでございます。

次に町営住宅避難梯子改修工事、決算額が 148 万円、全額一般財源でございます。北檜山区川沿団地 3 号等の 1 棟で 8 か所の梯子改修をしてございます。

次に町有住宅屋根外壁改修工事、決算額が 311 万円、全額一般財源でございます。北檜山区における太櫓町有 202 号棟の屋根の塗装、外壁の張替を実施したものでございます。

次に職員住宅屋根葺替工事、決算額が 118 万 8,000 円、全額一般財源でございます。瀬棚区の職員住宅 1 棟 1 戸を実施してございます。

次に町営住宅等長寿命化計画見直し業務、決算額が 367 万 2,000 円、財源内訳ですが国道支出金が 183 万 6,000 円、残り一般財源でございます。平成 22 年度策定した計画の進捗状況の精査をするとともに、町営住宅等の円滑な更新や維持管理コストの低減を図るた

め、現行計画の見直しを実施したものでございます。

次に町営住宅解体事業４０５万円、財源内訳ですが国道支出金は１８６万３，０００円、残り一般財源でございます。大成区の貝取澗団地１棟４戸について解体工事を実施してございます。

以上で８款土木費の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。

７款商工費、８款土木費の質疑を許します。決算書では一般１１０ページから一般１２３ページまでであります。

本多委員。

○委員（本多 浩君） 説明書の３５ページ、町道の舗装補修工事について質問をします。この補修工事は、修繕計画があつてそれに沿って事業を進めていると聞いてますか。間違いございませんか。

○委員長（大野一男君） 上田主幹。

○建設水道課主幹（上田一男君） 舗装の修繕につきましては、計画をもちましてそれに沿って２６年度から実施してございます。

○委員長（大野一男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） 計画に沿って進めるというのは、とてもいいことですが、なかなか融通が利かない部分もあるのではないかと思います。近年町道にも大型車両と超大型車両も侵入してきて、かなり路肩の歪み、割れそれから陥没等が目立っている道路も散見されますので、この計画を前倒しでやる考えはございませんか。

○委員長（大野一男君） 上田主幹。

○建設水道課主幹（上田一男君） 町道補修事業につきましては、交付金事業をもって計画を立ててございまして、その採択基準がございます。その採択基準というのが調査によりまして、ひび割れ率が４０％以上、わだち掘れが４センチ以上の場合に交付金事業で出来る舗装事業になってございます。それ以外の舗装につきましては、ひび割れとか、そういう採択基準外のものにつきましては、町道の維持管理で修繕してまいる次第でございます。

○委員長（大野一男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） そういった町民もやっぱり我慢しなければならない部分というのは当然わかってるんですけど、例えば集落を通る町道、細い町道ですけども、そういった道路は交通弱者と言われる障害者が利用する補助車両というんですか、そういった自転車的なものも通っているわけなんです。そうすると交通事故を起こすということが懸念されるわけです。そういった道路の使用車、使用状況をしっかり見きわめた上での、やっぱり計画を練り直すことは必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（大野一男君） 上田主幹。

○建設水道課主幹（上田一男君） 委員のご指摘のとおりといいますか、利用されている状況

を確認しながら、今持ってございます維持補修費で対応したいと考えております。

○委員長（大野一男君） 本多委員。

○委員（本多 浩君） ぜひ検討されて、やはり計画を変更するものは変更するというような対応を今後ともとっていただければと思います。

○委員長（大野一男君） 上田主幹。

○建設水道課主幹（上田一男君） そのようにしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 報告書の34ページ、イベント事業補助金についてお伺いいたします。この中でイベント事業で817万5,000円の決算で100パーセントでいいんですが、この中の事業の実績の中で一番下の太田神社の観光イベント事業で45万と出ているんですが、この内容について教えてください。

○委員長（大野一男君） 答弁、資料を持ってくるまで持ちますか。

大成総合支所長。

○支所長（佐野英也君） 太田神社のイベント事業の件についてお答えいたします。このイベントにつきましては、大成区にあるまちづくり会議が中心となって、地域の祭りを盛り上げようということで実施しています。実施の内容については花火とか、それと中学生がやっている久遠神楽それと地場の特産品をそこで売っていると、こういうようなことで実施しております。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 説明すぐなかったんですけども、中身の内容の費用の使い方について聞きたかったんですが、すぐにでませんか。すぐに出るんだったら聞きますけども、出なかったら無理して聞きませんけれどもいかがですか。

○委員長（大野一男君） 答弁どうしますか。待ちますか。

阪井まちづくり推進課長補佐。

○まちづくり推進課長補佐（阪井世紀君） 今手元に資料持ってきておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） わかりました。内容についてちょっと聞きたかったんですが、私、あとで報告してもらって結構です。それで今、資料をなんとかた要求するものではありません。ただ私が今言いたかったのは、この神社の祭りに関してのイベントっていう括り付けは、ちょっと危険かなという気がするんです。各地区においてそれぞれの予算の執行によっては、先ほどの予算委員会の中で承認した1人でございますけども、こういった神社の催し物っていうことの、これはある意味誤解を招くおそれがあるんで。だから観光イベントとして太田山については、いろんな意味で霊場とか何とかといろいろな面で非常に観光スポットとしてはいいんですけれども、太田山の神社のイベントっていうこういうやり方でするのは、ひょっとして誤解

を招きやすい。というのは、ほかの地区においてもいろいろな神社あるわけです。そういったところで、さまざま大きなイベントが起きてる中で、ここだけがという表現にならないと思うんです。そういった意味で、この予算の使い方について表現の仕方ですけども、そういったものについては十分配慮しないとちょっと困ったことが発生したら困るので、この観光イベントということに対する位置付けはいいんですけども、この辺についての見解はどうでしょうか。

○委員長（大野一男君） まち側答弁どなたがされますか。答弁調整必要ですか。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） なかなか言葉どおり理解をするということになると、今は委員おっしゃったようなご指摘が当然、そういう心配もなされると思っておりますが、これにつきましては旧町からこうした形での事業がなされてきたということで、それを新町としても引き受けながらその通りやってきた経緯がございます。したがって、これらについての整理というのは委員の質問に対する答弁としては、もう少し中身の整理が必要になってくるのかというふうに質問をされて感じておりますので、この部分について今後きちっと整理をさせていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 町長の答弁では多分そこまでしか言えないだろうなという予測はしました。これは今言ったように旧町から引き継いできた非常に大きな、また道内でもまれに見るこういった太田山というのは位置付けなっております。観光スポットとしての位置付けについては私も評価しているし、せたな町のいろいろな場所的にもよくまちの観光PRの中にも取り上げられてございます。ただこれが例大祭というような形の中の位置付けにつけるのは、やはり非常に危険だということでございます。よって今回ここで終わりますけども新年度の予算についても、またこのような予算にするとするんです。私は内容が聞きたかったのは、その神仏に関することに費用を使ってるのであれば、これは大変かと思ったのでそれではないようなことなので、それについても、しかし名称とかについてもしっかりと配慮していただきたいという要望を添えて終わります。誰か答えてくれるならお願いします。

○委員長（大野一男君） 先ほど平澤委員から求められていた45万の予算の内訳については今説明できますか。

藤谷庶務係長。

○大成総合支所総務係長（藤谷知昭君） 先ほどの45万円の補助対象の経費ですけども、主に歌謡ショー、お山掛けに対する衣装代、あと郷土芸能の発表の出演者の謝礼代、あとゲーム大会、会場設営費に充てられております。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 先ほどそれは担当の方が内容言ったんです。だからどのように使ったのですかという内訳を聞きたいと言ったので、中身いいんです。それを聞きたかったのがどのようにお金を使ったんですかということなので、それを教えてくれればいいんです。それで先ほども申しましたけども、そういった内容について新年度に対する対応の仕方、ちょっと町長

申されましたけども、担当課で何かコメントがあればお願いします。なければ結構です。

○委員長（大野一男君） 佐野総合支所長。

○支所長（佐野英也君） 委員おっしゃるように中身を検討して、整理して新年度予算に上げていきたいと思っています。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 今の質問に関連してですけど町長の答弁で旧町時代から引き継いできて、こういう形で予算措置してると。あくまでも主に動いてるまちづくり会議という団体も、その運営経費ということで要請もしてますし、理解した中で歴史を守るというか、そういう思いの中でやられているので、ぜひ、携わる団体と協議をしながら平澤委員のおっしゃることはわかるんです。政教分離ということでは、確かにぱっと見た中では多くの理解を得れないかもしれません。ただ旧町時代から大事なイベントとして地元の有志が神社とタイアップしながら、迷惑をかけない中でやってきてますから、ぜひそれらの配慮もお願いして終わります。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 先ほど本多委員の質問に関してお聞きしたいんですが、35ページの真ん中辺です。舗装補修工事、これちょっと私気になってんだけど、交付金事業で、その交付金を貰って予定してやっていくという話ですけども、その事業については変更もできるんですかという話で、先ほど変更も可能ですという話もしてたので、これ簡単に変更できるんですか。町の一般財源とかそういう部分でやる部分については変更もあり得ますけども、先ほど言った交付金事業は、基準があって先ほど述べたとおり割れからわだちからそういう部分で道路の状況が変わったときには、この交付金を事業として申請したら通ればこれは乗っかるというものだと思うんだけど、それが変更もできますという話をしましたので、これまさしく本当に変更できるのかどうかその確認だけ。

○委員長（大野一男君） 上田主幹。

○建設水道課主幹（上田一男君） この舗装補修事業につきましては、町で年次計画で計画しておりまして、その採択基準に則って順次整備してございます。先ほどのお話は、それ以外の路線については、変更というわけではなくて別の町の維持修繕費で実施していきたいという形でございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） あの町道ではなくて、町道でもそうだけど、要するにこういう道路が、いろいろこうなったので、これ交付金事業に乗っかりたいんだと。そういう部分で計画持って乗っけます。乗った中で、これはいい、これはまずいとかってあります。採択されたもののの中の部分で、要するに先ほど聞いてると、そのただ単に町道を一般財源でやるのは変更できるとか、それは単純に分かる話で、交付金事業で採択されたものの中を要するに3本なら3本これやりますという決まったものを勝手に中身の変更じゃないです。別なところを持ってきて、この事業をこっちに変えますという話には私はならないんじゃないかと質問をしているんですけども、なにか私の質問と噛み合っていないので、もう1回答弁してください。

○委員長（大野一男君） 上田主幹。

○建設水道課主幹（上田一男君） 申し訳ございません。その修繕計画の中での前倒しとかという変更といえますか、事業としての前倒しはできます。ただその計画外の路線につきまして計画の中に取り入れるということは今のところございません。それは別計画でもってまた新たに修繕計画を立てていかなければいけない状況でございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ですから要するに変更はできないと言ってもらえば端的にわかるんですが、今の話を聞くと、どうもちょっと違うんですニュアンスが。要するに事業採択されたものは、例えば前倒しでやれる分は確かにあります。けども新たなものを持ってきてそれを、このものと変更したいですというものはもうダメですと。あくまでも採択したものは、その予定内にやるんだということでは間違いはないと思うんだけど、先ほどの答弁を聞くとちょっと違うなと思ったので、その確認だけしているんですけど間違いなくそういうことで、この事業に乗っかってるものは、例えば先ほど言った前倒しはいいけども、あとはほかのものを持ってきて変更できないということで解釈してよろしいということでもいいですね。はいわかりました。

○委員長（大野一男君） 上田主幹答弁いいですか。

○建設水道課主幹（上田一男君） 申し訳ございませんでした。現在の計画修繕計画を持って実施してまいります。計画外の路線につきましては、今町で維持している予算の範囲内で修繕して参ります。

よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） これで7款商工費、8款土木費の質疑を終わります。

3時を回りましたので休憩をとります。3時15分まで休憩といたします。その間に説明員の交換をお願いいたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時15分

○委員長（大野一男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします

9款消防費、10款教育費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 報告書の36ページでございます。決算書では123ページからとなっております。9款消防費、防災行政無線管理事業、決算額523万8,000円、全額一般財源でございます。事業実績につきましては、運用状況等記載のとおりでございます。効果といたしましては、安定した無線放送を提供するため施設の維持管理に努めるとともに町民への災害等の緊急情報や通常時の行政情報を提供することにより、町民の防災に対する安全

確保と町の行政サービスの向上が図られたこととございます。

次に屋外拡声子局改修工事費、決算額 270 万円でございます。全額一般財源でございます。実績につきましては、屋外拡声子局の更新で北檜山区 3 か所、大成区 4 か所ということで、地域住民の安全と安定した無線放送を提供することができたということとございます。

○委員長（大野一男君） 次に教育委員会高田事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 教育費をご説明いたします。報告書では 36 ページから 40 ページでありまして、決算額で説明させていただきます。初めに学校教育からです。外国語指導助手派遣事業 352 万円、小学校及び中学校へ英語指導助手を派遣し、児童生徒の英語語学力の向上を図りました。非常勤講師派遣事業 107 万 8,000 円、小学校へ英語指導助手を派遣し、児童の英語語学力の向上を図りました。

37 ページになります。特別支援教育支援員配置事業 1,619 万 6,000 円、学習や生活などに特別の支援を要する幼児や児童生徒に対する支援員を配置し、関係機関との連絡のもと学習支援を行いました。

檜山北高校通学費補助事業 72 万 3,000 円、財源につきましては全額が生活交通確保対策基金です。大成区や瀬棚区須築方面などの遠距離通学生徒に対する交通費を助成し、保護者の負担軽減を図りました。

教職員研修会等補助事業 88 万円、学校教育研究会をはじめ、記載の教育団体に助成を行い、教職員の資質向上を図りました。

小学校スクールバス運行事業 408 万円、遠距離通学となる児童に対し送迎バスを運行し、通学体制の確保を図りました。

小学校スクールハイヤー運行事業 930 万 9,000 円、遠距離通学となる児童に対し送迎タクシーを運行し、通学体制の確保を図りました。

小学校教師用パソコン購入事業 506 万 5,000 円、小学校教室パソコン購入事業 156 万 1,000 円、小学校 ICT 環境整備事業 982 万 8,000 円、小学校 ICT 機器購入事業 69 万 1,000 円、これは ICT 教育を推進するため若松、北檜山小学校に LAN 配線工事を行いまして、機器等を整備をしたことにより教諭同士でデータの共有ができ事業の資質向上や細やかな指導の充実、学習体験の改善などを図りました。

小学校要保護及び準要保護児童就学援助事業 297 万 7,000 円、財源につきましては、国道支出金の 9 万 2,000 円は国庫補助金で、一般財源は 288 万 5,000 円です。生活保護世帯などに対する児童への学用品費などの助成を行い、保護者の負担軽減を図りました。

小学校の施設整備につきましては、記載の久遠小学校教室天井補修工事 176 万円、瀬棚小学校トイレ改修工事 142 万 6,000 円を実施し、施設の適切な維持管理を図りました。

中学校スクールバス運行事業 2,553 万 2,000 円、遠距離通学となる生徒に対し送迎バスを運行し、通学体制の確保を図りました。

38 ページになります。中学校スクールハイヤー運行事業 1,455 万 4,000 円、遠距離通学となる生徒に対し送迎タクシーを運行し、通学体制の確保を図りました。

中学校教室用パソコン購入事業 208 万 4,000 円、中学校 ICT 環境整備業務 194 万 4,000 円、中学校 ICT 機器購入事業 374 万 8,000 円、これは ICT 教育を推進するため機器等を整備したことにより、授業の資質向上やきめ細やかな指導の充実学習体験の改善などを図りました。

中学校活動事業補助事業 233 万 6,000 円、中体連のスポーツ大会や吹奏楽活動などに対する補助を行い、スポーツや文化活動に対する支援を行いました。

中学校要保護及び準要保護生徒就学援助事業 478 万円、財源につきましては国道支出金の 8 万 6,000 円は国庫補助金で、一般財源は 469 万 4,000 円です。生活保護世帯などに対する生徒への学用品費などの助成を行い保護者の負担軽減を図りました。

中学校の施設整備につきましては、記載の大成中学校体育館梯子改修工事 167 万 8,000 円、瀬棚中学校体育館床改修工事 135 万円を実施し、施設の適切な維持管理を図りました。

次に社会教育です。各種生涯学習講座 52 万 8,000 円、地域学習講座など記載の事業を実施し、少年から高齢者までの学習機会の提供を図りました。

社会教育団体補助事業 140 万 9,000 円、記載の 6 団体へは文化協会 16 万円、女性団体連絡協議会 22 万 4,000 円、PTA 連合会 19 万円、子ども育成会連絡協議会 21 万円、町民文化祭実行委員会 46 万 3,000 円、郷土芸能団体連絡協議会 16 万 2,000 円を、それぞれ補助いたしまして団体活動への支援を行いました。

39 ページになります。学校支援事業 18 万 8,000 円、地域人材の活躍の場の提供を図り学校支援体制を推進いたしました。

ブックスタート事業 4 万 3,000 円、読書活動を通じて親子のふれあいやコミュニケーションの向上を図りました。

図書等購入事業 139 万 8,000 円、3 区施設の図書購入などを行い図書館の利用を通じて、学習や生活、文化活動などの支援を図りました。なお各施設の利用状況は記載のとおりとなっております。

スポーツ教室等事業 61 万 2,000 円、スポーツ教室や町民大会を通じてスポーツの日常化に対する意識の高揚と参加者の交流を図りました。

ここで委員の皆様に 1 部数字の訂正をお願いいたします。次の小中学生派遣事業参加負担金の主な事業実績欄で、小中学生 8 名派遣となっているんですけども、3 名の誤りでしたので訂正方よろしくをお願いいたします。8 名が 3 名になります。大変申しわけございませんでした。

小中学生派遣事業参加負担金 12 万 5,000 円、財源につきましては、全額がスポーツと文化振興基金で、B & G 北海道大会の参加を通じて海洋スポーツの普及と青少年の健全育成を図りました。

体育団体補助事業 218 万 4,000 円、財源につきましては 10 万円がスポーツと文化振興基金で一般財源は 208 万 4,000 円です。記載の 4 団体へは体育協会 78 万 9,000 円、スポーツ少年団連絡協議会 95 万円、スポーツ合宿招聘事業 34 万 4,000 円、スポーツフェスタ大会事業 10 万 1,000 円をそれぞれ助成いたしまして団体活動への支援を行い

ました。

全道全国大会出場助成事業 582 万 7,000 円、財源につきましては全額がスポーツと文化振興基金で、陸上競技をはじめとする記載の全道全国大会への参加への助成を行い、参加者の負担軽減を図りました。

40 ページになります。体育施設整備事業 1,490 万 5,000 円、財源につきましては 357 万 6,000 円がスポーツ振興くじ助成金で、一般財源は 1,132 万 9,000 円です。整備の内容につきましては、大成農村広場照明灯安定器等取替修繕をはじめ、記載の 9 か所の修繕を行ないまして施設の適切な整備を図りました。

蒸気・温水ボイラー等改修工事 2,484 万円、財源につきましては、地方債の 2,350 万円が合併特例債で、一般財源は 134 万円です。給食センターのボイラーの取替え及びピット内の配管改修を行ないまして給食業務の円滑化を図りました。

換気設備改修工事 162 万円、給食センター厨房内等の換気設備であるインバーターなどの機器を交換いたしまして、施設の適切な維持管理を図りました。

給食配送車購入事業 843 万 4,000 円、財源につきましては地方債の 790 万円が合併特例債で、一般財源は 53 万 4,000 円です。給食配送車 1 台を更新いたしまして、給食配送業務の円滑化を図りました。

以上教育費の説明を終わります。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりました。

9 款消防費、10 款教育費の質疑を許します。決算書では一般 123 ページから一般 143 ページまでであります。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 最後の 40 ページの給食車の購入事業です。これ 843 万 4,000 円ですか。これ下取りは出していると思うんですけど、その下取り分を除いた分の支出金額になってるのか、そこを教えてください。

○委員長（大野一男君） 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 下取りは出しておりません。廃車にしております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ないからそうかと思うんですけども、たまたま廃車と言うけれども、結構高く売れているんです。ネットで売っても多分 150 万からそのくらいで売れると思うんです。それがなぜ、チラッと聞いたら廃車にしています。廃車のものが、例えばこれ購入したかどうかちょっとあれなんですけれども、購入先で車を持っていつてと思うんです。廃車はまちで、教育委員会で考えている廃車はどういう部分で廃車として考えてるのか。その辺私たちも見てわかってますので十分まだまだ使える車だと思うし、ただ給食のものを運ぶには年数も経っているしあれなんですけれども、あの手の車でまだまだ古くてもあのあと 10 年も古い車でも現役でバンバン走ってますので、ただ廃車にするととなるとエンジンまたはミッションで多額のお金が掛かる部分で発生するなら別ですけども、ちょっと私も業者に聞いてみたらそうい

う状況が全くないので、いくらでも使える車ですと。じゃあまちでは下取りなり中古として競売なりしたのかと思って聞いてみたら、廃車ということは、要するに業者にやらないで廃車手続きして、抹消でいえば15条抹消、完全抹消、そういう形の抹消したのか。それとも戸籍を残した抹消をしているのか、抹消したのであればその辺教えてください。

○委員長（大野一男君） 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 車は平成5年に購入したもので、もう23年が経っている。かなり海岸線とか走ってますので、下回りもかなり腐食してたりで老朽化が激しいことから、業者に処分費も含めて処分するのもお金が掛るでしょうし、その分も含めて抹消していただいたというようなことでおります。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ちょっとそれおかしくないかい。私も現車見てますし、当時黒澤さんに入ってますね。下回りも全部確認してます。そんな腐れてなんていません。それはそれでいいとして、まちの財産ですから、くれるという話ではないと思うんです。皆さんもネットで、ようするにオークション、国でやってるオークション見ても今の年式でも確認してもらえればわかるけども、そんな5万、10万の値段ではないですから、だからどこをもってそれを、私はてっきり下に出したか、売ったのかと思ったんだけど、それも黒澤さんにちょっと確認したら、いやこれまだまだ使えるから、多分まちでは、せたな町のどこかで使うのか、それとも下に出すのか、競売掛けるのかという話聞いたので、黒澤自動車の人と一緒に確認してますから。もし競売掛るのであれば買ってもしいいなということで、私見てきてるから、だから今ここで確認してお話ししています。だからもしそういうことであれば業者と確認とってもらってもわかるし、だからくれてやるというよりは、要するにまちの財産ですから抹消するんなら抹消する。その抹消も要するに完全抹消するのか、戸籍を残した抹消をするのか、やはりきちっと協議してやらなかったら、これ税金で買ってくるのですから一部補助もあるかもわかんないけども、ただそういう状況の中であれだけ下回りもきれいな車がなんで抹消するなんて話、今私聞いてビックリしたんだけど、そういうまちの財産をそんな形で勝手に抹消したという話になると、担当者方その車を確認して、きちんと見た人は事務局長のほかにあと誰かいますか。あと業者にきちっと車の状況を聞いて、この車の状況はこうですと。これであれば抹消しますとか、使い物にならないとかという判断はするだろうけれども、そういう聞き取りしたり自分で、私たちは車専門に扱っているからわかるけれども、なかなか普段そういうトラック等々については携わってない人はなかなかわからないかもわかんないけども、メーカーも来てましたし、一緒に僕も確認してますから、そういう中でその抹消できるような車じゃないし、まだまだ給食センターから離れた部分で幾らでも使える車ですから、その辺の確認だけしてください。確認したかどうか。

○委員長（大野一男君） 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 教育委員会では購入のとき前から予算要望していたんですけども、予算の状況とかございまして、それで27年で予算が付いて購入することができ

た。その前に結構故障とかもありましたので、そういうことで予算要望しまして、それで購入したということなんですけども、私たちの判断としては処分費も含めて、その部分は手数料払わないけれども、その部分を含めて抹消手続きまでしてもらったというような判断でございました。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ちょっと私もわかんないけども、抹消する手続するのにお金当然掛ります。普通乗用車でもお金もらって皆な抹消してもらってるんです。それ逆ですよ。幾らでも持っていきますから。売れますから。皆さんも毎日新聞取って見ていると、どんな車でも買いますよってどんどん出てますから、電話掛けて呼べばすぐ来ます。もうちょっとあれじゃないですか。考えて処分したりしないとないですか。これ本当に財産です。これ私も間違いなく見て来ますから、予算の中でありましたから購入するというのも全部知ってましたから、私は競売に係るものだと思ってましたので、それで下見も全部してます。ですからどのくらいの修理代掛ったかわかりません。だからそんなに多額な修理代掛っているのであれば、その修理の状況出してくればそれを私も確認します。じゃそういうデータがあるのであれば出してください。それでは納得できません。

○委員長（大野一男君） 暫時休憩をしたいと思います、細川委員よろしいですか。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 4時01分

○委員長（大野一男君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

9款消防費、10款教育費の款で質問を受けます。ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 資料で36ページ、大会の子供たちの補助に関連してですけど、いろいろな大会で小学生ももちろんですが中学生の活躍も本当に目立っている状況ですが、その中で一部から補助の仕方を見直すような話が、教育委員会の委員の方からも聞かれたんですが、何か基準に対して規定の変更とか、検討をしているのであればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 杉村事務局次長。

○教育委員会事務局次長（杉村 彰君） 全道全国大会参加奨励補助金の関係ですが、最近になって小学生、中学生の活躍が非常に喜ばしいくらい活躍している。もっともっと参加していただけるよう、こちらとしても参加補助要綱を厳しくするのではなく、もうちょっと柔軟に補助金を交付できるような、そんな方策として各種大会の枠を広げるとか。あと学校単位で参加できる大会にも補助できるようにするとか、そのような方策について現在、進めているところでございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 前向きなご答弁いただいて本当にありがたく思います。再度確認なんです、ということは個人競技であれ、選抜であれ、そういうこともいろいろな対象にしているだけでということでは理解してよろしいのでしょうか。例えば順位でなくて標準記録突破で全道大会とか全国大会だという可能性もある競技があります。そういうことにも補助として検討してると理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（大野一男君） 杉村事務局次長。

○教育委員会事務局次長（杉村 彰君） 全道大会の標準記録等についてはこれから議論していきたいところなんです、現在では、いろいろと基準をどうするかというのは具体的にはこれから進めていきたいと考えております。あと選抜については、今もどんどん広げていっているんですが、正式な選抜をするような記録会、そのようなものを催した場合には、これまでも補助金の対象としておりますので、またその辺も、もっと柔軟に対応できるように教育委員会の中で進めていきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） せっかく子供たちが活躍する中で、父兄の負担が現実としてある状況の中、参加も見合わせたいという声も一部聞こえてますので、今答弁いただいた形前向きな検討をしていただきたいと思います、お願いして終わります。

○委員長（大野一男君） 杉村事務局次長。

○教育委員会事務局次長（杉村 彰君） 今、委員おっしゃったとおり出場を辞退している事例もお聞きしておりますので、このような大会に参加したいんですがという事案がありましたら、その都度、私どもにご相談いただければ回答したいと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 高田教育委員会事務局長、答弁はできますでしょうか。

それでは高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） 先ほどの給食センターの配送車の関係ですが、一時抹消登録ということで、業者から来てまして、それで私たちは抹消手続きがされたものと認識していたところでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 一時抹消というのは、本当に一時で、車を生かせるから一時抹消するのであって、先ほど車がもう使えないから抹消するのは16条抹消で、完全抹消で、リサイクル券を添付して、そして処分するのが完全抹消でございますので、今の抹消の書類は、要するにコピーで来てると思うんです原本でないでしょ。なぜかというのは相手方がその車を使いたいから、原本は向こうに持って行ってコピーをしてコピーを相手に渡すんです。普通、役所という抹消というのは、業者に抹消させるのであれば、抹消した書類原本を持って来てくださいというのは、普通の抹消の仕方です。だから今話し聞いているとそういうコピーを持ってきて、抹消しましたという話になってくると、本当にこれ抹消しているのって。ここに今総務課長い

ますけれども、建設課時代除雪車等々いろいろ扱っているから聞けばわかると思うけども、今の抹消であれば業者がその車を生かして使うための抹消手続きしたのであって、まちが考える抹消手続はしていないという判断にならざるを得ませんので、この後の問題どうするかということは、どうしたらいいか考えていかなかったらいいのかと。要するにくれてやったという話になると問題だと思うんです。それでまちがくれるんだというのであれば、ほかのものだってくれるとか何とかってまた大げさな話なっちゃうから、やはりきちっと書類ですから、まちの考える抹消はこういう抹消ですと、生かすのであれば当然、生かすなりに当然、生かすなりに、売るなり、競売するなりしてきちっと処理するのが、まちの仕事だと思うし、本当に完全抹消するのであれば、本来でならば業者でないです。要するに、大沼にあるようなところとか、函館に入る前の黒田商会とか、ああいうところはすべてリサイクル券と今の抹消とセットでやって、終わったら必ず完全抹消したものが来る。それはコピーでもいいんです完全抹消ですから、この抹消は人間でいう戸籍ですから幾らでも生きる戸籍です。だからそういうものをもって、完全抹消と思ったかどうかかわからないけれども、それで抹消手続を終えましたというのであればちょっと僕はおかしいのかと思いますけども、町長どうですかこれ、どういうふうにしますか。財産、使えるものをただ単にそういうことでくれてやったとか、抹消の意味がわからなくてやったか僕もわかりませんが、やはりこれ財産をそんな形でくれていいんですか。私は問題残ると思うんですけども、そこだけ答弁願います。

○委員長（大野一男君） 高田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高田 威君） ただ今の細川委員のお話、私たちもちょっとそこまで考えが及びませんでした。甘かったです。申し訳ございませんでした。以後こういうことのないように気を付けさせていただきますので、よろしくお願いします。申し訳ございませんでした。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この件については私も承知はしておりませんでした、今の細川委員の話を聞かせていただきました。そういう可能性としてはそういうことも現状の中では考えられると。したがって、今後そういった心配のないように、しっかり車の入替えの際には十分気を付けながらやってほしいと思っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 自分の質問で時間ばかりとっても困りますので、総括もありますのでこれはこれとして受けとめておいて、総括のときには、また自分なりに考えて質問するのであれば質問したいと思いますので、そういうことでこれで質問を終わります。

○委員長（大野一男君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） これで9款消防費、10款教育費の質疑を終わります。

11款公債費、12款職員給与費、13款予備費、14款災害復旧費4款について質疑を許

します。決算書では一般 1 4 3 ページから一般 1 4 6 ページまでです。

説明がありませんということです、この 4 款について質疑があればこれを許します。ありませんか。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) なければ次に進みます。

一般会計歳入全款の質疑を許します。決算書では一般 1 2 ページから一般 4 4 ページになります。一般会計歳入全款の質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) これで質疑を終わります。ここでもう一度一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終結いたします。

これより認定第 1 号について反対討論を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 続いて賛成討論を許します。

(「なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 討論を終わります。

これより採決します。お諮りいたします。

認定第 1 号を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 異議なしと認めます。

よって認定第 1 号、平成 2 7 年度せたな町一般会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

お諮りいたします。明日も決算委員会日程が組まれております。よってただ今時計が 4 時 1 5 分を過ぎましたので、お諮りいたします。本日の会議はここまでとし、この続きは明日午前 1 0 時から再開したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○委員長(大野一男君) 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、明日午前 1 0 時から再開いたしますので、ご参集をお願いします。

本日はこれにて延会といたします。

大変ご苦労さまでした。

延会 午後 4 時 1 6 分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成29年1月19日

委員長 大野 一 男

署名委員 神 田 和 浩

署名委員 本 多 浩

平成28年せたな町議会決算審査特別委員会 第3号

平成28年11月11日（金曜日）

○議事日程（第3号）

- 1 認定第 2号 平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 2 認定第 3号 平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 3 認定第 4号 平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 4 認定第 5号 平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について
- 5 認定第 6号 平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 6 認定第 7号 平成27年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算について
- 7 認定第 8号 平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 8 認定第 9号 平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 9 認定第10号 平成27年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算について
- 10 認定第11号 平成27年度せたな町病院事業会計決算について

○出席委員（9名）

委員長 大野 一男 君	副委員長 平澤 等 君
委員 細川 伸男 君	委員 神田 和浩 君
委員 本多 浩 君	委員 石原 広務 君
委員 梶田 道廣 君	委員 真柄 克紀 君
委員 熊野 主税 君	

○欠席委員（1名）

委員 江上 恭司 君

1. せたな町議会委員会条例第19条の規定により、議長を通じて説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高 橋 貞 光 君
教育委員会	委員長	田 井 重 久 君
農業委員会	会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会	委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間	正 君
監査委員	大 湯 圓 郷 君	

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長 高 野 利 廣 君

総務課長	原		進	君
まちづくり推進課長	西	村	悟	君
財政課長	佐々木	晋	則	君
税務課長	樋口	正	靖	君
町民児童課長	吉崎	照	人	君
保健福祉課長	福士	裕	継	君
農務課長	佐藤	英	美	君
水産林務課長	松村		悟	君
建設水道課長	丹羽		優	君
会計管理者	関	功	悦	君
国保病院事務局長	横川		忍	君
総務課長補佐	高橋		純	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世	紀	君
財政課長補佐	神田		昌	君
税務課長補佐	佐々木	正	人	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由	美	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	西田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬	二	君
水産林務課長補佐	八木	忠	義	君
建設水道課長補佐	松本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中川		讓	君
総務課主幹	濱登	幸	恵	君
まちづくり推進課主幹	吉田	有	哉	君
財政課主幹	黒澤	美知	子	君
地域包括支援センター所長	長内		京	君
農務課主幹	河原	泰	平	君
農務課主幹	三浦	剛	大	君
農業センター副所長	沼口	英	樹	君
水産林務課主幹	手塚	清	人	君
大成水産種育苗センター副所長	栄田	武	志	君
建設水道課主幹	久津間		智	君
建設水道課主幹	上田	一	男	君
国保病院事務局主幹	伊勢	千佳	子	君
総務係長	小林	和	仁	君

防	災	係	長	齊	藤	哲	章	君
広	報	統	長	伊	藤	哲	史	君
財	政	係	長	尾	野	裕	也	君
経	理	入	長	小	林	朱	央	君
課	税	係	長	尾	野	真	也	君
徴	収	係	長	伊	瀬		亮	君
戸	籍	年	長	萩	原	千	明	君
国	保	医	長	中	山	康	春	君
保	育	士	長	尾	野	朋	美	君
社	会	福	長	竹	内	亜	希	君
障	が	い	長	松	原	孝	樹	君
保	健	推	長	古	守	亜	珠	君
保	健	推	長	垣	本	利	子	君
包	括	支	長	今	川	勇	吾	君
地	域	支	長	阪	下	克	哉	君
農	政	係	長	長	内	解	人	君
水	産	係	長	藤	井	卓	也	君
林	業	係	長	川	上	佳	隆	君
大成水種苗育成センター業務	係	長	池	田	裕	裕	之	君
管	理	係	長	井	村	裕	行	君
水	道	係	長	大	野	秀	幸	君
上	下	水	長	鈴	木	涼	平	君
管	財	係	長	金	澤	喜	嗣	君
出	納	係	長	山	川	彩	子	君
給	食	係	長	林		そ	の	子

《大成総合支所》

支	所	長	佐	野	英	也	君
次		長	沖	崎	孝	純	君
次		長	萩	原	勝	幸	君
国保病院大成診療所事務	長		古	守	幸	治	君
主		幹	浜	高	正	明	君
主		幹	谷	川	一	志	君
大成保	育	園	長	井	美	千	代
大	務	係	長	谷	知	昭	君
庶	社	係	長	藤		希	君
福	産	係	長	水	万	寿	夫

建設水道係長	高橋真一	君
保育士係長	加茂秀子	君
《瀬棚総合支所》		
支所長	中村良則	君
次長	濱口喜秋	君
主幹	増田和彦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野宏行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀英治	君
瀬棚保育所長	沼口恵子	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古畑英規	君
庶務係長	栗谷一樹	君
住民係長	稲船奈穂子	君
福祉係長	山本亨	君
産業係長	油谷好彦	君
建設水道係長	小池秀樹	君
保育士係長	本田和矢	君
養護老人ホーム三杉荘生活相談係長	畠中悦子	君
保育士係長	本田和矢	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田円裕	君
教育委員会事務局長	高田威	君
教育委員会事務局次長	上野朋広	君
教育委員会事務局次長	杉村彰	君
瀬棚教育事務所長	三浦孝史	君
北檜山幼稚園長	鎌田郁美	君
大成教育事務所長	杉村輝明	君
総務係長	近藤智博	君
社会教育係長	奥村大樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小板橋司	君
------	------	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原進	君
書記次長	高橋純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 横 川 洋 二 君
事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

1 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君
事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

開議 午前１０時００分

○委員長（大野一男君） おはようございます。

江上委員から欠席の届けがあります。

出席委員９名で定数に達していますので、決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

整理番号第１、認定第２号、平成２７年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出の決算を議題といたします。決算に係る主要な施策の成果に関する報告により、所管の担当課長の内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは報告書の４１ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計の決算状況についてご説明申し上げます。第１１表（１）決算の状況について歳出からご説明いたします。１総務費３，６３４万３，０００円、職員の人件費に係わる経費が主なものでございます。２保険給付費１０億１，５２８万円、療養給付費が主なものでございます。３老人保健拠出金９，０００円につきましては事務費拠出金です。４後期高齢者支援金等１億５，４４４万３，０００円、７５歳未満の現役世代が支援金として社会保険診療報酬支払基金へ拠出することになっているものでございます。５前期高齢者納付金等で９万８，０００円、６介護納付金６，５１２万２，０００円、４０歳から６４歳までの介護保険第２号被保険者に係る保険料相当額を支払基金へ納付するものでございます。

次のページ、７同事業拠出金４億１，４４６万９，０００円、高額医療費同事業運営のための国保連合会への拠出金でございます。８保健事業費９３７万８，０００円、特定健診事業やインフルエンザ予防接種事業などに係る費用でございます。９繰出金２，７７０万５，０００円、国保病院や診療所の施設整備等に係わる経費及び予防接種や検診等に係わる経費について繰出ししたものでございます。１０基金積立金１万３，０００円につきましては、預金利息を基金へ積立したものでございます。１２その他支出１，８８４万円につきましては療養給付費等負担金の精算に伴う返還金が主なものでございます。歳出合計が１７億４，１７０万円。

次に歳入についてですが左側の欄、１保険税から１０その他収入までの合計は１７億８，６３０万円で歳入歳出差引額４，４６０万円となり次年度へ繰越しとなっております。

また右側の（２）保険税の状況、（３）保険給付の状況、（４）経理関係諸比率は記載のとおりですので説明を省略させていただきます。

次に４３ページをご覧ください。第１２表の主要施策効果表です。決算額が先ほど説明したとおり１７億４，１７０万円、財源内訳として国道支出金４億７，００３万４，０００円、その他財源で９億６，７８１万円、一般歳入で３億３８５万６，０００円となっております。主な事業実績としまして、一般被保険者と退職被保険者合わせて申し上げますが、平均被保険者数が２，７６１人、医療給付件数が４万１，８４１件、療養給付費等費用額１２億６３７万４，１６７円でございます。また被保険者１人当たり費用額は４３万６，９３３円、出産育児一時

金は8件で336万円、葬祭費が20件で60万円となっております。また主な保健事業につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で国保会計の説明を終らせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では国保1ページから国保30ページとなります。質疑ありませんか。

真柄委員。

○委員（真柄克紀君） せっかくの機会ですので、決算委員会ということで国保会計について若干質問をさせていただきます。きょう朝庁舎に入ってきましたら、くしくも大変、小学生、中学生の書道が一面に飾ってある。それが税を知る週間、税の週間がきょうから始まったのかどうか分かりませんが、大変PRという形で税のテーマが正面に掲げられておりました。私も国保会計事業中でこれは今までもずっと事業を運営する上で、理事者共々各担当の方も苦勞をしながらこの事業の推進に努めてること十分理解してるつもりでございます。しかしながらこの置かれている現状も大変厳しいことも認識しております。それで監査報告等を読ませていただきますしても、監査からもその点についての指摘は十分にされてると思いますが、私は議員の立場から再度この点についていろいろと確認しながら、お互いに共通の中のこの事業のためにどういう形でこの税の関係を扱っていくべきかということを議論していきたいと思いますのでお時間をちょうだいしたいと思います。

まずもって、この収納率、現年分それから滞納分ありますけども、今回収納率でいきますと、現年分で95.4%、滞納分で21.2%で資料に上がっておりますけど、これは前年あるいは前年から見たときの率でいったらどのように変化しておられるのか、わかればお知らせ願いたいのですが。

○委員長（大野一男君） 税務課伊瀬徴収係長。

○徴収係長（伊瀬 亮君） 真柄委員のご質問にお答えいたします。国保税の現年分の徴収率につきましては95.38%、26年度につきまして94.58%となっております。滞納繰越分につきましては平成27年度が21.17%、26年度については24.42%、現年度滞繰合計しまして27年度が78.82%、26年度が79.08%となっております。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） だいたい前年、前前年見たときに、まずこの数字でみると現年度の率は、ほとんど変わらないという形で、滞納分が残念ながら落ちてきている現状でございます。それでこの数字を、これは皆さんも認識して国保税の集金の難しさは十分に認識してる中でお話するんですが、最終的な形で両方合わせた形の収納率でいくと70数%となりますね滞納ふくめてなりますね。こういうような数字の場合に、例えばこれはわからないで聞くんですけど、国なり道なりから来るいわゆる補助金なりそれから支出金あたりに関しては、これどの程度の%でペナルティーに係るとかそんなことは一切ないんですか。

○委員長（大野一男君） 中山国保医療係長。

○国保医療係長（中山康春君） ただ今の質問についてですが、今の収納率でございますと国からのペナルティーはございません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） ということはこれより悪くなった場合は、そういうこともあるということ。そういうルールがあるということですか。今はないということは、もしこれより下がっていった場合は、そういうふうにある程度国からいろいろな形の規制とかはあるというルールになっているんですか。参考のためになっているならお聞きしたいのですが、なってないんですか。

○委員長（大野一男君） 中山国保医療係長。

○国保医療係長（中山康春君） 下がった場合に確実なペナルティーがあるかとかは、すいませんまだ認識不足で申し訳ないですけれども、ただ下がった前年度から下がった場合、過去3年間の収納率を見て医療費の適正化計画を道に提出して、今後の収納率上昇に向けて計画を持って実施するというところでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） まだちょっとわからないというのもあるんですけども、もしその辺でわかったらあとから。どっちにしても金額的なものはないにしても作業的なものも含めて、そういう形の指導はあるということですね。わかりました。それで私はこのあとちょっとずっと決算の結果見させてもらった時に、予算規模で、予算現額、最終的に2億9,000いくら、それでこれ調定額でいきますと3億7,500数十万これ間違いですね。それから収入済額が、これ私国保税に限定して質問してますので理解してください。収入済額が2億9,622万、それから不納欠損が309万何がし、それで収入未済額が7,652万いくら、この数字間違いないですね。そしたら私読み方間違っていないということで、そうで私これ収納率両方合わせると今回78.8%収納率ですけれども、これは素人目でただ単純に危惧するのは、この収入未済額とそれから今いうところの不用額がほぼ拮抗している状態になっているんです。決算上みると。なってますね7,000万台で。なりませんか。

○委員長（大野一男君） 真柄委員、今の質問の数字の参考データは43ページからのあれですか。

○委員（真柄克紀君） 決算書だって。

○委員長（大野一男君） 決算書からですか。わかりました。

○委員（真柄克紀君） 私なりに計算したらそうなる。間違ってたらまた悪いので、ちょっと聞いてるということです。

　　だけど委員長これ聞いたらちょっとそのくらいそうだといいことくらい言ってもらわないと困ります私。違うなら違うって。

○委員長（大野一男君） 答弁を精査するために休憩いただきます。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時20分

○委員長（大野一男君） それでは会議を再開いたします。

中山国保医療係長。

○国保医療係長（中山康春君） お答えします。関連はございません。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） わかりました。関連ないということであれば、これはまったくほかのいろいろなものが繰入れになってたまたまこの数字がだいたい似たような数字になったということですね。そう理解すればいいんですね。わかりました。関連ないということですが、しかしながらこの税にあれして言いますけれど、この税収を最終的な形で何パーセントかでも回収を高めていく、これと関係ないということであれば、関係ないとはいえないと思いますけど、それはそれで会計全体としては私は関係あると思うんですが、それがないということであれば、この税収の問題です。本当にこれは町側も苦勞し、渡島檜山の回収機構とか、そういうのも使っているいろいろなものも確かですし、それからこの前一般会計でありましたけど、税務課もわざわざ、あの時私も聞けばよかったんですが、土佐まで行ってそういう研修もしてこれっていると、その中でこういうテーマについて研修があったかどうかわかりませんが、その辺についても合っている地域に行き来したのかどうかわかりませんが、町長も昨日のとおり、全国いろいろ出ているわけですから、各自治体でいろいろないい案があるかどうか、その研究もされているかどうかわかりませんが、そういうのがあればそういうのをぜひ活用しながらやっていただきたいと思いますけど、ただ町長、これ今のルールが変わって今までだったら全部積算してたけど、やっぱり不納欠損も結構年度によっては残念ながら増えてきている中で、この7,000万以上のものが、だけど収納未済でずっと積み重ねていった場合、これはまたこれが不納欠損からいって、決してうちのまちにとって相当な重荷になってるという現状は、私これ決算委員会だから言うんです。ということはきちんと納税してくれている方についても申し訳ないし、逆にそれを今債務を不履行している方にはきちんとやっぱりこの議会を通して、議会も責任ありますので今質問させていただいてるんですが、それでこの不納欠損がもし2%なり3%でもきちっと上向いていけば、当然、国保税の税率は下がっていくわけです。これは今までどおり議会も私も何年間に1回しか質問しないし責任ありますけれども、でもやはりこれだけ今回ずっと去年の一般会計見ても、いろいろ中身あるところにしろ、やはり公債費の比率も上がってきている。そういう中で今度この、今合併10周年で記念事業いろいろやりましたけど、この辺に本当に抜本的に手を掛けないと、これ国保税だけでなく、町民のせつかくきちんと納税している方々への負担がますます増えることになると思います。その辺について、だから今すぐどうすれとか責任を問う問題ではないですが、どのように考えているのかということ、これ機会ですので私は再度、担当課もそれから理事者にも伺いたいということで、きょう質問していることでご理解ください。

○委員長（大野一男君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） ただ今の不納欠損の部分でございますが、滞納の部分につきましては、私どもでいろいろ督促や催告を行いまして、納付を促しているところでございます。しかしながら、なかなか納付の納入が困難という方もおりますので、その辺につきましては納税相談等を行いながら分割納付、そういう誓約をいただきながらなるべく徴収に努めております。ただやはり、何の連絡もない方につきましては、私ども差押え等、そういう滞納処分にむけて渡島檜山の地方税の滞納整理機構と連携をしながら取り進めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） その通りだと思います。税務課長のやれる範囲も限られているし、それから本体債務者の情報もいろいろないと、こういう時代ですからなかなか難しい面あるのはわかる。ただ今はいうところの78%という中で、少なくとも予算規模のかんりの数字がここで。したら逆に常にこの未収済額がこのぐらいあってもしかたないという形で運営されているのか。これで運営しているということは、このくらいあってもしかたないんだという形で、考えて税対策に対して言っているのか、これはまちの人に対してもきちんと私は説明する責任が事業者である以上あると思うんです。だからその辺どういうふうに考えているか再度、これは本当にお互いにどうなのでないですから、これをどうやって解決するかという意味での質問です。ただ今のままの同じような形の同じような形の同じような徴収の形ではなかなか難しいでしょうと。この7,000何万は少なくとも5,000万くらい、2,000万ぐらまでせめて落とせば、さっき言った2,000万落とすということは、結果的に今負担している高税率の方々が1万でも2万でも税率下がるのは、はっきりしているわけですから、その辺町長もっと真剣にという言い方また悪いですが、本当にやらないと今、このあと合併10周年の記念事業は確かにわかりますけど、10周年を機にこういうこともきちんとしていかないと、ますます大変になってくるんじゃないですかということで、私質問しておりますので。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず税のしっかりやられてないという部分については、せとな町ばかりでなくて各自治体、随分頭を悩ましている部分であります。税ばかりでなくて水道料だとか住宅使用料だとか、さまざまこれは未収になっている部分が出てきております。これはやはり税の負担の公平性から考えると、やはりしっかり取り組んでいかなければならないと思っておりまして、これは現在、委員もおっしゃいましたが、滞納整理機構を含めて悪質な部分については、これは強力に滞納整理をさせていただいております。この成果は上がってきております。それ以外に生活の困窮による納入できない方というの也有ります。そういう方につきましては、分納であるとか、そういう納税相談をしっかりとやらせていただいて、今の収納に向けた取り組みをしている。そういう状況でございますが、これ以上の対策はなかなか難しいと考えておりますが、ただ、その中でやっぱり積極的に収納をしていくことは税務の担当職員含めて、これはしっかりとやっていかなければならないと思っております。これは重要な問題の一つとして、私たち抑えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） これただ町長、国保税というのは、要するに応分、応益ということで要するに能力に合わせた形で税率配分してるわけですから、その困窮者どうこうといろいろなけれども、それはそれに合わせた応分の負担をするための税率でやっているわけですから、この公平性というのは、きちんともっともっと表に出していかないと先ほど言ったように、そういう弱者だよという言葉の中で最低限の今いう、給食とこういうのはまた別です。この国保税というのは特殊ですから、ですからそのところは特に、私この国保税に限って質問したけども、当然、使用料も含めていっぱい課題はあるのわかってます。ただこれを一つの主題にして、まちの方々にもその納税義務なり、支払い義務をきちっと理解していただくし、その分の行政サービスきちんとしていくということの意味で、今質問してるわけですから。町長今いうようにそれしかないというけど、ぜひプロジェクトチームでもこの際作ってやらないと、なかなかいかないじゃないですか。私思います。それでなかったらいかないと思う。ま副町長がトップになってもいいですけど、そういう中で通年を通してきちんとした形で活動していかないと、これを解消して今いう、どちらかという負担感の高い国保税を維持していく。これはわかりません。このあと国が1本化の中で、なんか知らないけどそういう形にもっていくという話も聞きますけど、現状はまだそうになってないし、現実自分のまちの財産がここでかなり引っぱられているの事実なわけですから、その点議会も責任あります。私も当然責任感じておりますけど、そういう中ではまた町民の方々が話す中でそういう形のものを私たちもしていかなければならないと思いますが、ぜひ町広報にそれから広報以外にもいろいろな形で、1番大変なのは現場で本当に徴収している職員に関しては本当に申し訳ないと思うけど、立場上これはやっていかなければならないということですし、そういうことを含めて、本当にこれはお願いしたいと思います。それでぜひ最終的な形の中で税率の低減化、それときのう質問しましたやはりこの事業を展開することによって、国民、町民の健康増進なり、そういうものも図られていっているわけですから、これを回って行くと最終的にそれで病院のやっぱり最終的な負担も減っていくと形になっていきますので、ぜひこれを一つの最大のテーマとして全町上げて再度取り組んでいただきたい。決算委員会でございますのでそういう形でお話させていただきましたけど、一つ最後の答弁よろしくをお願いします。

○委員長（大野一男君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 先に町長よりも私が先に答弁をすればよかったですけども、真柄委員のまさにおっしゃるとおりでございまして、大変私たちとしても憂慮しているところでございます。実は定期的に滞納者のための対策会議を四半期ごとに開始をしております。国保系の保険証を交付する側とそれから税を徴収する税務係と連携をしながら定期的に情報交換をしながらどうしたら収納の向上率が上がるかということで会議を行なっているところでございます。やはりなんといいますか、だんだん高齢になってきて収入も減ってくる。それと前の年はなんといいますか、農業でも漁業でもたくさん収入があったけども次の年に不漁とかになれば、どうしても前の年の収入が次の年の税に影響してくるということもございまして。そういったこと

で、税も国保もそれぞれ未納になってる方と折衝をしながら誓約書等をいただき、あるいは保険証も資格証あるいは3カ月だけ認めますと。あとはもっと半年あるいは年間通してのということになればまた保険税をいただかなければ交付できませんというそういう個々の相談をしながら、今までも苦勞してやってきているわけですが、いずれしてもそういった未納者と疎遠にならないよう何回も折衝することによって納税意識といいますか、そういうのも出てもらって、意識してもらわなければどうしても向上につながりませんので、担当としてもそういったことで苦勞しながら、私もそういったメンバーになっているものですから、役場の中で支所の職員も含めて定期的にそういったことで協議をしながらやっているところでございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 副町長の強力なリーダーシップのもとそういう形での作業ぜひ継続して粘り強く進めていただきたいと思います。それとこれはきょう委員長が総務厚生委員長でございますので、私たちも委員長方とも相談しながら議会でもできる形でのいろいろな形での知恵を出していくことは必要だろうと認識しておりますので、その辺についてもご理解いただきたいと思います。それでさっき中山さんから言いましたけど、本当にまったく関連ないというわけではないんでしょさっきの話。全然関連ないと理解してよろしいですか。全体の会計の中でいったら関連がないことにはならないと思うんですが、関連ないといい切らなくてもいいんでしょということだけ確認しておきます。関係ないということになったら私おかしいんじゃないかという気がしますので。

○委員長（大野一男君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） お答えを申し上げます。まず結論から申し上げますと偶然に近寄った数字ということでございます。不用額は会計全体1年間の不用額ということでございます。それと不納欠損につきましては、それぞれの定めによる不納欠損額ということでございますのでそのようにご理解をいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 今の真柄委員の内容に関連してお聞きしたいと思ったんですが、国保税に関しては以前に勉強したことがあって、それぞれの収入の応益になった中で配分されるということで来てるんですが、ただ今回の場合、監査報告の中においても、それ見て真柄委員質問したと思うんですけども、この収入未済額が何年も、だいたい数字パーセントから見ても、金額的にもほぼ固定化しつつあるという判断ができると思うんです。やはり中身については先ほどの答弁にありましたように、国保税だけでなく水道料とかまた下水道とかいろいろなものでも確かに収入未済あるんです。これについて、いじわるな言い方ですけども払えないのと払わないのとは、ものすごい違うんです。そういった意味で対応の仕方ということで、やはり毎度こういう形で数字に出てくることは、やはりどこかに元になる大きな原因があると思うんです。きょう出席してませんが、江上議員がもしいれば、そういう大変な方には救済措置があるはずでしょうと多分述べられたんでないかと思いながら話してますけども、そういっ

た意味で、かなり窮屈な思いがするんであれば先ほど言われました納税相談の形を逐次会議を起こしてやってるというけども、数字は変わらないということであって、この納税相談なんかは、年間で個別にどのくらいの件数行なってるんでしょうか。そしてまたその内容成果はどういう形に出てきているんですか。その辺について今回せっきくの機会ですから教えていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 伊瀬徴収係長。

○徴収係長（伊瀬 亮君） 平澤委員のご質問にお答えいたします。この納税相談の件数の詳細については持ち合わせてございません。把握してございません。ただ年間相当件数の相談を受けてございます。その中には先ほど平澤委員からも申し上げられました、あるけれども払えない。あと本当に払えない。その両者が存在するわけなんですけども、お金があっても払えないという方については、納税相談の上、払う意思、納税の意思があるのであれば、分納誓約あるいは一括で納入とそのような方向に導いてございます。ですが本当にお金がない方、お金がなくて払えない。このような方については、実は納税相談の際に財産の状況、生活の実情を詳しく聞き取りした上で、例えば多重債務に陥ってる方などもいらっしゃいます。その方などは、昨年も実績あるんですが、法テラスに導きまして、そちらで相談を受けて任意整理という形で債務を圧縮されまして、税金に充てれるようになったという方もいらっしゃいます。実は私も交渉の中で、特に健康保険税がそうですが、健康でなければ働けない。働けなければ払えないと、このような心情をもっていろいろ交渉にあたっておりまして、先ほど副町長から申し上げましたけども、国保税の滞納者の審査会でさまざまな交渉のアプローチの方法を提案させていただいて、副町長はじめ資格担当の町民課の方々の後押しも得て今まで交渉できなかったものが、交渉出来るようになった。そして納付につながっていると。このようになったものも多数出てきております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 各々相談されてきているから件数はわからないということで、先ほど答弁の中に課内会議も十分やられているということですけども、一番心配されるのが、先ほど町長言いましたけども、たまたま所得の変動によって非常に厳しくなった時代もありうる。これは当然それぞれの自営の中ではあり得ると思うんです。ただ私が心配するのは、この総体的な金額はここ何年も続いて、このパーセンテージもだいたい替わらないということであれば、私はこの収入未済額の支払できない方、固定化してきてるんじゃないかという懸念があるんです。だから改めてそういう経済的な事情によって払えないとか、そういう事情についてはそれはまたいろいろな意味での方法あるんですが、これはずっと悪循環といいますか、そういった意味での町民の方で厳しい内容があるんでないのかなってという心配があるんです。そういうことで個別の対応にしても、今回、固定化しているということがあるのか、ないのかという点について教えていただきたいと思いますがどうなんですか。

○委員長（大野一男君） 伊瀬徴収係長。

○徴収係長（伊瀬 亮君） 平澤委員のご質問にお答えいたします。冒頭に申し上げればよかったんですけども、まず現年度と滞納繰越分の徴収率の関係ですが、実は平成18年、このときの徴収率が71.62%です。それで平成27年度が78.82%ですので、実質7%ほど上昇しているような状況です。27年度の合計78.82%は過去10年間で見ますと、実はこれ2番目の数字です。毎年上昇していたんですけど、昨年だけコンマ何%という形で落ちてしまったような状況です。滞納金額につきましても平成18年度の段階では1億4,000万ほど滞納繰越分があったんですけど、平成28年度に繰越しした金額については7,650万と約半減しているような状況であります。滞納者の固定化というお話でございましたけども、確かに固定化してる部分があります。その固定化している部分をどのようにしようかということで副町長を本部長とする滞納審査会、これでさまざまなアプローチをさせていただいて、それで交渉困難な方について交渉を再開し、納付につながってきているというような、いまやっとその段階でございます。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 詳しく説明していただきました。そこでちょっと気になるのが救済方法は考えていかなければならないと思うんです。やはりどうしても払えないという場合には、その今言われたいろいろな意味での調査されてるということで報告ありましたけども、そういった中で無いところにどうしても払えということで、そしてまた収入未済額、不納欠損、その分が累積されていくのは納税義務者にとっても大変なことだろうと思うんです。それはそういった完全に支払い不能な状態にあるという場合には、まだ今の国策であるいろいろな方法を使った中で、救済していく必要があると思うんですけども、そういった制度に乗せた例は何件かあるんですか。

○委員長（大野一男君） 伊瀬徴収係長。

○徴収係長（伊瀬 亮君） 平澤委員のご質問にお答えいたします。徴収サイドとしてはよく研修に行かさせていただいているんですが、取るか落とすかどちらかだというような研修を受けてございます。というのは、取るというのは、当然払えない方には滞納処分をする。落とすというのは、財産調査の結果、財産がなければ滞納処分を停止すると。滞納処分を停止して3年経過後に状況が変わらなければ不納欠損処分をします。そのような形でございます。

○委員長（大野一男君） 平澤委員。

○委員（平澤 等君） 非常に難しくデリケートな問題だということは自分も認識しております。そういった中でご飯食べるのも、取り上げて払えということはまずできない。しかしこういった数字がずっと続くとなれば、やはり徴収の仕方また課税の仕方そういったものの中には問題があるのかということについては、検討しなければならない、ただ逆に言えば8割の方がきちんと納められているんだってということで、そういった大きな負担があるのだろうかという。ただ、まちの今言われた、先ほど真柄委員も言われましたけども、税の公平化っていう点からいけばやはり収納率については8割から9割の形の中で、よっぽどの突発的な事情の場合にはそれは私もわかりますけども、こういう形で毎年同じような7,000万以上の金額が未済額

になっていることに対して、やはりこれから本当に本腰入れた中で協議して対応策しなきゃならないし、そして先ほど申しあげましたけども、支払い不能な方、そういった方については今、伊瀬さんが申しあげましたけども、最終的にいくんじゃなくてそれに対する柔軟な姿勢をとっていく必要があるんじゃないかなと対応の仕方について思うんです。そういった面についてまち側の姿勢というんですか、これからまた来年も再来年この同じような数字が出てくるんじゃないかと、幾らかそれが改善されるような方向付けでもった中でやっていかないとならないと思うので、これは今からでも取り組まないとならないと思うんです。だから今回までの決算委員会の中でこういう数字が何年も続いてくることに関して、これを解消するということの算段として今までの話では、納税相談それからあとは会議等を通じた中でしていくということですけども、こういった方法の解消に向けた方策について取り組みの姿勢を述べていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） いろいろとご心配をいただいているかと思います。先ほどの固定化ですけども、確かに未納者の方は段々固定化されてきている状況です。定期的な対策会議、審議会の審査会の中でも話題になるのは納税相談のことで、向こうから来てもらうのではなくて、こちらから積極的に出向いて納税相談する。やっぱり疎遠にならないことが大事でありまして、納税意識を持っていただくためには、その家庭に入って家庭の事情もある程度把握しながら納税相談をしなければならない部分があると思うんです。だからそういったことで職員には、デリケートな部分もあるんですけども、結局、家庭を訪問しながら納税相談に上げて毎月、分割払いですが、5,000円でも3,000円でもいいから意識を持っていただくようにということで対策会議の中で私ども話をさせていただきながら、職員もそういった対応をしているわけですけども、今後さらにそういったことに力を入れていきたいと思っているところでございます。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） この税の徴収は大変な部分ですけども、僕も過去何回か税については質問したことあるんですけども、先ほど言ってた平成18年から今までで約半分くらい不納が減ったという話ですけども、本当に払ってもらってこの分が減ったということで理解してよろしいですか。

○委員長（大野一男君） 伊瀬徴収係長。

○徴収係長（伊瀬 亮君） 細川委員のご質問にお答えいたします。この中には当然不納欠損で処理した部分もございますので、一概に全部が全部徴収したというものではございません。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） ということは純然たる半分になったと胸を張って言える数字じゃないと思うんです。そうなってくると聞いている人は、今僕が質問したからわかるんであって、ネット配信からテレビ見てる人方は、そんなに純然たる債務が減ったんだという取り方するので、

それはちょっと違うんじゃないかと思って、今聞いてたものですから、やはり町民に言うのであれば、減ったのは減ったけどもこの部分はこう減ったけども、不納処理したものは処理しましたという部分も伝えてやらないと、言っている人はわかるけども聞いている人がわかるような理事者側の説明をしてやらなかったらまずいんじゃないかと私は思います。それで今までも決算の中でやってきていても、やはりもう少しその辺の配慮が足りないのかと思いますので、その辺の考え方も教えてもらいたいのが1点と、それと先ほど言った相談、いろいろ相談もあるんですけども、例えば、まちでどうしても払えないとか、いろいろな指導もしながらそういったときに、例えば先ほど平澤委員も言ったように要するに促す部分についても、例えば再生するんですか、これも個人的にどうしても究極まで言ったのであれば、個人的に相談の中で、個人再生もあると。例えば個人的に破産するものもあるという中で、先ほど伊瀬さんが言ったように、その手法によっては一般のほかのものは全部カットになっても、まちの部分は国道市町村の部分の債務については、全額はこないんですけどもこれこれこういう訳できますという制度もあります。それはわかってますね。だからそういうものもあるのであれば、ただ単に3年経ったから5年経ったからこれを不納欠損に処理するという考えじゃなくて、もう時期が迫ってきたならば、そういう促し方も一つあるんじゃないかと。そうすると少しでも戻ってくる税収が私はあると思うんです。その辺の考え方も、もしもあれば言ってもらいたいと思います。

○委員長（大野一男君） 伊瀬徴収係長。

○徴収係長（伊瀬 亮君） 細川委員のご質問にお答えします。先ほどの不納欠損の関係、十分なお説明がなかったことについては申し訳なく思っております。ただ不納欠損、毎年行っているんですが、欠損額イコールすべて時効というわけではございません。私どもが十分財産調査の上、財産がなかった方については滞納処分停止をして、その方についても時効と同様、不納欠損という形も出ておりますので、一概に全額あれということではございませんので、その点だけをご理解いただきたいと思います。

2点目の質問申し訳ありません。

○委員長（大野一男君） 細川委員もう一度お願いします。

○委員（細川伸男君） 2点目の質問がちょっとあれだということで、私が言ったのは時間と年月が経過して、下手すればこれ不納欠損で最終的に処分しなかったらない。もうこれはもたえないという段階までくることありますね。その時に、例えば個人で俺は破産したくないよという人もいるだろうし、やや出来れば個人で再生したいという考えの人もいると思うんです。それは知らないでいる人も中にはいると思うんです。であればまちで手法としてこういう手法がありますと。で個人的に再生したい人は、結局、裁判所にはなるんですけども、そのときにきちっと個人の部分で生活する部分は大変な部分は大変な部分できちっと分けてくれますので、そうすると、まちに入ってくる税収は、先ほど言った、たくさんあっちこっちからお金を借りて困っていると、もう払えないという話も出ましたので、そういうところは個人再生だとか、個人破綻をすることによってその分はゼロになるけれども、要するに残った分は、これはまち

で取れる。取れると言ったら語弊ありますが、国道市町村でもその分はもらえますという制度が私はまちがいなくあると思うんです。いろいろ調べてみても。ただそういう部分があるのであれば、もう期限が来たからこれもう不納欠損処理しますと。単純にそうやらないでそういう人方にはそういう促し方もしながら、これはあくまでも個人との了解を得ないとな部分ですから、まちが勝手にできるわけじゃないですから、それを踏まえて相談に乗ってやってわからない部分を教えてやって、そういう制度もあるんだと。どっちを選ぶのかは個人ですけれども、そういうことも指導しながらやってやったら、まだ変わった形がでるのかと思いますので、その辺はどうですかという質問です。

○委員長（大野一男君） 伊瀬徴収係長。

○徴収係長（伊瀬 亮君） 大変失礼いたしました。なるべく納税相談の段階では、いろいろな話を聞くようにしておりますし、また私の知っている範囲でいろいろな提案等々させていただいている状況にあります。不納欠損の関係につきましては、時効が近づいているのであれば納税誓約をし、時効を延ばす、あるいは差押えが必要であれば差押えをして、時効を中段させてまた時効を延ばす。そのようなことをしておりますので簡単に時効で不納欠損というようなことには持っていきっておりません。実際ここに上がっている不納欠損というのは、例えば住民票が置いてある居所に実際に住んでいない。居所不明ですとか、そういったたぐいのものが非常に多くなっておりますので、一つご理解のほどよろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私はそういうふうにはやってないというんじゃないんです。そういうこともしながら、私が言ったそういう、なんていうか指導というか、教えてやってこういう方法もある、こういう方法もあるよということで促しながら、相談しながらそういう方法もあるんじゃないかということを私が言っているのに、先ほど私の答弁には皆さんに言ってることと同じようなこと言っていて、私の質問とはちょっと噛み合っていないので、委員長それ調整してください。

○委員長（大野一男君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 先ほどからいろいろ申し上げておりますけれども、まちから自己破産を奨励するのはいかななものかと思っておりますけれども、いずれしてもそれぞれの家庭の事情があります。したがって家庭に入り込んで収入の状況を把握しながら、ケースバイケースというものがあろうと思うんです。そういったことで担当者が親身になって相談することによって、納税意識が高まるのではないかと考えております。したがって1,000円でも2,000円でもいいから毎月納めてくれるようにということで、協議をしていくことが収納率の向上になると思っておりますので、そういったことで担当者には小まめに家庭訪問をするよう指示をしているところでございます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そのとおりだと思いますのでいいのですけれども、例えば、私も聞いたことあるんですけども、先ほど言った一時的に保険証出しますね、滞納している人でまずい

という人は。一時的にその保険証を使って一時的に払ってる。それはいいです。でもそれが一時的の部分は払っておけば、残ってる分は払わなくてもいいんだと。何もどうせ困ったって一時的に出るんだと。出るから何も問題ないんだという人も中にはいるんです。これ本当に私も聞いてますから。だからそれがどうこうではないけども、そういうのも含めて、先ほど言った例えば、お金がある人で払えないという人で、そういう人がいるかどうか私はわかりません。わかりませんけども中にはそういう人もいる話も聞いてますから、なかなか難しい問題なんだけども、法律でも何でもそうなんだけども、抜け道があるのでそこまでどうこうは言いませんけれども、ただそういうことも全体的に踏まえた中でもって、やはり交付する側も考えて交付してもらいたいし、先ほど副町長言ったように、その家庭といろいろお話してますよというのもありますけども、多分その家庭には何人かお住まいになって、1人である人もいるかも知れませんけども、家族が3人、4人いる中でそのほかの家族が収入を得ている部分もありますので、だからそういう部分も含めて、どの程度、話して調査をしてるかわかりませんけども、同居家族であれば一個人ではなくて、3人なら3人いて、3人の収入があるというのは、このまちで住んでいれば税務課でもどの程度の収入あるかわかっていると思うので、だからその辺も含めて徴収に対しての努力をしてもらいたいと思いますので、今後とも皆さんで頑張って、徴収してもらいたいということで、答弁もらって終わります。

○委員長（大野一男君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 悪質な方についてはそれなりのまちの指導といいますか、行政指導もあるわけです。したがって払えない方については、そういったこと個々の事情を聞きながら対応していきたい。今の細川委員のおっしゃる通りでございますので、今後ともそういった形で取り扱いたいと思っております。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第2号、平成27年度せたな町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

開会から1時間が過ぎましたので休憩をとらせていただきます。

11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 15 分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

整理番号第 2、認定第 3 号平成 27 年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 説明資料は 44 ページです。後期高齢者医療特別会計の決算状況についてご説明いたします。下段の歳出から説明します。1 総務費 333 万 1,000 円は一般事務費及び後期高齢者システム保守管理業務に係わる経費でございます。2 後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 2,356 万 2,000 円、広域連合の運営経費やまちが徴収した保険料等を広域連合へ納付したものでございます。3 繰出金 450 万 4,000 円、後期高齢者の健康診査やインフルエンザ予防接種の助成分を一般会計へ繰出したものでございます。5 その他の支出 6 万 5,000 円は、保険料の還付金でございます。歳出合計が 1 億 3,146 万 2,000 円となっております。

次に歳入ですが、1 後期高齢者医療保険料から 4 その他の収入までの合計は 1 億 3,150 万 2,000 円となっており歳入歳出差引額 4 万円で次年度へ繰越となっております。

次の 45 ページをご覧ください。主要施策効果表についてご説明いたします。ただ今ご説明したとおり、決算額は 1 億 3,146 万 2,000 円、財源内訳として、その他財源で 6,464 万 5,000 円、一般財源で 6,681 万 7,000 円となっております。事業実績としては、被保険者数が 2,030 人、後期高齢者医療広域連合納付金については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括で質疑を許します。決算書では後期 1 ページから後期 17 ページとなります。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第 3 号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第3号、平成27年度せたな町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

説明員入れ替わりのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時21分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第3、認定第4号、平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは報告書の46ページ介護保険事業特別会計の決算状況でございます。まず歳出からご説明をいたします。1款総務費、決算額3,807万5,000円で、人件費及び事務費に係る一般管理費が2,776万9,000円、そのほか主なものといたしましては、認定調査費、認定審査会共同設置負担金でございます。

2款保険給付費、決算額8億7,027万2,000円で、介護サービス給付費が7億4,074万3,000円、そのほか主なものといたしまして低所得者への補足給付となります特定入所者介護サービス費、要支援者に対する介護予防サービス給付費でございます。

3款地域支援事業費、決算額7,466万8,000円で、包括職員の人件費、事務費などに係る包括的支援事業費が4,145万1,000円、そのほか主なものといたしまして、配食サービス等に係る介護予防事業費一般財源分、入浴サービス等の任意事業一般財源分でございます。

6款諸支出金、決算額643万2,000円で、介護給付費負担金等返還金が主なものでございます。以上歳出の合計は9億8,960万3,000円であります。

次に歳入でございますが、1款保険料から9款諸収入まで合計10億1,360万7,000円となり、歳入歳出差引2,400万4,000円が翌年度へ繰越しとなったところでございます。

続きまして47ページ主要施策効果表についてご説明をいたします。介護予防事業の決算額は2,191万2,000円で、国道支出金が137万2,000円、一般会計からの繰入金1,592万5,000円、残りが一般財源であります。要支援、要介護者になるおそれの高い高齢者を対象に記載の各種介護予防事業を実施し、高齢者が在宅において健康で日常生活が送れるよう支援に努めたところでございます。

次に包括的支援事業、決算額4,145万1,000円で、国道支出金1,032万6,000円、一般会計からの繰入金2,724万2,000円、残りが一般財源であります。地域包括支援センターの運営に要した経費でございまして、介護予防ケアマネジメント業務をは

じめ記載の業務、研修を行い高齢者が要支援、要介護状態にならないための予防に努めたところでございます。

次に４８ページ任意事業の決算額は１，１３０万４，０００円で、国道支出金が１９１万円、一般会計からの繰入金が８６２万７，０００円で、残りが一般財源でございます。高齢者が在宅において日常生活が送れるための支援、更に介護者の負担軽減を図るため、記載の事業、サービスの提供を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では介保１ページから介保２８ページとなります。質疑ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 報告書の４６ページ、決算書の１７ページ総務費、節でいうと１２節と１３節、あとはその下の１９節に関連した形で質問させていただきます。この介護認定審査会費で決算資料を見ると、例えば介護認定申請者が見込みより下回り、主治医意見書作成手数料が少なかったため、その下に要介護認定調査数が見込みより少なかった。その下に認定審査会の負担金も少なかったということですが、認定審査会年に何度を目安に予定した形で毎年行われるのか。月日もわかればお知らせいただきたいとします。

○委員長（大野一男君） 元島課長補佐。

○保健福祉課長補佐（元島敬二君） 認定審査会ですけども、せたな町単独で月に１回、年１２回、今金町と合同で月２回、年２４回審査会が行われております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） これは確認ですけど、高齢化が進んで審査会を受けた上で介護度とかが決定する。一度受けて例えば介護度２の方が１、２か月の間に状態が進んで、要は家族、周りから心配の声も上がった中で、そういう緊急の場合はその都度対応していただけるということで理解していいのか、そこだけ確認させてください。

○委員長（大野一男君） 元島課長補佐。

○保健福祉課長補佐（元島敬二君） お答えいたします。担当されてるケアマネジャーから変更交付申請で適時対応されております。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） ということは次の審査会までまたないとならないということではないということですか。

○委員長（大野一男君） 元島課長補佐。

○保健福祉課長補佐（元島敬二君） お答えいたします。あくまで審査は審査会で行いますので、変更交付申請が出されて、次の審査会に係るまでは介護度の変更はなされません。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そういった状況の中で、先ほどの繰返しなんですけど審査会を受け

たら介護度2だったと。その期間があるうちにどう見ても介護度が上がっている。状況が心配だという方への対応はどう考えてるかお答えいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 坂下地域支援係長。

○地域支援係長（坂下克哉君） お答えします。あくまでも介護認定がまだついてない状況で喫緊の課題があって、介護サービス等を利用すると。そういう必要性がある場合は暫定でサービスを利用するということになると思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 審査の上で介護度2だと三杉荘は対象になるけど3だと養護の老人ホームだということで、いろいろ家族からもいろいろな不安な状況がよく聞かれるものですから、今のような形でその随時、その都度、高齢化が進んでる世帯に対しても、家族に対してもぜひケアマネと相談しながらということでしたから、今後もそういう形で対応していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第4号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第4号、平成27年度せたな町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第4、認定第5号、平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） それでは報告書の49ページでございます。介護サービス事業特別会計の決算状況歳出からご説明をいたします。1款サービス事業費決算額4,003万8,000円で、主なものはデイサービスセンター事業費で2,975万7,000円、介護予防支援事業費1,021万1,000円となっております。

次に歳入でございますが、1款サービス収入から4款諸収入まで合計4,036万4,000円となり、歳入歳出差引32万6,000円が翌年度へ繰越となったところでございます。

続きまして50ページの主要施策効果表についてご説明をいたします。通所介護サービス事

業、決算額2,975万7,000円で、一般会計からの繰入金357万1,000円、残りは事業収入でございます。要支援、要介護認定を受けた高齢者に対し、入浴、食事、送迎などのサービスを提供し、介護者の負担軽減を図ったところであります。

次に認知症共同生活介護事業、決算額7万円、全額一般会計からの繰入金でございます。認知症高齢者を対象といたしましたグループホームあさなぎの指定管理者を有限会社ケアステーションせたなに指定し、運営及びサービスの提供を行なったものであります。

次に介護予防支援事業、決算額1,021万1,000円、一般会計からの繰入金で465万9,000円、残りは事業収入でございます。地域包括支援センター内の介護予防支援事業所において在宅高齢者が要介護状態になることを防ぐため、必要なサービスを受けるための支援を行なったところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（大野一男君） 議員説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では、介サ1ページから介サ15ページになります。質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第5号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第5号、平成27年度せたな町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

説明員交替のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開します。

整理番号第5、認定第6号、平成27年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは報告書の51ページでございます。簡易水道事業特

別会計決算の状況についてご説明いたします。第19表簡易水道施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

次のページに参りまして52ページ、第20表簡易水道事業特別会計の決算の状況についてご説明いたします。表の左側から説明いたします。1収益的収支（1）総収益2億449万1,000円、（2）総費用1億6,329万5,000円、（3）収支再差引4,119万6,000円。

次に2の資本的収支でございます。（1）資本的収入3億9,764万5,000円、（2）資本的支出4億3,811万6,000円、（3）収支差引といたしまして4,047万1,000円のマイナスでございます。右上段にいきまして、3の収支差引でございます。72万5,000円、4の積立金ゼロ、5の前年度からの繰越金722万9,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7の形式収支795万4,000円でございます。8の翌年度に繰り越すべき財源ゼロ、9の実質収支といたしまして黒字で795万4,000円でございます。以下については記載のとおりでございます。

次に53ページ、第21表平成27年度末簡易水道事業特別会計地方債現在高調べ、第22表地方債借入先別、利率別現在高の状況。

次の54ページに参りまして、第23表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

55ページ、第24表簡易水道事業特別会計主要施策効果表についてご説明させていただきます。決算書では簡水の1ページから21ページとなっております。事業名、施設改良事業、決算額が3,613万7,000円、財源といたしましては、その他財源3,023万円、事業収入が590万7,000円でございます。主な事業実績といたしまして、北檜山区で若松簡易水道施設整備工事262万5,000円、丹羽団地配水流量計取替工事費305万6,000円、東丹羽着水流量計取替工事361万8,000円、丹羽ポンプ場施設更新工事696万6,000円、徳島ポンプ場取水流量計取替工事324万円、大成区では長磯簡易水道施設改修工事1,663万2,000円でございます。

次の56ページでございますが簡易水道事業でございます。決算額3億375万円、財源内訳といたしましては、国道支出金で9,831万6,000円、地方債が1億5,690万円、その他といたしまして4,785万8,000円、事業収入で67万6,000円です。実績といたしましては瀬棚区の北島歌簡易水道施設整備工事1,382万4,000円、大成区で大成区水道施設整備工事8工区で7,749万、同じく9工区で9,001万8,000円、同じく10工区9,039万6,000円、同じく付帯工事で305万6,000円、給水管の敷設工事といたしまして、大成区都上浦地区その1で235万4,000円、同じ区本陣都地区で783万円、同じく久遠本陣地区で704万1,000円、同じく都上浦地区で972万円、同じく富磯地区で201万9,000円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では簡水 1 ページから簡水 2 1 ページとなります。質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第 6 号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第 6 号、平成 2 7 年度せたな町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第 6、認定第 7 号、平成 2 7 年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは 5 7 ページでございます。営農用水道等事業特別会計決算の状況についてご説明いたします。第 2 5 表営農用水道等施設整備及び業務概況については記載のとおりでございます。

次のページに参りまして、第 2 6 表営農用水道等事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。表の左側から説明いたします。1 の収益的収支（1）総収益 1, 6 5 3 万 5, 0 0 0 円、（2）総費用 1, 4 6 9 万円でございます。（3）の収支差引といたしまして 1 8 4 万 5, 0 0 0 円でございます。

続きまして 2 の資本的収支でございます。（1）の資本的収入 2, 0 5 4 万 6, 0 0 0 円、（2）の資本的支出 2, 0 4 3 万 2, 0 0 0 円、（3）収支差引といたしまして 1 1 万 4, 0 0 0 円でございます。右上段にいきまして、3 の収支再差引 1 9 5 万 9, 0 0 0 円でございます。4 の積立金、ゼロ、5 の前年度からの繰越金もゼロ、6 の前年度繰上充用金もゼロ、7 の形式収支 1 9 5 万 9, 0 0 0 円、8 の翌年度に繰り越すべき財源ゼロ、9 の実質的収支で黒字で 1 9 5 万 9, 0 0 0 円でございます。以下については記載のとおりでございます。

次に 5 9 ページ第 2 7 表平成 2 7 年度末で営農用水道等特別会計地方債現在高調べ、第 2 8 表地方債借入先別、利率別現在高の状況。

次の 6 0 ページ、第 2 9 表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりとなっております。

次の 6 1 ページでございます。第 3 0 表営農用水道等事業特別会計主要施策効果表についてご説明させていただきます。事業名、施設改良事業で決算額 1, 2 7 3 万 3, 0 0 0 円、財源

内訳といたしましては全額その他財源でございます。主な事業といたしまして、北檜山区で小川地区営農用水道施設整備工事１８９万円、小川配水池水位計取替工事２０４万１，０００円、瀬棚区で瀬棚地区営農用水道施設整備工事８８０万２，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では営水１ページから営水１６ページとなります。質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終結いたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第７号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第７号、平成２７年度せたな町営農用水道等事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第７、認定第８号、平成２７年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは６２ページでございます。公共下水道事業特別会計の決算の状況についてご説明いたします。第３１表公共下水道施設及び業務概況については記載のとおりでございます。

６３ページの第３２表公共下水道事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。表の左側から説明いたします。１の収益的収支（１）総収益１億５，８１９万１，０００円、（２）総費用１億５，４１４万２，０００円、（３）収支差引といたしまして４０４万９，０００円でございます。

続きまして２の資本的収支でございます。（１）資本的収入５億２，３２９万１，０００円、（２）資本的支出５億２，３２８万９，０００円、収支差引といたしまして２，０００円でございます。右上段にいきまして３の収支再差引４０５万１，０００円でございます。４の積立金、ゼロ、５の前年度からの繰越金２３２万５，０００円、６の前年度繰上充用金ゼロ、７の形式収支６３７万６，０００円、８の翌年度に繰り越すべき財源ゼロです。９の実質収支といたしまして黒字で６３７万６，０００円でございます。以下については記載のとおりでございます。

次のページに参りまして64ページ、第33表平成27年度公共下水道事業特別会計地方債現在高調べ、第34表地方債借入先別、利率別現在高の状況。

65ページの第35表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

次のページに参りまして66ページ、第36表公共下水道事業特別会計主要施策効果表についてご説明させていただきます。決算書では公下の1ページから20ページでございます。事業名、公共下水道事業、決算額3億6,482万2,000円、財源内訳といたしまして国道支出金1億7,007万9,000円、地方債1億5,740万円、その他といたしまして、3,733万7,000円、事業収入が6,000円でございます。主な事業実績です。補助事業で北檜山区連絡幹線新設工事1工区4,267万1,000円、同じく2工区5,448万6,000円、同じく3工区が5,913万円、豊岡地区下水道新設工事293万8,000円、北檜山地区下水道新設工事費雨水8工区1,522万8,000円。

次に瀬棚区です。瀬棚中継ポンプ場建設工事委託業務1億4,200万円。

次の67ページに参りまして大成区です。本陣地区管渠設計調査業務567万円、上浦地区下水道新設工事2工区1,803万6,000円です。次に単独事業になります。公共汚水樹新設工事北檜山区57万2,000円、同じく北檜山区その2が86万4,000円、同じく北檜山区その3が21万6,000円、北檜山その4が91万8,000円、同じく瀬棚区が126万9,000円、同じく大成区が86万4,000円です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では公下1ページから公共下水20ページとなります。質疑ありませんか。

石原議員。

○委員（石原広務君） 丹羽課長水道と関連あると思うんですけど、報告書の67ページに関連して質問させていただきますが、調査業務ということでこれ上がっているんですけど、工事完了して利用もされてる状況の中で、例えば業者ということではないんですけども、その場所の実情とか、配管埋設して砂利引いて固めてアスファルトを引くということで、おそらく雑駁な設計の仕方を素人なので言わせてもらっているんですけども、それで例えば冬しばれた時に、アスファルトが膨らんだとか、やってもらった業者はわかるんだけどなかなか言えないんだよねっていう話もあるわけです。例えばなんですけど、出来るか、出来ないかでお答えいただければいいんですけど、調査をした上で、例えば限定しないでやったところどうですかっていう聞き取りをした上で、全般調査した上で、例えばアスファルトが浮くとかそういう不具合があったときに、どうですか役場として実は調査したらそういうところがあるんだけど、業者さんどうですか。ここ直していただけないかっていう動きは出来ませんか。どうでしょ。

○委員長（大野一男君） 久津間主幹。

○建設水道課主幹（久津間智君） お答えします。原則的に民と民の契約になりますので、官

庁がそこに入るとなるといろいろ問題もありますので、原則出来ません。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） そのとおりなんです。本管はまちでいろいろ水道、下水道予算をもって執行してるんですけど、張り巡らされた個人宅には、それこそ民の管理になるわけです。業者は民と民と今説明があったとおりなんですけど、中には工事がきちんとなされてなくて、あとあと別な業者がそのあと直したとか、処理したとかということもありますので、もし何か苦情めいたことが聞き取りとか、そういうことをしていただければ、ぜひ窓口を開いていただいて、できれば優しい対応を望んで、立場としてはわかるんです。そういう対応をしていただきたいということをお願いしたいんですけど、いかがですか。

○委員長（大野一男君） 久津間主幹。

○建設水道課主幹（久津間智君） 配水設備工事ですけれども、原則その配水設備工事自体はうちのほうに申請していただいて、検査もしておりますので、うちである程度分かる範囲でしたら民民というのは契約関係のことで、その工事自体はうちでも一応検査しますので、そういった形があれば、うちでも指導したいと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 終わったあとは検査申請して、担当が最後は検査をして判子を押すということです。その上で要は何の状況かわからないですね。アスファルトの圧力のかけ方なのか、その下の砂利のひき方なのかかわからない状況で、結構冬になったら膨らんでくるとか、陥没するとかそういうところがありますので、今おっしゃっていただいたような形で、もしそういうことがあれば検査した担当の責任も少しあるような感じで今理解したんですけど、そういうことであれば対応していただけると理解してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 久津間主幹。

○建設水道課主幹（久津間智君） 当然うちに上がってくる申請書はちゃんとした形で上がってきますので、それがちゃんと施工されてないということになりますと、うちでもある程度指導はしなければならないと思います。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 業者特定するとか、そういうことではなくて、書類としては上がってきているはずなんです。でも現実、気候とか地理状況にもよるんですけど、現実そういうことがあって、悩んでいる方も数件いらっしゃいますので、ぜひそういう対応を、聞き取りからでいいと思うんですが、ぜひそういう窓口を開いていただいて優しい対応を望んで終わります。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 今の話ですけれども、当然まちに下水道業者が指定業者いますので、図面を出して、例えば、さっき言ったアスファルトの厚さから砂利の高さから全部出てます。それで指導というよりも、やはりまちに設計書なり上がってきてそれを業者やるということであれば、まちがやはり指導ではなくて、まちも責任あると私は思いますけれども、それはまち

が責任ないということでもよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 久津間主幹。

○建設水道課主幹（久津間智君） 先ほども申しましたとおり一応契約は民民の形になってますので、町の発注工事であれば当然町も責任ありますけれども、発注が個人と個人の形になりますので、そこに町がという形にはならないんです。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） それではまちが全然そういうの責任ないということであれば、別に設計書なり、そんなもの貰う必要ないし、申請上がってきてここからここまでこれやりますでいいんじゃないですか。じゃそういう申請書の設計書そのものも要らなくなるし、どうなんですかその辺、本当にそれでいいんですか。

○委員長（大野一男君） 原総務課長。

○総務課長（原 進） ただ今の質問については、今まで聞いてると決算に書かれている調査については本管の部分の工事の部分なんです。今、石原委員と細川委員のご質問だと、本管に接続する汚水桝があって、それから個人の敷地に入る配水設備の関係でございます。その部分については当然、石原委員も細川委員も言われました指定店を、町としては指定店制度を引いてます。この中できちんとした、例えば技術的にいきますと勾配ですとか、先ほど言われたように凍結、凍結しない深さだとかというものを出示していただいて、審査をしてよしということとします。ですから当然指定店にはそういう指導もしてます。ですからそういうような苦情があったときには、今までもきちんとは対応はさせていただきます。ただ石原委員がおっしゃったようにお客さんによっては、確かに今まで久津間主幹が言ったように民民として選ぶ権利がございます。数ある指定店のうちから。人間関係で選ぶ場面もあると思います。その中で言いづらい場面は当然出てくるともある場面も確かにあったのかという場面は過去に聞いたことはございますけれども、ただその場合は役所に言っていただければ、当然それは手直し工事ということで、今までやってももらってますので決してまちに責任がないというよりは、言っていだいてそれ終わったあと当然検査も行ってますから、ただその後見に行くかといったら、それはわざわざ人の敷地まで入って行って見たり、終わったあと見には行かないです。ですからお客さんからそういう声がありましたら、当然その経年経って自然的なものでない限り現地に赴いて、やった指定店わかりますので、今までも指定してございますので、最初にやった石原委員の言われて、言いづらい部分は役所にどんどん言っていだいて結構だと思います。そういう体制になってます。そういうことでご理解願いたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 総務課長からそういう答弁受けましたので、私もそのとおりだと思いますので、やはり終わったあと何かがあれば設計書を基にして、それがきちんとなされているかどうかという確認くらいはまちが指導してやって、悪ければ直すほうに指導するということは、まちでやらなければならないということでもよろしいですね。はいわかりました。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第8号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第8号、平成27年度せたな町公共下水道事業特別会計歳入歳出は認定することに決しました。

議場の時計が12時になりましたので昼食のため休憩をとりたいと思います。

再開は午後1時から行いますので、よろしくお願いいたします。

お昼休みのため休憩に入ります。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第8、認定第9号平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは報告書の68ページでございます。漁業集落排水事業特別会計の決算の状況についてご説明いたします。第37表漁業集落排水施設及び業務概要については記載のとおりでございます。

次の69ページ、第38表漁業集落排水事業特別会計の決算状況についてご説明いたします。最初に収益的収支から説明いたします。1の（1）総収益561万7,000円、（2）総費用562万3,000円、（3）収支差引といたしまして6,000円のマイナスでございます。

続きまして資本的収支でございます。（1）資本的収入53万2,000円、（2）資本的支出53万2,000円、（3）収支差引といたしましてゼロでございます。右上段にいきまして、3収支再差引6,000円のマイナスでございます。4積立金ゼロ、5の前年度からの繰越金11万5,000円、6前年度繰上充用金ゼロ、7形式収支10万9,000円、8翌年度に繰り越すべき財源ゼロ、9実質収支といたしまして黒字で10万9,000円ござい

ます。以下については記載のとおりでございます。

次のページに参りまして70ページ、第39表平成27年度末漁業集落排水事業特別会計地方債現在高課調べ、第40表地方債借入先別・利率別現在高の状況。

71ページ第41表年度末起債残高・元利償還金・借入額の推移については記載のとおりでございます。

次の72ページでございます。第42表漁業集落排水事業特別会計主要施策効果表について説明させていただきます。決算書では漁集の1ページから15ページでございます。事業名、施設維持管理事業といたしまして、決算額360万3,000円、財源内訳といたしましては、その他財源で313万8,000円、事業収入といたしまして46万5,000円、主な事業実績といたしましては、浄化槽の清掃手数料232万9,000円、これは太櫓地区、太田地区でございます。

次に合併浄化槽維持管理業務として127万4,000円、これも太櫓地区、太田地区でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括の質疑を許します。決算書では漁集1ページから漁集15ページになります。質疑ありませんか。

石原委員。

○委員（石原広務君） 報告書の72ページ、手数料に関して確認も含めて質問させていただきたいんですけど、漁業集落ということで年々高齢化も進んで戸数が減るんですけど、1戸あたりの手数料は総体の集落の人口減、家が減ったに関連なく決まってるのか、そこだけお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 久津間主幹。

○建設水道課主幹（久津間智君） 集落排水の使用料のことについての問い合わせかと思いますが、使用料については、失礼しました。浄化槽の手数料についてですね。これは施設自体が合併浄化槽になってますので合併浄化槽協会に検査を依頼してますので、その手数料でございます。

○委員長（大野一男君） 石原委員。

○委員（石原広務君） 自分の質問の仕方が悪かったと思うんです。確認ですけど集落の件数が数十件ある中で、その合併浄化槽としてこういう形で行われているんですけど、仮にその集落の件数が減っていった場合、負担額が減っていった分残ってる方の負担が増える、減るそこを確認したかったんですけどいかがですか。

○委員長（大野一男君） 久津間主幹。

○建設水道課主幹（久津間智君） 今使用料としていただいているのは、公共下水道と同じ料金をいただいておりますので、これは変わる変わらないで現状のままでいこうと思っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 私は確認だけです。今言った72ページの成果のところ、私言われたことあるんですけども、悪臭がして匂いがするんだと。悪臭が出ないようにできないのという話を聞いて、まちに言っているという話は聞いてましたけども、その辺の話というのは、あったのか。もしあったとしたらそれをどう対応したのかそれをお聞きしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 鈴木上下水道係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） ただ今の質問ですけども、悪臭の問題につきましては数年前から煙突先の方からそういう話は伺っておりまして、役場の対応としまして臭気抜きですとか、消臭剤の散布、あと臭気抜きの途中で外気に匂いが出ないような恰好の消臭剤の薬剤の設置等を地先の人と協議といいますか、こういうふうにしますということで話を進めながら匂いになるべく出ないような恰好で対策をとっております。

以上です。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことでまちが対応してるという話ですけども、今はもうその地域の人方と話し悪臭の問題は、ある程度解決済みということで解釈してよろしいんですか。

○委員長（大野一男君） 鈴木上下水道係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） 毎年、春先に住宅と地先の人にお話を伺って、お話をして、今年もこういうような対策をとらせてもらいますという話で、その方からは了解もらって役場で臭気の無いように手立てを取ってもらってると理解していただいと考えると考えます。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） そういうことで理解してるというけれども、今後そういう問題が出ないというのと、出ないためにはその臭気を出さないための抜本的な改革できるのか、どうなのか私はわかりませんが、風、脱臭剤というか、脱臭するためにただ脱臭剤だけで済むのか、逆に言ったら臭気を取り込んでそこで分解して臭気の無いようなものに、まちでも変えていく、それで解決をしていくという考えなのか、そこだけ説明してください。

○委員長（大野一男君） 鈴木上下水道係長。

○上下水道係長（鈴木涼平君） 現状で臭気ゼロになってるとは考えておりませんが、出来る範囲の対応はしております。今後についても、地先の方がもう臭気がするというようなことであれば、うちのほうでもまた別の方法もいろいろ検討して出来る範囲で臭気が無いような恰好で対応したいとは考えております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 地域からそういう話があるので、できるだけ住民に対してそういう部分はできるだけないようにして努力してもらいたいと思ってますけれども、ただ今はそうですけどもこの1年、2年後もまた同じような話になったときに、その時になってどうするこうするといっても困りますので、やっぱり事前に臭気抜きなり、その臭気を出ないようにするためには、その施設の管理をお金に係るものか係らないものか、係るのは係るんですけども、相当お金に係るのかどうなのかも含めて、まちで早く検討して対策をとってもらえればと思います

ので、その辺も合わせてお願いしたいと思います。

○委員長（大野一男君） 丹羽課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） ただ今のご質問についてお答えしたいと思います。鈴木係長が言われたように、今のところは完全にゼロというような状態ではなくて、毎年の対応ということで対応しているところがございますが、細川委員言われるように、今後そういう良い脱臭剤出てきたりとか、あるいは施設自体の改良でそういうものが限りなくゼロに近づくということになるのであれば、そういう方面についても検討して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第9号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第9号、平成27年度せたな町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

説明員入れ替えのため休憩をいたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時14分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

整理番号第9、認定第10号、平成27年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それでは報告書の73ページでございます。まず左側の表ですが上段でございますが、1の収益的収支では、総収益で4,120万3,000円でございます。これにつきましては営業収益の料金収入、いわゆる北電への売店収入でございますが4,119万9,000円、その他では基金の利子として4,000円でございます。総費用では1,797万3,000円、これにつきましては営業費用1,612万円、営業外費用、地方債の利息でございますが185万3,000円でございます。収支の差引では2,323万

円となっております。

次に下段の資本的収支でございますが、資本的支出８５０万円、ここで誠にそれいりますが、この８５０万円の内訳といたしまして下の９のその他８５０万が漏れておりましたので、誠にそれいりますが加筆をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

資本的収支３，２８２万３，０００円、これは地方債の償還金でございます。資本的収支の差し引きでございますがマイナス２，４３２万３，０００円となっております。

次に右の表でございますが、収支再差引といたしましてマイナス１０９万３，０００円となっております。次に５番目、前年度からの繰越金ですが１１４万８，０００円でございます。８の翌年度に繰越すべきに財源で５万１，０００円となっている次第でございます。

続きまして７４ページ、７５ページでございますが、これにつきましては地方債の関係の資料となっておりますので、説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

次に７６ページでございますが、主要施策の効果表でございます。風力発電事業費、決算額５，０８０万円、その他財源で８５０万円、一般財源で残りの４，２３０万円でございます。洋上風車２基の稼働実績といたしまして、発電量は２５５万８，９５２キロアットアワーでございます。平均風速は毎秒６．９メートル、売電収入は４，１１９万９，１２１円となっております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括質疑を許します。決算書では風力１ページから風力１６ページとなります。質疑ありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。認定第１０号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第１０号、平成２７年度せたな町風力発電事業特別会計歳入歳出決算は認定することに決しました。

整理番号第１０、認定第１１号、平成２７年度せたな町病院事業会計決算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それでは病院事業会計につきましては別冊の平成２７年

度病院事業会計決算附属資料にて説明をさせていただきます。すでにお目通しをいただいていることと存じますので、資料箇所のための説明とさせていただきます。

資料28ページをお開きください。せたな町立国保病院の主要施策の効果表でございます。まず上段の収益的支出は、決算額9億1,709万2,000円で財源内訳は記載のとおりでございます。主な事業実績としては、入院診療実日数366日、1日平均入院患者数が43.3人、外来診療実日数が243日、1日平均外来患者数は医科で118.3人、歯科で16.1人となりました。収益から費用を差し引いた当年度の純利益につきましては2,525万631円となったものでございます。

次に下段の資本的支出は、決算額6,896万1,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。病院事業財源の4,543万6,000円は損益勘定留保資金からの補てんが主なものでございます。主な事業実績としては、工事請負費1,181万9,000円、これは非常用電源配電盤設置工事をはじめ、元町地区病院職員住宅改修工事、医師住宅1号並びに医師住宅4号改修工事等を実施いたしました。機器備品購入費1,399万9,000円では、高圧蒸気滅菌装置やX線読取装置操作機等更新し、散薬監査システム並びに入院患者用電動ベット6台等を導入いたしました。企業債元金償還金に910万3,000円、投資として医療職等を確保するため、奨学資金並びに医師確保対策貸付金として3,196万円を貸付けいたしました。特に医師確保対策資金貸付金により固定の常勤医が確保され、医療体制の充実に大きな効果があったものと考えております。

次に47ページをお開きください。せたな町立国保病院瀬棚診療所の主要施策の効果表でございます。上段の収益的支出、決算額は1億7,388万6,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。1日平均外来患者数は医科で53.5人、歯科で30.0人です。収益から費用を引いた純利益につきましては1,281万4,624円となったのでございます。

次に下段資本的支出、決算額は76万4,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。こちらも損益勘定留保資金からの補てんが主なものでございます。内容といたしましては企業債元金償還に24万6,000円、建設改良費の機器購入費としては51万8,000円で、歯科医事パソコンシステムを更新しております。

次に66ページをお開きください。せたな町立国保病院大成診療所の主要施策の効果表でございます。説明の前に訂正がございます。上段収益的支出、主な事業実績中、1日平均外来患者数が9,738人となっております。これは40.9人の誤りでございます。お詫びして訂正させていただきます。申し訳ございません。

改めまして上段の収益的支出、決算額は2億588万6,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。主な事業実績ですが外来診療日数が238日、1日外来患者数は医科40.9人です。収益から費用を引いた純損益につきましては1,588万3,571円となったものでございます。

次に下段の資本的支出、決算額は2,245万2,000円、財源内訳は記載のとおりでございます。こちらも主なものは損益勘定留保資金から補てんによるものでございます。主な事

業として大成診療所の車庫及び外構工事に2,034万7,000円、企業債元金返還分で210万5,000円でございます。

以上で病院事業会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大野一男君） 説明が終わりましたので歳入歳出全款一括で質疑を許します。決算書では病院1ページから病院42ページになります。

細川委員。

○委員（細川伸男君） 固定資産関係の部分で聞きたいんですけど、各瀬棚診療所、大成診療所、個々の部分で見ていくと固定資産の額は個々には出てないですけども、一括でこれ出てるのかと思いますけども、建物に関して前に看宿ですか、北檜山の病院にある看宿を固定資産税額がどのくらいになってるのか聞きたいのと、それとあそこ現状どうなっているのか、現状も合わせて聞きたいと思います。

○委員長（大野一男君） 中川次長。

○病院事務局次長（中川 譲君） ただ今のご質問にお答えしますけども、看宿の固定資産の税額についてはこちらでは把握しておりません。看宿の現状ですけども、現在、残念ながら物置のような状態になってる。ようは建設からかなり年数も経ってます。それとあと残存価格がまだ2,000万ぐらいだと思いますけど、残存価格がまだ残っておりまして、まだ減価償却中だということで、対応年数も若干、公営企業会計の会計基準の見直しもありまして、当初40何年から建物関係は39年が耐用年数となっていますが、その耐用年数も近くなってきたということで、このあと当然取り壊さなければならないという場面も出てくると思いますけども、現在まだ減価償却の残存価格がまだ残ってるということで、この関係については、当然、理事者含めて取り壊すのか、今後も減価償却を続けていくのか、そういうことは調整をしていきたいと思っております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 多分、残存価格が今2,000万くらいという話です。ということは貸借対照でいえば、資産もあるから決算上のことを言えば、要するに資産もあるから減価償却としても出ていくけれども、現在資産がある。その資産のあるために会計を貸借対照をきちっと補う、補うといったらおかしいけども、そういうバランスをとるためにちょっと残しておいているのかどうかという部分と、今いった当然結構かなり古いので多分もう壊す時期には来てると思うけども、それは今後の課題として、これからやるだろうけれども、現在、物置になっているみたいだけれども、使えるものを物置として、その中に入れているならいいんですけども、僕ら見た感じは、そんな感じでもないし、ただ置いてあるというか、物置としての位置付けという形だけのものであるのであれば、もうそろそろどうしていったらいいか、その辺も合わせて考えたほうがいいのかと思いますので、その辺の答弁よろしくお願いします。

○委員長（大野一男君） 中川次長。

○病院事務局次長（中川 譲君） ただ今の委員のご質問にお答えします。先ほど申し上げま

したとおり、ほぼ建物が古いということで古い医療機器等のとりあえず仮置き場所というんですか、物置状態になっていることは確かです。ただその看宿を取り壊すとなると実際病院自体にそういう仮置き場というんですが、そういう場所が一切ないんです。それでこれは当然、看宿を壊す代わりにそういう物置のような建物が新たに必要だっていうところもありますけども、いずれにしましても看宿自体、残存価格残ってますけども、壊すとなるとその2,000万を費用化しなければなりません。ようは2,000万を償却するために収益の費用化をしなければならないので2,000万の除却費が発生するということもありますので、これは当然先ほども言ったように償却する費用の関係も含めて、理事者等ともご相談させていただいて、時期が来たら取り壊すという流れでいきたいと考えております。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 最初の質問で答弁貰ったときには、壊すことも考えているというのも入ってるという話が出たので、私は2回目も質問したんだけど、多分、物置がなければ困るというのも確かにあります。要するに資産価値として2,000万もあるんだという話です。だから普通の人で考えれば、そんなに2,000万も価値があるのと。じゃどこにそんなに価値があるのといってもこれは法的な減価償却でいけば当然2,000万残ってますということです。それであれば、その部分が物置として今後も使いたいのであれば、使う方向で話してもらわないと最初の質問で壊すことも今後考えますという話だったものだから、それであれば今の答弁聞くと、当面は壊さないと。収納する場所がないんで、それが5年なのか10年になるかわかりませんが、多分、私考えるには、少なくとも5年や10年、まして2,000万を減価償却するのに、まだちょっと時間も係るのかと思いますので、それならそれのように、きちんと行き先どうするんだということを含めて来年度検討してもらいたいということで、質問終わります。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

菅原君。

○議長（菅原義幸君） 決算特別委員長の許可を得まして、地方自治法150条により発言いたします。

平成27年度のせたな町病院会計事業は大変貴重な成果を上げておまして、高く評価いたします。中でも医師確保対策は病院長が熱心に取り組んでおられまして、町民の命と暮らしを守り、持続可能な医療を確保するという観点から深く敬意を表するものであります。その上で決算資料の26ページと28ページになりますが、医師確保対策貸付金2,548万354円についてお尋ねいたします。病院事務局長に伺います。貸付けしたのはいつでしょうか。

○委員長（大野一男君） 横川病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） 貸付いたしましたのは平成27年12月25日でございます。

○委員長（大野一男君） 菅原君。

○議長（菅原義幸君） 次に副町長に伺います。昨年11月24日開催の平成27年度第8回

せたな町議会臨時会における総務厚生常任委員会報告において、貸付する場合は貸付契約書を締結し、貸付条件、免責規定、連帯保証人などの詳細に取り組めることを求めました。私も委員会報告を踏まえて、ことし1月の議員懇談会で1回、3月末までに3回、平成27年度中に貸付契約を締結するよう提起いたしました。その都度あなたも同意されておりましたが、約束は履行されませんでした。なぜでしょうか。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 今、菅原議長からご指摘ございましたけども、昨年11月24日に臨時会の中で条例それから規則、条例を可決してそのあと規則を作って対応していたわけですが、まちとしては条例規則に則った形でそれぞれ貸付けの事務を進めていて、申請書、決定書、保証人等ということで条例規則に則った形で事務を進めていたということで、理解をしていたところでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 答えになってないんです。貸付契約書を締結することについて、あなたは同意しているんです。その同意したのになぜ約束を履行しなかったのかということです。結構です。

それで年度が変わった4月4日に、あなたと総務課長に議長室に来ていただきまして、契約書が締結されておりますかということをお尋ねしました。そのときにあなたはその契約書を今締結をする作業中ですという答弁をされております。そこで病院事務局長に伺いますが、あなたが4月1日に着任した時に貸付契約書締結作業は、どこまで進んでおりましたか。前任者との引き継ぎ内容を伺います。

○委員長（大野一男君） 横川病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） 前任事務局長からは当該医師の着任後、金銭消費貸借契約書を締結する作業をするようにと引き継ぎを受けました。4月1日の前のことでございます。4月1日に着任した段階では、その様式等とはまだ作業中で、出来上がっている状況ではございませんでした。ただ年度を超えましたので金銭消費貸借契約書では内容が不備ということで、別な債務承認の形をとった契約書に作り変えるようにいたしましたので、その段階では様式等まだ出来上がっていない状況でございました。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） そうしますと4月4日の副町長の私に対する説明と違うんです。それでもう一つ副町長に伺っておきます。去る10月1日開催の議員懇談会で総務厚生常任委員会副委員長は、副町長と面談したところ議長から催促を受けたと。今のせたな町の条例や規則には貸付契約書を締結すべきであるという規定がないので、このようになったと説明を受けたと述べております。これに間違いありませんか。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 昨年11月に条例規則に則って事務を進めていたということは先ほど申し上げまして、次に議長からお話が合ったのが2月15日に私どもに先生との契約書の関

係でお話がありました。その次２月１６日にも、まちの貸付決定ではなくて、本人との賃借契約書を、それを交わすべきでないかという話を聞きました。私はそのときは、まだなぜ条例規則どおりやってるのにそんなことを言うのかと実は不思議に思っていたわけでありました。しかしそのあと１１月２４日の臨時会の議事録を議長から見せられて、常任委員会報告で貸付本契約書を提出することに、契約締結をすることになっているんだよということで話を伺って、これが今回の医者への貸付けについては、ほかの奨学資金とは別にあくまでも２，５００万円をまちと先生との間の貸付の契約、それと奨学資金ではなく通常の一般のお金の貸し借りの契約書を結ぶべきでないかというお話を聞きまして、私はその時期はなるほどと初めて理解をしたということでございます。したがってそのことにつきまして、前退職した事務長にもその旨お話をしていたんですけども、要するに、まちと先生の間では何も、その先生が拒んだわけでも何でもなくて、まちと先生の間では一応契約済んでいるという形になっていたわけでございます。しかしその後、その契約書を常任委員会の言った貸付本契約書なるものがないので、やはりそれはそのとおりやるべきだと私も理解しまして、先生が４月に着任したのちに、再度そういったことをさせてほしいということで、これも議長には４月まで待つてほしいと、先生が着任してからお話をし、そういった契約、保証人等も付けることになりますのでということで、議長にお話をしていたと私は記憶しております。したがって先生が着任した後に事務局長を通して、そういった先ほど言った契約書を締結したという経過になっているかと思います。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 今あなたいろいろおっしゃいましたけど、私の質問に答えてないんです。私がお尋ねしているのは、総務厚生常任委員会副委員長があなたと面談したときに、どういうふうにおっしゃったんですかと。副委員長がおっしゃるには、議長から催促を受けたけれども今のせたな町の条例や規則には貸付契約書を締結すべきであるという規定がないので、こうなったという説明を受けたと発言しているので、それに間違いがないですかということをお尋ねしたんです。それに対する答えがないということなんです。これもいいです。今あなたおっしゃったことの中で、私は同意しておりません。これは明確に申し上げておきます。貸付契約書を３月末までに、つまり平成２７年度の末までにとらなければ、これは大きな問題になります。だからどんな困難があっても必ず貸付契約書を取っていただきたい。これが私があなたに強く要請した主要内容です。ここは勝手な解釈をしていただいては大変迷惑です。

それでは次に伺いますが、あなたがおっしゃってるせたな町医師確保対策の措置に関する条例を議会に提案したのは町側です。これは議会提出の議案ではないんです。条例案を作成する段階で貸付契約の締結を盛り込まなかった理由は何でしょうか。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） １１月２４日の臨時会で条例案が可決されました。そのあと規則を作りましたので、それに則ってまちとしては、病院側としても事務を進めたということでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） これも私の質問に答えてないんです。まち側が提案した条例案を作成する段階で、貸付の契約すべきだという条項を盛り込まなかった理由は何ですかって聞いているんです。これいいです。同じこと聞いてもやむを得ませんから。

それでこの条例の議決日は昨年１１月２４日であります。規則を定めたのは翌日であります。この規則は条例と違いまして議決を必要としない町長の専権事項です。委員会報告で指摘されたのが前の日ですから、貸付契約書の締結を規則に取り入れる十分な時間的余裕があったと思います。規定さえしていれば何の問題もなかったのに、なぜ規則に取り入れなかったのかということが問題だと言っているんです。条例規則にないから要らないんだという論理になってるけれども、条例、特に規則についてなぜ入れなかったんですかと聞いているんです。もう一遍教えてください。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 先ほど申し上げたとおりその今回の先生との貸付の契約については、従来の奨学資金貸付条例規則に則って、今回も先生との間のそれに準じた形で条例規則等、様式等も作ったわけでして、それらを、なんといいですか、従来の形で作ったものですからそういう形になったと私は理解をしております。ただこれもあとで気が付いたというか、議長からご指摘があって、なるほどなと思っ何回も議事録を読み返してみると、やはり当時の常任委員会で決定されたものが直接、規則に反映されていなかったのかと私は反省をしておりますけれども、そのときも確かに条例とそれから参考資料として規則も配付したと思いますけれども、その中で規則の中にそういった常任委員会の意向を十分反映していなかったということ、あとで気が付いたということで反省をしてるところでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 質疑と答弁なかなか噛み合わないんです。私は反省してるかどうかということ聞いたのではなくて、その時点なぜ規則に規定しなかったのかとその理由をお尋ねしてるんです。

次に進みます。私はこの条例従って貸付けして医師確保に至ったことは、非常に大きな出来事だし、歓迎すべきことだと考えております。ただ問題は、なぜお金の貸し借りのきちんとした契約書をこれだけ議会側が要求しているのに、結果として取り交わせなかったのかということです。これは相手方の責任ではなくて町側の責任じゃありませんか。副町長も必要であるということを認めて、取るようにいたしますという答弁してるんです。結果としては取っていないということになると、これは行政側の怠慢ということ以外に表現のしようがないんです。特に今の病院事務局長は、年度が変わってから、わずか１０日足らずで誠に法的にも面倒な債務承認弁済契約書を取り交わしているんです。ですから当然締結すべき貸付契約書の締結、これ３か月以上もほったらかす理由は何もないんです。そこが私は問題だと言っているんです。これは相手の方に対しても大変な失礼な話です。勉強になりましたということではなくて、明らかに行政側の怠慢だったとお認めになりませんか。

○委員長（大野一男君） 高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 2月から同じようなやりとりを議長とさせていただいたところでございます。最終的に先生との契約に至ったのが4月13日でございます。4月に先生が着任してから、改めて経過を説明しながら先生との契約をさせていただいたわけでございます。本当に先生には何回も迷惑を掛けたと私も思っております。私もやはり当時の11月のときの常任委員会の意見といえますか、そういうものを最初に規則の中で反映できていればこういう問題が生じなかったと思っておりますので、その辺は申し訳ないと思っております。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 町長も聞いてると思いますけども、私はわざわざ条例や規則を定めるまでもなく、お金の貸し借りですから、貸した借りたの証拠はきちんと残すべきでないのかということを委員長報告でも指摘しているし、私も一貫してそのことを申し上げているんです。規則に書く、取り入れる時間的余裕はありました。前の日の委員会報告ですから翌日の規則に入れればいいわけです。規則はあなたの専権事項なんだから随時変えたってかまわないじゃないですか。条例や規則が無いからということで対応するということについて、私は理解ができません。町長あなたこの間、私に一言の公的にも、個別の場面でも何もおっしゃらないわけです。そこも私はどうも理解できないんです。そのままで町長は乗り切るという考え方でいらっしゃったんですか。ちょっとお答えください。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず副町長と議長のやりとりについては、これは副町長から報告をいただいております。副町長のほうの解釈の仕方というのも、私としては、この問題はやりとりに行き違いがあったと。そういう部分では、これは私たちとしても反省しなければならない部分はあると感じておりますが、議長の心配は貸付けに必要な書類が条例に沿って、書類は整備をされているんですが、貸付けに必要な十分な書類があるかどうか。これがもし履行されなかった場合にどうなるのかという心配をされてのお話ではないのかと思っております。私たちの判断としては条例に沿って誓約書という名前の形でのお互いの約束なんです。まちの場合は。一般的には契約書という形での約束事をしっかりと結ぶというのが一般的な例だと私たちも認識をしておりますが、まちの場合は先ほど副町長から言いましたように奨学資金などの例を参考にさせていただいて誓約書ということになったわけございまして、そのほかの一連の書類についてはきちんと整備されていると思っております。このまちのほうもこれで仮に約束が契約どおりに履行されなかった場合どうなるのかと。法的に判断した場合にどうなるのかということも確認をさせていただきました。これについては大丈夫ですということでございましたので、議長がおっしゃるこの契約書という名前のほうが一般的にはわかりやすいと思っておりますが、これについては必要だということになれば条例を改正するということもあると判断をしたところでございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 私これ簡単に終わると思っていたんです。ところが今の町長のような答弁するからかえってこんがらかってくるんです。かなり泥沼の中に入ってますよ今の答弁さ

れると。お金を貸した借りたは借用書を取らなきゃだめなんです。奨学資金の例出しましたけども奨学資金は貸付した1番最後の段階、満タンになったあとはきちんと契約してます。貸付した全額について。ですから奨学資金に習って作ったというならそういう満タンの部分の借用書、これは4年後あるいは6年後にとっているわけですから、なんで取らなかったのかという問題出て来ます。ついでに言っておきますが、副町長の先ほどの答弁、これも問題なんです。契約に至ったのは4月13日だと言ってますけども、4月13日にいわゆる貸付書の金銭消費貸借の関係の契約はしてないんです。これは取れなかったんです。町長それはお認めになりますか。だから名称が別名称でしょ。債務承認弁済契約書、これは横川事務局長が大変ご苦労なさって4月13日の時点では、このような形の契約しか交わせないという一つの知恵を生かして作りあげたものだと。だから議会で言った貸付契約書はないんです。だから私はその点について行政側の怠慢ではないのかとご指摘申し上げているんです。町長そこを認めるか認めないか全く答弁がないんです。行政側の怠慢であれば、これは当然非を認めて謝罪していただかなければいけないですが、町長の考え方全く私は伝わってこないんです。これひとつ申し上げておきます。

もう一つ私が心配しますのは、先ほどいろいろ町長が言っていた契約書だとか誓約書だとかありますけれども、これは全部一つ一つ切れているんです。分断されているんです。連帯保証人の誓約書も確かにあります。医師本人と連名で。だけどいつ何の債務についてどのように責任を持つかという完全の中身がないんです。ただ連帯責任持ちますという責任だけで、いわば白紙に等しい内容なんです。だから私はきちんと金銭消費貸借の契約書を結んで、その契約書に連帯保証人の署名捺印をするということ でなければ、後日、法的な戦いが起きたときに、そうならないと思いますけれども、そういう場面では法的に、これは効力を発揮しませんということで、そういうことも含めて私は申し上げているんです。町長このお金2,500万は、あなた個人のお金でないです。町民の公金です。貸した借りたの明解な契約書がないままにずっと進んできてたということについて、私はこれは3月31日までと切ったのは決算の審査の問題があるからです。認定するべきかどうかということ を議会で問われるからです。だから言ったんです。そこについて町長どうですか。まずかったらまずかったと、やっぱり指摘のとおりだということなのかどうか、単純明快に答えてもらえませんか。きちんと謝罪するなら謝罪するということで、私は次に申し上げたいことがあります。謝罪する必要ないと。もう終わってしまった過去じゃないかとおっしゃるのであればそうおっしゃってください。それに対する発言もあります。町長に伺います。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず先ほども申し上げましたが、一連のやりとりに行き違いがあったということで、私としても反省しなければならないと感じているところでございます。そこでこの誓約書の関係ですが、この内容は、せとな町医師確保対策の措置に関する条例及びそれに基づく規則を固く守ることはもちろん、平成28年4月からせとな町職員として医療業務に従事することを誓うということでございまして、何かあった時には連帯保証人が一切の責めを引

き受けますと。その言葉の中身は、医師確保対策貸付金の決定書、貸付額 2, 548 万ということと、それから当該の医師の貸付金の申請書という書類などが上がっておりまして、条例のとおり書類は揃えてあると認識をしております。ただその辺の議長との行き違いがあったことについては、これは反省しなければならないと思っております。申し訳ありません。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 私は今の答弁不誠実だし、受け入れるわけにはいきません。議長とあなたの方の行き違いじゃないんです。当然やるべきこと行政として怠慢だったのではないかと。そのことについて、どういう態度をとるんですかということをとっているんです。それを議長との行き違いがあった。問題すり替えてはいけません。問われているのはあなたの責任です。それでさっきも申し上げたんですが、改めて申し上げます。町長が言っている誓約書、私持ってますよコピー。28 年 1 月 3 日、これは本人と連帯保証人が医師確保対策資金の貸付けを受けることになった場合は、誠実に町職員として医療業務に従事することを誓う。それからその下に万一本人が不都合なことがあったときには、連帯保証人が一切の責めを引き受けます。2, 500 なにがしを借りた貸したの特定の事項何も入ってないんです。これはいわゆる借用書にはなりませんから。連帯保証人とは借用書の中に借りた主債務者と連帯して共にこの金額、この内容、この返済条件で責任を持つということが特定されないとないんです。この誓約書中にどこに書いてあります。連帯保証人 2, 500 万責任を負うということの法的責任問えませんかよこれなら。だからあまりこういう議論私はやりたくないの、そこで留めておきますけれども、町長はいいですか。町長は 2, 500 万の町民の公金を貸付けしたのに借用書を取らなかったということについて責任は感じていないんですか。もう一遍答えてください。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この件につきましては、議会から議決をいただいた条例に沿って手続を進めたと私は理解しております。ただ議長が今何度かおっしゃってました副町長とのやり取り、それらについての行き違いはあったと私はこれは認めたいと思います。

○委員長（大野一男君） 菅原議長。

○議長（菅原義幸君） 私これで止めます。ただ最後に言うておくことがありますから聞いてください。議長とあなたのやり取りの食い違いでないです。委員会報告で、つまり平成 27 年度第 8 回せたな町議会臨時会における総務厚生常任委員会の報告で貸付契約書を締結し、貸付条件、免除規定、連帯保証人などを詳細に取り決めるべきだということを求めたんです。これがなんで議長とあなたのやり取り、行き違いになるんですか。これをきちんと履行していれば何の問題もなかったんです。議会が決めた条例の中にそんなこと入ってないじゃないかというのであれば、翌日の規則になぜ入れなかったのかということを知っているんです。あなたの専権事項なんだから。結局、議会が言っていることは無視してるんです。私は年度内に合計 4 回言ったことも結局は履行されなかったということです。そういう行政を私は良しとはできないという見解を持っています。ただこの決算の表決権は私はありませんから、聞くのみでありますけれども、議会がこれでよしとするのかどうか。私は問われていると思います。重ねて申し上げ

ますけれども、医師を確保したということの院長の尽力、評価、これは最初に申し上げたとおりです。たった1点あなた方の行政に怠慢があったと。これを認めてきちんと謝罪をすればそれで済む話なのに、なんでそれを認めれないのか。なんで謝罪できないのか。私は大変不思議だ。これはもう答弁要りません。それで私の発言は終わりますので、皆さんご判断をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 菅原議長委員長からですが、もう一度答弁をという機会は…

○議長（菅原義幸君） 繰り返しになるからいりません。

○委員長（大野一男君） いいですか。

○議長（菅原義幸君） いいです。

○委員長（大野一男君） ほかに質問ありませんか。

熊野委員。

○委員（熊野主税君） 今議長からいろいろ医師の関係で、契約の関係でいろいろな話が出ました。議長の質問の趣旨それから町長、理事者側の答弁等々を聞いてましても、いろいろな立場から考え方はあろうかと思います。ただ一つだけ言えるのは、議会の総務厚生常任委員会でのような約束をしてくださいと出しました。その結果が今の状態だと私は考えます。とするならば議会の立場からすればうちの総務常任委員会が言ったことが、まちが聞かなかったということに考える議員もいて私は当たり前だと。これだけ職員の方が一生懸命やってきてるのにたったこの一つのことによって決算が認定できないという不名誉なことが、まちにあっていいのかということの立場でもう一度。議長は町長の答弁は要らないといいましたけども、私は再度町長に答弁を求めます。

○委員長（大野一男君） よろしいですか町長。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） この条例のおかげで、医師の確保ができたということは大きな成果だったと思っております。その上でこの一連の書類の整備、整理の仕方に大きな行き違いがあるということについては、私としては十分責任を感じております。申し訳ありませんでした。

○委員長（大野一男君） 熊野委員いいですか。

○委員（熊野主税君） 今、町長が謝罪されたということは、一番求められた言葉だったので、もう一言、ある意味、理事者側の怠慢だったということをお認めになるということによろしいですか。お答えください。

○委員長（大野一男君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） そう思っていて結構です。それでこの条例、規則この辺については改めて整理をさせていただいて、今後このようなことの起こらないようにやらせていただきたいと思います。

○委員長（大野一男君） 真柄委員。

○委員（真柄克紀君） 先ほど来のやり取りを聞いてまして、私、町長これは本当に単純な話

だと、2,000数百万のお金を貸す場合に、どう考えたって、普通に1番先に契約書を作る。そのことをただ指摘されたことだけで、それがどういう事情があったか知らない。それで私も記憶してます。総務委員会ではありませんけれども、3月の定例会のあともその中で揉んで、それで正副委員長が汗をかいて、そういう話で終わったということで、定例会も終わったという事実です。そういうことからして、それを現実問題として公的な肝心の裏付けをする契約書がない中で2,000何百万という貸付をする。それに関しては、町長も間違っただからすぐ、それはちゃんとその時点で処理しなかったことはきちっとやっぱり言ってまちの方々に。それでないと何かあったら今度この金返してなくても、まち貸すのかという話になったら困るんだから、そういう意味で議会も言ってきた話だから、もう1回これはきちんと対質問者でなくて町民の方々に本当に、ある面で私もそこまで気が付かなかった。本当に申し訳なかったということで言えば、私はそれできちんとした形の釈明になると思うし、ただもう一つ、こういう貸し方、借り方をもしまたあるということになると大変なので、その辺含めてきちっとまたその扱いを。もう一つ貸付金という形になった場合、もしかしたら所得税とかに関係してこないんですか。会計上でいったら、これだけの金額ボンと貸付けられたら、その人の形の所得の関係で税法上何か問題はないんですか。ネットとか見るとそれは貸付になる場合がありますと出ています。だからこれはまた話あれですから、その辺ちょっと引っ掛かるので再度聞きますけど、いずれしてもこの場で、町長、各委員も議会の中のやりとりも完全な約束を年度内にできない。これは決算委員会ですから。決算委員会でなかったらこういう話にはならないと思います。また、あとから町長責任どうするんだという話に。だけど決算委員会ということは、最終的に私たちもこれを認定するかしないかとなった場合に、ここのところに金銭的にまちに一銭も損失はないよというものの、金銭的にそれだけの裏付けをした作業をして、それが決算委員会の中で一切扱われないで、問題にならないというわけにはいかないとなってるわけですから、本当に町長が手続上含めて自分のミスだとそれも認めた上で、あとはあれです。認定に関してはきちっとお願いするしか方法ないんじゃないですか。もしそれがどうなるかわかりませんが、それと先ほど言った所得税関係のことはどうなのか、私気になるのであとからでも、税務関係含めて…

○委員長（大野一男君） 真柄委員今の税の賦課の…

○委員（真柄克紀君） そういうことになる可能性はないんですかということです。

○委員長（大野一男君） 返事の出来る職員がいませんので、今すぐ即決回答は難しいと思いますが、どなたか明解に答弁できる方いらっしゃいますか。

○副町長（高野利廣君） このお金は12月に貸して、1月に…

○委員（細川伸男君） 休憩しているの。

○委員長（大野一男君） 質疑中です。

○委員（細川伸男君） 休憩。

○委員長（大野一男君） 休憩取ってません。

休憩はとってませんが、まち側に今委員長として今の真柄委員の税の関係で答弁できる職員

が在籍していらっしゃいますかという問いかけですが、いなければ休憩をとって時間を作りますけれども。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 単純にお答えさせていただきます。貸付金、奨学金にそのまま充当する場合については非課税になります。ただし、そういう目的外のものとして預金したり、違う目的に使った場合については贈与税と見なされて課税の対象になる場合がございます。

以上でございます。

○委員長（大野一男君） 真柄委員よろしいですか。先ほどの税の関係の答弁は。

○委員（真柄克紀君） それは今教育長からくしくもおっしゃったとおりで、全くゼロではないと、個人の所得税の関係になってきますから、そういうことで私は公的に行政がやる以上はその辺の引っ掛かりがあったら困るということでお聞きした。100%関係ないという話にはならないわけです運用上。もし個人が。あり得るわけでしょうということも。だからその辺のところもちゃんとしておかなければならないでしょうという意味で質問しているということ。

○委員長（大野一男君） 副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回のこの貸付金、まちから貸付したお金はそっくりそのまま奨学資金の、本人は返還金ということで産業振興財団の方にそっくりそのままこっちからこっちにお金移動したという形になっておりますので、今の教育長から説明したとおりでございます。

○委員長（大野一男君） ほかに質問はありませんか。

平澤委員。

○委員（平澤 等君） 一連のことにに関して、いろいろ意見、菅原議長それからその他なり質問があったわけですが、ただ中に総務委員会がたまたま出てきたので、総務委員長、今回決算委員長として壇上に上がっているの、総務委員会中で中身の経過という形で触れてみたいと思うんですが、先ほど議長のお話にあったように11月24日、総務厚生常任委員会の中においては、委員会の調査報告というのは、先ほど菅原議長が申されたように議会の手続については貸付仮契約、それから貸付本契約それから貸付条件免除規定とか、連帯保証とかということのものを箇条書きにして3点、これは調査報告ということで提出してございます。これは認識のとおりだと思います。それによっていろいろ関連して、いろいろなことがあった中で、先般、総務厚生常任委員会の調査案件でなくて、常任委員会の協議会という形の中で総務厚生常任委員の方が集まった中で、その中でこの件についていろいろと協議いたしました。その協議内容についてすでに議員の皆さんには先般、報告しているんですが、この問題点委員会報告について、まちが履行してないという部分について大きな問題がある。医師の招聘、招致並びに貸付けに対して問題があるというわけではなく、議会とまち側の問題だと考える。委員会報告を受けて条例の見直しを含めた議決をしなかった部分ではありますが、委員会に対するまち側の対応の仕方にも誠実さが見られなかったのは事実である。こういった意味で協議会の内容でございますけれどもしています。ただ財政の執行については、不適正な処理があったわけではないと考え、さらに1番問題になったのは、今後のまちの常勤医師確保に支障を来すことのないよう

に、今回の件に関しては大事にならないように求めたいとまとめてあるんです。そういうことで議会とまち側の中でいろいろこれに対して不誠実があったのは事実として認め、その分については、先ほど町長謝罪されましたから、これ以上言及しませんけども、やはりその点についてはしっかり反省していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（大野一男君） 細川委員。

○委員（細川伸男君） 総務の副委員長からお話ありました。協議会なるものをして、いろいろ縷々話はしてました。私たち議会として、議員として総務でいろいろ話して3月の会計年度が終わるまでの間に、多分ここにいる委員長が総務の委員長もやってらっしゃるので、その委員長からもお話を聞いて、3月の会計年度が終わる前には、そういうまだ契約書を交わしてませんよという話は聞いて知ってましたという話も出ました。そういう中で総務の人員がどういう話をしたかもわかんないけども、ただ私たち議員として、じゃこれをせっかく総務委員会でも協議会いいんですけども、これが議論になるなとわかってるんであれば、私たち議会としてもどうするのか、自分達の態度をどうするのかという部分もきちっと議会の中で考えるべきだし、考えていかなかったらいいし、これ本当に通す、通さない別にしても、あんた方議会なにやってるのと。内容も知っていて、それも何もやらないで出てきて謝りましたと、それでいいんですかと。あんた方なんで議員になっているんですかという私は懸念もありますので、やはり議員は議員として、それと併せて委員会は委員会として委員会の責任の下で進言した部分がそうになってないのであれば、やはり早く委員会を開いて、どうなってんだとやるのもひとつだと思ふし、それを私はどうこう攻めてるんじゃないで、反省の上で今回こういうことあったので、私たちそれぞれ2つの委員会別ですけども、やはり私たちも議員として、きちんとその辺のけじめなり、そういうものを態度を示して町民の皆さんにわかるようにきちっと示さないといけない。良いものはいい。悪いものは悪い。是々非々で考えなければならぬと思いますので、議員の皆さんもそれぞれの立場あるかと思うけども、私はそういうことで今の町長の謝罪を聞いて、やはり議長議員としての考え方も町民の皆さんにきちっと私からも示したいということで、私、手を挙げて発言したので、その辺討論ではないですけどもそういうことを踏まえて、私たちも今の決算の委員長として、この結末として委員長の考えも併せて聞きたいと思います。

○委員長（大野一男君） 開会中の中でお話しするのも僭越ですので、休憩を取らせていただいて、今の細川委員に対して私なりの意見を述べさせていただくことにしたいと思います。よろしいですか。よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○委員長（大野一男君） では暫時休憩に入ります。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時35分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き再開をいたします。

委員長よりご提案がございます。もう一度休憩に入って別室で議員で会議を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） それでは別室にお集まりをいただきたいと思います。

休憩に入ります。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 3時15分

○委員長（大野一男君） 休憩を解き会議を再開いたします。

休憩中に先ほど別室にて決算審査特別委員会の皆さんと協議をした結果をご報告をさせていただきます。

理事者において、先ほどの議論において事務執行上で職務怠慢があったことをお認めになりましたが、改めて謝罪を求め議会としては責任を明確にし、減俸処分を求めるものであります。

以上です。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） わかりました。申し訳ありませんでした。

○委員長（大野一男君） ほかにありませんか。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

認定第11号を認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○委員長（大野一男君） 異議なしと認めます。

よって認定第11号、平成27年度せたな町病院事業会計決算は認定することに決しました。

以上で本特別委員会に付託された11会計の決算審査は終了いたしましたので会議を閉じます。

本委員会は全11会計のうち認定第1号、平成27年度せたな町一般会計から認定第11号、平成27年度せたな町病院事業会計までの11会計すべて認定すべきものと決定いたしましたので、第4回定例会にその旨報告いたします。

これをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。
長時間にわたって委員会の皆さんには大変御苦勞さまでした。
ありがとうございました。

閉会 午後 3時23分

委員会条例第28条の規定により署名する。

平成29年1月19日

委員長 大野 一 男

署名委員 神 田 和 浩

署名委員 本 多 浩